

## 古代法の翻訳と解釈 III

ハムラピ法典の石柱に刻まれた楔形文字全文の原典  
その翻訳および解釈の方法について

Comment traduire et comprendre “le Droit ancien”  
(i.e.)-L’interprétation du code cunéiforme de  
Hammurapi-III

佐藤 信夫

### 目次

法の象徴図像「王笏」(山梨学院大学『法学論集』第40号  
1998年6月10日 p.220~p.304に既述)

まえがき(これ以降第66条まで『法学論集』第47号に掲載)

ハムラピ法典石柱原文の読み方

最古の法律辞典

ハムラピ法典前文

ハムラピ法典各条文の邦訳と解釈

第I章 訴訟法と訴訟手続法、偽証の罪(第1条~第5条)

(ここから第66条まで『法学論集』第47号に掲載)

第1条 誣告罪、同害報復 Lex talionis

殺人罪の原告がそれを立証できなかつたら死刑となる

第2条 河神の処罰、正義と法(神罰)

「魔術を使ったかど」での告発は、神明裁判で決着がはかられる

**第3条 脅迫による偽証罪**

偽証罪の処置、原告が告訴した人の生死に関わる訴訟で立証できない場合は、その証人が死罪となる

**第4条 訴訟と同額の賠償、収賄の禁止**

偽証が穀類金銭に関わる場合の措置は判決による

**第5条 裁判官の責務**

判決の変更、判事は12倍の賠償額を支払う

**第II章 窃盗罪、所有権の侵犯、処罰方法（第6条～第13条）**

**第6条 窃盗と赃物牙保罪**

神殿と宮廷からの窃盗—死罪となる

**第7条 契約と供託物、準盗財**

証人なしの契約と窃盗とみなされる場合は死罪

**第8条 盗品が神と宮廷の品**

盗んだものが神か宮廷のものだと30倍の賠償、ムシケケヌムのものだと10倍の損害賠償を支払わなければならない

**第9条 喪失物、証拠裁判**

喪失物を他人の手中に発見した時の措置

**第10条 赃物の取り戻し（準盗財）**

裁判所で売買の立証が可否による罰則の規定

**第11条 原告の責任、遺失物回復**

喪失者が所有していた事実を証人によって立証できない場合には、紛争を起こした責任者として死罪となる

**第12条 赃物牙保罪**

赃物故売人が死亡した場合に、被告は訴訟費用の5倍を取得できる

**第13条 証人の確保期間**

証人を確保する期間は6ヶ月まで裁判官が指定できる

**第III章 誘拐罪と奴隷の法規（第14条～第20条）**

**第14条 幼児誘拐**

他人の幼児を誘拐した者は死罪となる

**第15条 奴隷の逃亡幫助罪**

宮廷の奴隷を逃亡させたる者は死罪に処せられる

**第16条 逃亡奴隷の保護**

宮廷から逃亡した奴隷を保護した者も死罪

**第17条 逃亡奴隷の逮捕**

奴隷の所有者は逃亡奴隷を逮捕してくれた者に2シェケルの報酬を出す

**第18条 奴隷の身元確認**

逮捕した奴隷は宮殿で身元確認

**第19条 奴隷の隠匿者**

一度奴隷を隠匿した者は必ず死罪

**第20条 捕獲奴隷の逃亡**

奴隷を捕獲した者がその奴隷に逃げられたる場合は「神への宣誓」で放免される

**第IV章 強盗罪、強奪如何の処置（第21条～第25条）**

**第21条 侵入者の殺害、家宅侵入**

他人の家に侵入した者は殺害される

**第22条 窃盗犯、強盗（追い剥ぎ）**

人の財物を略奪する目的で強盗—死罪

**第23条 盗難物件の申告**

盗難された物件を神の前で申告—その地域の行政責任者がその賠償をする

**第24条 強盗殺人への賠償金**

強盗に殺された者への賠償—1マナの銀

**第25条 火事場泥棒**

火災の消火に来た者が—その家の財物を窃取、その火中に投げ込まれる

**第V章 兵士階級に関する諸規定（第26条～第41条）**

**第26条 憲兵・軍族と按察官の出征**

憲兵・軍族や按察官が出征を命じられたのに徴兵拒否または傭兵に代理させたら死罪

**第27条 出征兵士の土地返還**

出征した兵士が捕虜となっている間その土地を使用していた者の返還義務

**第28条 出征兵士の息子、私領相続**

出征した兵士に、息子がいたら、その田畑の経営を継承できる

**第29条 幼少の息子、不動産相続**

まだ息子が幼少の時は、その田畑の3分の1は母に与えられ成人するまで継承

**第30条 不動産の取得**

兵士の土地が放置され、他の者が三年の間その田畑を耕やしたら自分のものになる

**第31条 短期の放置**

放置した期間が一年間ならば、その出征兵士に田畑は戻される

**第32条 兵士の身代金**

戦争で捕虜になった兵士が、もとの身分になるには身代金を払って身受けしてもらう

**第33条 指令官と長官**

軍隊における指令官や長官が国王の命令以外に勝手に徴兵をすることの禁止

**第34条 指令官の服務違反**

兵士の虐待禁止、兵士の給与保護

**第35条 兵士との取引**

国王から兵士に与えられた家畜の取引

**第36条 憲兵・軍族の不動産売買**

公的な役職者に国王から与えられた不動産の売買禁止

**第37条 不動産売買の禁止**

公職者の不動産は例え売買されて銀が支払われていても無効で銀は没収される

**第38条 妻と娘への譲渡禁止**

公職者の不動産は自分の妻や娘に譲渡できず、負債のため売却して



もいけない

**第39条 個人的に購入した不動産**

自分の妻や娘のために個人的に購入した不動産は売買できること

**第40条 不動産の売買**

商人や企業家は不動産の売買自由

**第41条 公職者の不動産売買禁止**

公職者の不動産を売買するのを幹旋したり、担保に入れることの禁止

**第VI章 農耕地と灌漑に関する規定（第42条～第66条）**

**第42条 不動産の賃貸借**

田畑を耕作するために賃貸借した者が収穫できなかった時の賠償

**第43条 田畑賃貸借の責任**

田畑を賃貸借して耕やさなかった者の回復義務

**第44条 長期の開墾放棄**

原野を三年間開墾する約束で賃貸借したがそれを放棄した者の責任と損害賠償

**第45条 洪水にあった田畑の損害**

田畑を農夫に売却した後その田畑が洪水にあったらその損害は農夫の負担

**第46条 田畑売買の契約**

田畑を売買したがその代金を支払っていなかった場合の収穫の分配

**第47条 田畑の維持管理**

売買の後、田畑の維持管理を他人にまかせた場合の分配

**第48条 債務者の支払猶予**

洪水にあった田畑を持っていて負債のある者はその年の支払いと利息が猶予される

**第49条 商人からの賃借**

商人より金銭を借りて田畑を入手して穀物やゴマを植えたその収穫は商人のもの

**第50条 借財と利息**

上記で、穀物やゴマの収穫高はその借用した銀貨と利息分だけ商人のものとなる

**第51条 法令換算表による返済**

返済する銀貨なき時は、借用額と利息分だけ国王の法令換算表の額面で返済できる

**第52条 契約の変更不可**

その田畑で穀物もゴマも収穫できなかつた時はその契約を変更できない

**第53条 堤の修復不全と賠償**

土手の堤を堅固にしておかず他人の耕作地に災害を与えたらその穀物を弁償する

**第54条 穀物の損害賠償分配**

上記で穀物の弁償ができなかつた場合に農夫は売り上げ金を互いに分配できる

**第55条 灌漑の水門放置**

灌漑の目的で水門をあけ他人の畑を水で押し流した時の損害賠償

**第56条 隣の田畑への損害賠償**

自分の水門を開き隣の田畑の供給物に害を与えた場合、10イクー大麥10グルの賠償

**第57条 牧畜の責任**

他人の田畑に家畜を放し草を食べさせたる牧人の損害賠償前条の倍額

**第58条 家畜の暴走**

前条で草を食べた家畜が公共の広場などに暴走した場合の牧人の責任とその目撃

**第59条 果樹園の樹木伐採**

果樹園の所有者がいない時にその樹木を伐採したならば半マナの罰金

**第60条 果樹園の植樹**

果樹園に植樹した時、五年目からその所有者と園丁師とが平等に分

割する

**第61条 造園の未完成**

造園を開始したが完成しないまま放置した場合の園丁師の取り分

**第62条 畝地の造園**

畝地に造園しようとして植樹しなかった場合、隣の田畑に準じて損害賠償

**第63条 原野の造園**

田畑が原野に位置するならば田畑の所有者に返却し、10イクーにつき10グルの賠償

**第64条 園丁師の取り分**

園の管理者は果樹園の収穫物の3分の2を地主に納め残りの3分の1が自分の収入

**第65条 園丁師の管理不適切**

園丁師がその管理をきちんとせず収穫高を減らすようなら、隣の果樹園の収穫で賠償

**第66条** (訳文の一部のみ)

(以上は山梨学院大学『法学論集』第47号、2001年3月26日 p.98～354に既述)

第66条から第99条まで石柱の表面が削り取られているから省略、他に発見された粘土板で、家屋や建物のある土地の所有等の規定が盛られていたと考えられている

**第VII章 委託者(商人)と受託者の規定(第100条～第107条)**

(ここから第100条～第169条までは『法学論集』第48号に掲載済み)

**第100条 商人(タムカル)への利息**

(原文が欠如) 利息の支払いは日数を計算して商人に返済

**第101条** <sup>シヤマルルム</sup> 受託者の損害賠償

商人から依頼を受けた寄託者が派遣された土地で利益を出せなかった時の賠償2倍

**第102条** <sup>シヤマルルム</sup> 不正の受託者(行商人)

商人がその寄託者に出資金を渡す時相手の不正をみつけたら出資金の返却を求める

**第103条 強盗にあった受託者**

寄託者が旅の途中強盗にあつたら帰国後神の前で宣誓することで免される

**第104条 署名領収書の取引**

商品を預り、財物を取引きしたる者は銀の支払いとともに署名領収書を受取る

**第105条 契約文書なき取引**

署名領収書なき取引きでは銀貨を受け取れず、ない分の計算に加えられる

**第106条 寄託行為の責任**

貿易・販売契約が寄託者の側の責任で破綻したことを商人が立証した時は3倍の罰金

**第107条 商人側（委託者）の責任**

上記の契約で、その破綻が商人側の過失で破綻したことが立証されれば6倍の罰金

**第Ⅷ章 居酒屋の女将（第108条～第111条）**

**第108条 酒代金の受取り**

酒代金を銀で受け取ったりゴマかして受け取ったりした居酒屋の女将は川に投げ込まれる

**第109条 治安維持義務**

居酒屋に犯罪人が群れ集っていた時にそれを取り押えなかったら居酒屋の女将は死罪となる

**第110条 修道女の飲酒禁止、違反者は火刑**

修道女が居酒屋を経営したり酒を飲みに居酒屋に入ったりしたら火刑に処せられる

**第111条 居酒屋での支払い**

ツケで飲んだ客は穀物の収穫時に50シラの穀物を支払う

**第Ⅸ章 債権法（債務者、抵当、留置権）（第112条～**

第119条)

**第112条 物品の横領**

他人に搬送を依頼されたものが搬送しないで横領してしまった場合に5倍の損害賠償が科せられる

**第113条 債務の取立て**

債権者は無理に債務者から財物を取りあげた時にはその債権者の地位を失う

**第114条 債権なき差し押えに対する罰則**

実際には債権がないにも関わらず、ある者が他人の家から人質を取ったら1人1/3マナの罰金

**第115条 人質の死亡**

前条のような場合、差し押えた人質が死亡した場合その人質を差し押える原因となった債権も消滅する

**第116条 虐待による人質死亡**

差し押えた人質が虐待によって死亡した時は同害報復、奴隷ならば3分の1マナの罰金

**第117条 債務の抵当**

債務者が自分の妻、息子や娘を債務の抵当として引渡したなら三年間労働力として働かすことができる

**第118条 奴隷の抵当処分**

上記の抵当として自分の奴隷を提供したならば、それは譲渡・売却事由としては取り戻せない

**第119条 子供を生んだ女奴隷**

債務者は前条の例外として自分の子供を生んだ女奴隷だけは同額の銀で取り戻せる

**第X章 財産権の規定 (第120条～第126条)**

**第120条 穀類の貯蔵の寄託**

穀物を信託した者が貯かったことを否定した時それが立証できたら2倍の損害賠償

**第121条 年間貯蔵費**

穀物の貯蔵を寄託したらその年間貯蔵費は大麦1グルにつき5シラ  
の穀物を支払わなければならない

#### 第122条 貴金属類の寄託方法

貴金属類等の寄託には粘土板による契約書の作成が必要条件であ  
った

#### 第123条 訴訟の請求権

寄託をした証人も契約書もなくその寄託が否認されたる場合、訴訟  
の請求権はない

#### 第124条 寄託の立証責任

証人を前に寄託したが相手が受託を否認した時には、その立証に成  
功すれば2倍の損害賠償

#### 第125条 受託者の責任

受託者はその預った品物について盗まれたら完全に賠償するか窃盗  
犯から取り返さなければならない

#### 第126条 虚偽の紛失物に関する告訴

自分の所有物が紛失していないのに紛失したと虚偽の告訴をした者  
は2倍の損害賠償

### 第 XI 章 家族法（婚姻と相続、第127条～第152条）

#### 第127条 誑誘・誣告の罪

他人の妻女や女神官に後ろ指をさしその挙証が出来ない時は額に刻  
印を打たれる

#### 第128条 婚姻契約書の作成

妻を娶っても正式に婚姻契約書を作成しなかったならばその婚姻は  
無効となる

#### 第129条 妻女の不貞

現行犯で妻の不貞が見つかった時男と共に水中に没せられるが亭主  
が助命すれば許される

#### 第130条 乙女の強姦

婚約はしたが未だ父の家にいる乙女を強姦したる男は死刑、娘は無  
罪放免される

**第131条 密通の嫌疑**

妻が夫から密通の疑いをかけられても現行犯でないなら神に宣誓して実家に帰ることができる

**第132条 密通の反証**

他人の後ろ指で密通の疑いをかけられた妻女は河神の神明裁判によって反証できた

**第133条 留守宅の妻は再婚禁止**

出征した者の家に食料とする蓄えがまだある時は再婚禁止、違反者は溺死の処刑

**第134条 再婚可能の条件**

出征して捕虜となった者の家に財産がない場合にはその妻女は再婚することができる

**第135条 再婚の破綻**

前条の場合元の夫が戻ってきた時は妻は元の夫のもとに帰り再婚で出来た子供達はその実父のところに

**第136条 逃亡夫の妻**

自分から居住地を捨てた夫の妻は誰と再婚しても良く戻ってきた夫につれ戻されない

**第137条 女神官妻の離婚**

女神官だった妻女を離婚する場合は持参金と不動産の一部を与え子供の相続に関わる

**第138条 石女<sup>うまづめ</sup>の追い出し離婚**

子供を生まなかった妻女を離婚するには結納額の銀と持参金を払い戻す

**第139条 持参金なき女の離婚**

婚姻するに際し持参金（結納料）を持ってこなかった妻を離婚するには1マナの銀

**第140条 ムシュケーヌム階層の離婚**

離婚しようとする妻がムシュケーヌム階層の出身である場合その離婚料は3分の1マナの銀

**第141条 妻の婚姻継承責任**

妻が離婚しようと勝手に世帯道具をまとめたら妻を追出すことも奴隷の如くすることもできる

**第142条 妻側からの離婚**

妻女から離婚を申出たる時その決定は家門会議で夫に欠陥ある場合持参金を持って実家に帰れる

**第143条 家門による審判**

前条による審判で妻に責任ありと認められた時は水中に投げ込まれ処罰

**第144条 妻たる女神官の地位**

女神官を妻に娶りその女奴隷が子供を生んだ時はその妻女が同意しない妾を囲うことができない

**第145条 妾を囲える場合**

前条で妻の女奴隷に子供が生まれなかったら妾を囲えるが同居した妾の地位は常に妻の下に置かれる

**第146条 子を生んだ女奴隷**

前2ケ条で女神官の連れてきた女奴隷はその後妻の下に置かれるが売り払われることはない

**第147条 女奴隷の売却**

前3ケ条で妻女となった女神官の女奴隷が子供を生まなかったらその主人は女奴隷を売却できる

**第148条 病気の妻離別禁止**

娶った妻女がラアプム病になって、他に妻女は娶れはするが元の妻を離別することはできない

**第149条 妻の同意で離婚可**

前条の妻女が自分の方からその家に住むことを欲しないなら持参金を持って実家に帰る

**第150条 封印遺言証書**

生前のとき自分の妻に粘土板の封印遺言証書が作成されていればその妻女は不動産を自由に処理できる



**第151条 妻の債権拘束性なし**

前条でその妻女が婚前に債権があったとしても封印遺言証書の内容の方が優先する

**第152条 共同の債権は率先支払**

結婚してから生じた債権は夫婦共同して先に商人に支払いをおこなうこと

**第 XII 章 刑事法（殺人・近親相姦等）（第153条～第158条）**

**第153条 夫の殺害**

他の男のために自分の夫を殺害した妻は杭刺し刑に処せられる

**第154条 姦通罪**

他人の子女と肉体関係をもちその他人（の男）がこの都市から出ていけと命じたら追放される

**第155条 息子の嫁との相姦**

息子の嫁に手をつけた息子の父がその嫁と同衾している時にみつかったら水死の刑

**第156条 婚約中の息子の嫁**

まだ婚約中の息子の嫁に手を出したら1マナの罰金と持参金を返還しなければならない

**第157条 近親相姦**

母と相姦した者は火刑によってその母親と二人とも焼殺される

**第158条 父の女奴隷との相姦**

父親の死後その女奴隷のところで自分の子供が生まれたことが判明したら追放される

**第 XIII 章 婚姻法、婚約と結婚（第159条～第184条）**

**第159条 婚姻の取消し**

婚姻の無効及び取消しの場合、結納金等持参したすべてのものを放棄すれば可能

**第160条 婚姻申込みの拒否**

花嫁の側で結婚の申し込みをしに来た花婿を拒否した場合は結納品の倍を返却する

**第161条 中傷による拒否**

中傷によって娘の婚姻を拒否した義父も倍額返済、中傷した者もその娘を娶れない

**第162条 結婚の持参金**

子供を生んだ後死亡した妻の持参金はその子供達が相続し実家の父は請求できない

**第163条 持参金の返還**

子供を生まずに死んだ妻の持参金は実家の父親が返還請求できる但し結納は嫁ぎ先へ

**第164条 持参金と結納の相殺**

前条で結納を返さない実家の父には持参金と相殺して返却すれば良い

**第165条 長所ある子の優先相続**

ある者が自分の気に入った息子に優先相続させた法的証書はその死後も有効となる

**第166条 未婚兄弟の保護**

父親死亡後まだ未婚の弟がいる場合はその弟に銀を与え妻を娶らせる

**第167条 母親の持参金で相続**

最初の妻と二人目の妻がともに死亡し子供が残った時その妻の持参金に応じて相続される

**第168条 相続権の剥奪に関する一般原則**

ある息子だけその相続権を剥奪しようとしてもその正当事なき場合は不可となる

**第169条 相続剥奪事由が二つ以上の場合**

前条と同じくその訴訟を起こすには相続権を剥奪する理由が二つ以上なければ不可となる

(今月掲載分はここから。これ以前は『法学論集』第48号に掲載済み。)

**第170条 嫡出の認定、女奴隷の生んだ子供、嫡出席子**

父親の存命中に、女奴隷の生んだ主人の子を自分の子と宣言したな

らば、その子供の相続は平等となる

#### 第171条 認知しない女奴隷の子供（非嫡出子）と遺産分割

前条と同じ状況で認知しなかったら、相続はできないが自由の身分だけは与えられる、寡婦の生活費と贈与の公正証書

#### 第172条 結納金なき婚姻の家

前条から続きその男が結納金（贈与）を与えないで本妻をもらった時、その妻と子の将来、裁判官による本妻と嫡出子への処断

#### 第173条 再婚と子供の相続

再婚して子供を生んでから死亡した妻女の持参金は、前の夫と後の夫の子供達で、分割されることになる。

#### 第174条 前夫の子供への相続

前条の再婚した女が後の夫との間に子供がなかったら、前の夫の子供達のみ相続が可能となる

#### 第175条 奴隷と自由人女との子

奴隷がアウィルム階層の女との間に子供をつくったらその奴隷の主人はその子供を奴隷としては扱えず、「嫡出子」のように扱わねばならない

#### 第176条 前条の持参金

前条の奴隷が死亡したならば、結婚後得た財産は、奴隷の主人とその妻とが二分割して受領する

#### 第177条 幼児ある女の再婚

幼児のいる女の再婚は、裁判官の決定事項となる、旧夫の幼児の成長のため家具類は一切売却禁止とされる

#### 第178条 女（神）官の持参金

持参金を与えられた女（神）官が、父親の死亡後受け取る不動産の措置について、その女（神）官が生存中だけそれを生活費にあてることができる

#### 第179条 女（神）官の相続優位

前条と同じ場合で、父親が粘土板にその女（神）官の意志を優先する記載があった不動産の措置は、その娘の死後、生前その娘が遺言

した者に与えられる

**第180条 相続の特権なき女（神）官**

父親がまだ特別の持参金を与える約束をしていなかった女（神）官は、他の子供と同じ相続で、その娘の死後、財産は兄弟達の所有となる

**第181条 特別の神への女（神）官**

父親がその娘を特別の神へ捧げる女（神）官とした場合には、その家の財産の1/3を相続することができる

**第182条 マルドゥク神の女神官**

父親がその娘をバビロンの守護神マルドゥクに捧げる女（神）官にしたならば、父親の財産の3分の1を相続でき、死後の遺贈も可となる

**第183条 生前贈与は相続不可**

父親が他人の妻となっている自分の娘に、生前贈与たる持参金（嫁資）を与え改めて夫に嫁がせたならば、父親の死後、その娘の相続は不可となる

**第184条 生前贈与のなき妾**

前条と同じく他人の妻になった（自分の）娘に、父が存命中、自分の持参金も与えず、夫にも嫁がせなかったらば、父の死後その兄弟がそれらの嫁資等を与えなければならない

**第 XIV 章 養子縁組と家族法（第185条～第191条）**

**第185条 養子縁組**

幼い子供の時から自分の名をつけて（自分の家族名を冠して）養子にし成長させた後は、その子供を返還するよう請求することは出来なくなる

**第186条 養子の解消**

養子を採用した時に、（その息子が成長して）自分の実の両親を捜し、そのもとの養子縁組に反対したならば、採用した幼児は実家に戻される

**第187条 宮廷関係（従事）者の養子**

宮廷の廷吏や奉公人の子供の養子縁組み手続きは決して解消される  
ことがないものとする

**第188条 職工人の養子**

職人が（その職工技術を伝受させるため）子供を養子として、自分  
の手工芸の技術を修得させたらば、その養子縁組みは解消できない

**第189条 技術未修の養子、養子離縁**

前条で、その養子とした子供が職工の技術を未修得のままなら、そ  
の養子縁組みは解消できることとする

**第190条 養家での不遇**

養子として採用した子供を成長させたが、その養家で他の実子がそ  
の養子を同等に扱わないようならば、その養子縁組みは解消できる

**第191条 養子の追い出し、養子の取扱い**

養子をもってから、その養子縁組みをした家族に実子ができ、養  
子を追い出そうとしたならば、成人した後に1/3の生前贈与を与えな  
ければならない

**第 XV 章 特殊な刑法規範（第192条～第195条）**

**第192条 宮廷奉公人の養子**

宮廷の廷臣がもらった養子が、自分の両親に対して親であることを  
否定するような発言をしたならば、その舌を切り落とされる

**第193条 養子が実家に戻る件**

前条の廷臣の養子となった者が養親を嫌って、実父の家に戻ってし  
まったならば、その養子の眼球を剝り抜く

**第194条 養子及び乳母の責任と刑罰**

乳母に預けた子供が死亡し、それを隠すため乳母が他の子供と取替  
えたならば、その乳母の胸（乳房）を切り裂く

**第195条 傷害罪、息子の暴力**

息子がその父親を打つならば、その息子の手は切り取られる

**第 XVI 章 傷害罪と反坐法（タリオ規範とその例外）**

（第196条～第214条）

**第196条 「目には目」の同害報復**

他人の目を潰したら自分の眼も潰される

**第197条 「骨には骨」の同害報復**

他人の骨を折ったら自分の骨も折られる

**第198条 ムシュケーヌム（階層）の目と骨**

ムシュケーヌム（階層）の目を潰すか骨を折ったならば銀1マナの罰金を科す

**第199条 奴隷の目と骨の賠償**

奴隷の目を潰すか骨を折ったら、その奴隷の（購入した）値段の半額を銀（貨）で支払えばよい

**第200条 「歯には歯」の同害報復**

他人の歯を折ったら自分の歯も折られる

**第201条 ムシュケーヌムの歯、殴打の賠償（額）**

ムシュケーヌム（階層）の歯を折ったら銀1/3マナの賠償額を支払う

**第202条 高位の者に対する頬の殴打**

自分よりも身分の高い人の頬を打ったら、牛の鞭で60回叩かれる

**第203条 同身分の頬を殴打**

同じ身分の者の頬を殴打した場合には、1マナの銀（貨）をその賠償（費用）として支払わなければならない

**第204条 ムシュケーヌム（階層）の頬を殴打**

同じムシュケーヌム（階層）の頬を殴打した場合には10シケルの銀（貨）を賠償（費用）として支払う

**第205条 奴隷が（自由人を）殴打したる時**

奴隷が、アウィルム階層の者を殴打した時には、その奴隷の耳は切り落とされる

**第206条 殴打による傷害の場合の損害賠償**

他人を殴打して傷害を与えた時には、宣誓した上、その相手の傷の治療費を（すべて）支払う

**第207条 殴打により死亡した場合の賠償（額）**

前条で相手が死亡した時、銀1/2マナ（500g）の損害賠償を支払う

**第208条 ムシュケーヌム（階層）の殺害**

前2ヶ条と同じ場合で、相手がムシュケーヌム階層なら1/3マナの銀（貨）が損害賠償となる

**第209条 妊娠中の女性を流産、殴打による流産致死の損害賠償額**

殴打した相手が、妊娠中の女性でそのために流産したら10シケルの銀（貨）が損害賠償額となる

**第210条 女性を殴打殺人した場合、同害報復**

殺した相手がアウィルム階層の女性だったら、自分の娘も殺される

**第211条 ムシュケーヌム（階層）の女性を殴打して流産させた場合の損害賠償**

殴打した女性がムシュケーヌム階層の女性で、その殴打のために流産したならば5シケルの銀（貨）を賠償費用として支払う

**第212条 ムシュケーヌム（階層）の妊婦を流産致死させた場合の損害賠償**

前の条文の女性が死亡したら銀（貨）1/2マナの損害賠償を支払う

**第213条 女奴隷の胎児流産**

殴打されたのが他のアウィルム階層の女奴隷で、その殴打によって胎児が流産したならば、銀（貨）2シケルの損害賠償（額）を支払わなければならない

**第214条 女奴隷を殴打殺害した損害賠償**

前条の女奴隷が死亡したならば、銀（貨）1/3マナの損害賠償を支払わなければならない

**第 XVII 章 医師（外科医療）に関する規定（第215条～第223条）**

**第215条 外科と眼科治療**

外科医が青銅のメスを使い、アウィルム階層の者に外科手術をしたならば銀（貨）10シケルの治療に対する謝礼を受け取ることができる

**第216条 ムシュケーヌム（階層）の患者が外科手術**

前条の外科手術をおこなった患者が、ムシュケーヌム（階層）の者

であったならば、その治療費は、5シケルの銀（貨）とする

#### 第217条 奴隷の患者が外科手術

前2ケ条と同じ外科手術をした患者が、アウィルム（階層）の奴隷なら、その治療費は、2シケルの銀（貨）とする

#### 第218条 外科手術の失敗、医師の法的責任

青銅メスによる外科手術で、（医療過誤により）患者を殺害してしまったり、目を潰したりしたら外科医はその（手術した）手を切り取られる

#### 第219条 外科手術で奴隷が死亡した時の損害賠償

前条と同じ手術で、ムシュケーヌムの奴隷を（医療過誤により）殺してしまったら、その奴隷と同程度の奴隷を賠償しなければならない

#### 第220条 手術で奴隷の目が失明

（前条文3ケ条と同じような条件で）外科手術をおこない、奴隷の目が失明したら、その奴隷の購入額の半額を損害賠償として支払わねばならない

#### 第221条 骨折治療の治療費

患者がアウィルム階層の場合に、その骨折治療の治療費は銀10シケルを支払わねばならない

#### 第222条 ムシュケーヌムの患者、骨折と内臓治療費

外科医が骨折と内臓の（両方あるいは一方の）治療をした患者が、ムシュケーヌム（階層）の人だったら、その治療費は3シケルである

#### 第223条 奴隷の治療費

前条（と同様）の治療をおこなった患者が、アウィルム（階層）所有の奴隷ならばその治療費は銀2シケルとなる

#### 第224条 獣医の治療代

外科医が、牛や驢馬を（青銅のメスで）切開手術したならば、その治療費は、1/6シケルの銀（片）である

#### 第225条 獣医の手術ミス



外科医が、牛や驢馬を手術ミスで殺した場合は、その家畜の値段の  
1/4を家畜の持主に支払う

## 第 XVIII 章 烙印官の規定 (第226条と第227条)

### 第226条 烙印官の責任

売買の出来ない奴隷を、その主人の許可をえないで烙印をしたならば、  
売買ができるようなその烙印官の手(指)は切られる

### 第227条 虚偽の烙印

烙印官を騙して売買の出来ない奴隷に烙印を押させたならば、その  
者は死刑、烙印官は知らなかった旨を宣誓すれば釈放される

## 第 XIX 章 建築家に関する規定 (第228条～第233条)

### 第228条 建築家への報酬

家屋の建造を依頼した者はその家が完成したら建坪1サルあたり2  
シェケルの建設費を支払わねばならない

### 第229条 建物の倒壊

依頼された建築家が、手を抜いて家屋が倒壊しその家の主人が死亡  
したならば、その建築家も死罪とされる

### 第230条 倒壊による息子の死

前条の建物が倒壊して、屋主の息子が死亡したならば、その建築家  
の息子も殺されなければならない

### 第231条 奴隷の死亡

前二ケ条で、その建物を所有している主人の奴隷が死亡したならば、  
その奴隷と同程度の奴隷を賠償する

### 第232条 家具や家財道具の破損

同じく家具類が、家の倒壊で破損したならば、同等の家具類の賠償  
と家屋の再建をしなければならない

### 第233条 壁面の損壊

建築家は、自己の資金で、その壁面を補修しなければならない

## 第 XX 章 船頭・船大工の規定 (第234条～第240条)

### 第234条 船大工の賃金

60グルの船の建造費は2シェケルとする

**第235条 船の補修**

船を建造したその年に建造した船が破損したら補修義務を負う

**第236条 船の賃貸借料**

船を賃貸借して船頭がその船を沈めたら船を損害賠償しなければならない

**第237条 船の荷物損失に対する賠償**

船頭が不注意で船を沈め、積載した荷物を失ったならば、その船と荷物を賠償しなければならない

**第238条 沈没船の引上げ**

船頭が、自分の沈没させた船を引き上げたならば、その船の値段の半額を銀（貨）で支払わなければならない

**第239条 船頭の年収**

船頭の給料は年に大麦6グルとする

**第240条 船の衝突**

河川を上下する船と横断する船が衝突したならば、川を上下する船のほうで横断する船の荷を賠償しなければならない

**第 XXI 章 各種賃貸料と管理責任（第241条～第252条）**

**第241条 牛の抵当料**

牛を抵当として取る時に、その値は1/3マナの銀（薄片）

**第242条 馬鋤付き牛の賃貸**

馬鋤のついた牛を一年間賃貸するには大麦4グルの賃貸料

**第243条 胴繋ぎ牛の賃貸**

胴で繋いだ牛を一年間賃貸するには3グルの賃貸料

**第244条 賃貸した家畜の殺害**

野原で賃貸した家畜が、ライオンに殺されたならば、その損害賠償は持ち主の側が負担しなければならない

**第245条 賃貸した牛の殺害**

不注意か打擲のために、賃貸した牛が死んでしまったら、同じ程度の牛を損害賠償しなければならない

**第246条 牛の足を折った賠償**

賃貸した牛の足を折ってしまったならば、同程度の牛を賠償しなければならない

#### 第247条 牛の目を潰した賠償

賃貸した牛の目を潰してしまったならば、その牛の価の半分以上を賠償しなければならない

#### 第248条 角と尾の賠償

賃貸牛の角や尾等を切ってしまったならば、その牛の1/4の価を賠償しなければならない

#### 第249条 賃貸した牛の自然死

賃貸した牛を神が殺したなら（理由のわからない自然死をしたならば）誓約の上で放免される

#### 第250条 牛の角で人殺害

牛が歩行中の者を角で殺害したならば、それに対する処罰はないものとされる

#### 第251条 突き癖ある牛が人を殺害

突き刺す癖がある牛に対して保護措置をしなかったために人が殺されたならば、1/2マナの銀（貨）を賠償しなければならない

#### 第252条 奴隷を殺した時の賠償

前条で（そのような牛が）奴隷を突き殺したらば、1/3マナの銀（貨）を損害賠償として支払わなければならない

### 第 XXII 章 人の管理責任と盗難（第253条～第277条）

#### 第253条 管理者の横領

田畑の管理を依頼された者が、種子や飼料を横領したならば、その者の指を切り落される

#### 第254条 穀物食糧の横領

前条の者が穀物食糧を横領したならば、それに相応する大麦を賠償すればそれでよい

#### 第255条 賃借の不誠実

前2ヶ条で、賃借した牛を他人に重ねて賃借したり、飼料を盗んだために田畑に何も生えないようになったならば、収穫時に、10イク

一につき60グルの賠償を支払わねばならない

#### 第256条 賃貸借の賠償不能

前条の賠償が不能の場合には、その牛の代りに自分が労働しなければならぬ

#### 第257条 耕作人の雇傭

耕作人の雇傭費は、1年間に7グルの大麥を支払うことで足りる

#### 第258条 牛飼いの雇傭

牛飼いの雇傭費は、1年間に6グルの大麥を支払うことで足りる

#### 第259条 鋤の盜難

野原で鋤を盗んだらば、その損害に対する罰金は5シェケルの銀を支払わねばならない

#### 第260条 開墾鋤か馬鋤の盜難

開墾鋤か馬鋤の盜難はその罰金として3シェケル（の銀貨）を支払わなければならない

#### 第261条 牧人の雇傭

牛や羊を飼育する牧人の雇傭費は、1年間128グルの大麥を支払う

#### 第262条 〔原文欠損〕

「ある者が、牛や羊を……に」だけが記載されている

#### 第263条 牛や羊の損失

渡された牛や羊の損失は同程度の賠償

#### 第264条 牧人の損失負担

手当を渡されて預かった牛や羊の生産率を減少させたならば、その減少分の負担をなさねばならない

#### 第265条 牧人の盗み

飼育のために渡された牛や羊を、牧人が銀のために売却したならば、その10倍に至るまでの賠償を支払わねばならない

#### 第266条 牧人の責任解除

家畜の自然死と野獣による殺害の場は、牧人が神の前で宣誓し、その責任を免かれることができる

#### 第267条 牧人の責任事項

牧人の不注意で、牛や羊が倒れたならば、それらを回復させてから、その持ち主に渡さなければならない

**第268条 牛の脱穀用賃貸**

脱穀のため牛を賃貸したならば、20シラの大麥を支払うべきものとされる

**第269条 ロバの賃貸**

前条でロバを賃貸したならば、その賃料は大麥10シラとされる

**第270条 子羊の賃貸**

前2ヶ条で子羊の賃貸は、その賃料として大麥1シラを支払うこととする

**第271条 運搬人の賃貸**

荷車の牛やそれを運ぶ者を賃貸借したならば、その賃貸借料は、1日180シラの大麥とされる

**第272条 荷車の賃借料**

自分で動かすことのできる荷車を賃借したならば、その賃貸料として40シラの大麥を支払う

**第273条 日雇い労働者の賃銀**

日雇い労働者の賃金は、季節により異り、5月までは6シェの銀（薄片）、6月からは5シェの銀（薄片）が支払われる

**第274条 各職人の給料**

〔楔形原文が各部分欠損しているが〕各職人の給料は、だいたい1日4シェ～5シェの銀（薄片）がその労働賃金として支払われる

**第275条 〔原文欠落〕**

前条と同じく但しかなり安い1日3シェの職業が記されていたと思われる

**第276条 河川の上下船賃借**

河川を上下する船を賃借する時は、1日につき2.5シェの銀（貨）がその賃借料として支払われる

**第277条 60グル船の賃借**

60グルの容積をもつ船を賃借する場合は、1日につき1/6シェケルの

銀（貨）がその賃借料として支払われる

## 第 XXIII 章 奴隸に関する法規範（第278条～第282条）

### 第278条 病気の奴隸購入

奴隸を購入して、1ヶ月以内にペヌヌ病が発病したならば、その奴隸を売った者に戻し、支払った銀を取りかえすことができる

### 第279条 奴隸の所有権

奴隸を購入したが、その所有権を取り戻すように要請されたならば、売り主はそれを認める必要があるものとされる

### 第280条 外国での奴隸購入

外国で購入した奴隸を、そのもとの主人がバビロニア人だと確認したならば、その奴隸は解放されることになる

### 第281条 奴隸の地位確認

前条の外国で購入した奴隸が、他国の者であると判明したならば、神前で支払った金額を告げ、奴隸を取り戻すことができる

### 第282条 奴隸の身分否定

奴隸がその主人に向かって「貴方は自分の主人ではない」と言ったりしたならば、その身分を確認した上で、その奴隸の耳を切り落とすことができる

## ハンムラピ法典後文

あとがき

第170条 (原文・逐語訳)



Sum-ma a-wi-lum hi-ir-ta šu

もし 人が(おり)配偶者が 彼の



mārē u<sub>2</sub>-li-zum u<sub>3</sub> ama-zu

ama-zu = antu šu

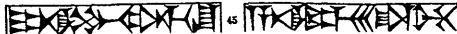
子を 生み、 彼の奴隷も



mārē u<sub>2</sub>-li-zum a-bu-um

uli-zum = uldu šum

子を生み(しかも)父は



i-na bu-ul-ti šu a-na mārē ša antum

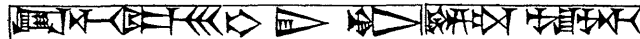
中に 存命 彼の に 子達 所の 女奴隷が



ul-du šum mārū-u<sub>2</sub>-a iq-ta-bi

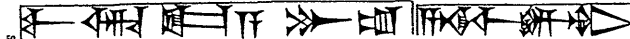
mārū-ua = mārū ia

生んだ 彼に「私の子である」といい



it-ti mārē hi-ir-tim im-ta-nu su-nu-ti manū 数える

と共に 子達 嫁の 数えていた時は 彼らを



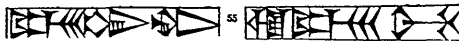
wa-ar-ka a-bu-um a-na šu-im-tim

後は 父が に 運命



it-ta-al-ku i-na nig<sub>2</sub>-ga bit a-ba

従った を 財産 家の 父の



mārē hi-ir-tim u<sub>3</sub> mārē antim

dumu-uš > ablu

子達 嫁の と 子達は 女奴隷の



mi-it-ha-ri-iš i-zu-uz-zu dumu-uš mārūm hi-ir-tim

平等に 分割するが 相続人たる子は 嫁の



i-na zi-it-tim i-na-za-ak ma i-li-qi<sub>2</sub>

から 分け前 (まず) 選んで、 取る

### 第170条（試訳）

ある者が（すでに）配偶者（妻女）がいて（さらにその女が）自分の子供を生んでいて、（さらにまた別に囲っている）自分の（女）奴隷もまた子供を生んでいた。そしてその者は、父親の存命中に女奴隷が生んだ子供達も「自分の子供である」と宣言して、配偶者の子供たちと同様に女奴隷の子供達もまた（同等に）数えていた（自分の本妻の子供と同様に扱っていた）時には、父親（家父長権者）が運命に従った（死亡した）後は、父親の家の財産を本妻の子供達と女奴隷の子供達が平等に分割することができるが、本妻の（法定）相続人たる子供は、その分割において優先して（自分の分割を）取ることができる。

### 第170条の解釈

アウィルム階層の男が、妻をもらって子供もいるのに、その上さらに女奴隷にも子供を生ませていた場合に、その男が自分の父親（家父長権者）の生きている間に女奴隷の生んだ子供を自分の本妻の子供と全く同じように扱い、しかも女奴隷の生んだ子供達について「自分の子供である」と宣言して、その家族すべてがその女奴隷の生んだ子供を同等に扱っていたような場合に、その男の父親が死亡した時に、その家の財産の相続に関しては女奴隷の生んだ子供等も本妻の子供と同等の相続権を有する、という相続法上の一般原則を定めたのが、このハンムラビ法典の第170条である。そして本妻の子供には、その相続財産を分割する時に際して、単に優先順位が与えられているにすぎない。




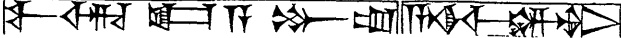


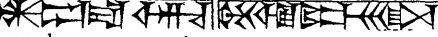
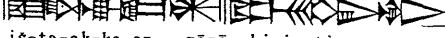

この手続きには、そのアウィルム階層の男が（多分、家父長権を暗黙の中に有していると推察される）父親の存命中に法的に有効な「自分の子供である」というある種の公的な宣言をしておかなければならない。この手続きが具体的にどのようなになされたのかはわからないが、この手続きを経



ることによって、女奴隷の生んだ子供達は、ほぼ自由人であるアウィルム階層の地位に近い状況に置くことができたものと思われる。この条文に関する原田慶吉氏の訳文は「もし人〔ありて〕、彼の配偶者が子供を彼に産み、彼の女奴も子供を彼に産みたるに、父が彼の存命中に、女奴が彼に産みたる子供に向いて、『お前達は〕私の子供である』と言ひ、配偶者の子供に彼等を算入したるときは、父が運命に赴きたる後は、父の家の財産の中より、配偶者の子供と女奴の子供は平等に分割し、相続人たる配偶者の子は、分前の中より〔先ず〕選択して取る。」〔loc. cit., p. 326〕となっている。この条文は文章面こそ長いが、古代バビロニアにおいて奴隷女に生ませた子供（但し、自分の子供と宣言していれば）も、相続において正妻の子供と同等の権利を有すること、を一般的な原則として規定したものであることが、直ちに理解できる。この第170条に関する中田一郎氏の翻訳も「もし人の正妻が彼に息子たちを生み、そして彼の女奴隷も彼に息子たちを生み、父（その人）が、生存中に、その女奴隷が彼に生んだ息子たちに、『お前たちは〕私の息子である』と言ひ、彼らを正妻の息子たちと同等とみなしたなら、父親が死亡したあと、正妻の息子たちと女奴隷の息子たちは父の家の財産を平等に分けなければならないが、正妻の息子である嫡出子<sup>112)</sup>が（自分の）取り分をまず選び取ることができる。」〔loc. cit., p. 47-p. 48〕というようにほぼ同一の内容となっている。そしてこの嫡出子の右上にある112の脚註において〔qq. v.〕、112) Yテキストでは IBILA hi-ir-tim（「正」妻の嫡出子）となっている、と指摘しているが、このYテキストとは中田氏の著書の末でクレイ（A. Clay）氏の著述で“Miscellaneous Inscriptions in the Yale Babylonian Collection”, YOS 1, New Haven, 1915, No. 34// XXXIV 46-54, XXV 38-64, XXXIV 48-59 (OB)のことであるとしている。勿論これは相続に関してだけ言えることであって、このことから古代バビロニアにおいてある種の「平等に対する権利」

なるものがすでに成立していたということは、こうした事例からだけではあり得ない、とみなすべきであろう。

第171条 (原文・逐語訳)

  
 us<sub>3</sub> Sum-ma a-bu-um i-na bu-ul-ti su  
 そしてもし 父が 中に 存命 彼の  
  
 a-na mārē sa amtum ul-du sum  
 に対し 子達 所の 女奴隷が 生んだ 彼に  
  
 mārū-u-a la iq-ta-bi  
 「我が子である」と言わなかった時は  
  
 wa-ar-ka a-bu-um a-na si-im-tim  
 後は 父が に 運命  
  
 it-ta-al-ku i-na nig<sub>2</sub>-ga bit a-ba mārē amtim  
 従った を 財産 家の 父の 子達には 女奴隷の  
  
 it-ti mārē hi-ir-tim u<sub>2</sub>-ul i-zu-uz-zu  
 と共に 子達 配偶者の 決して分割しないが、  
  
 an-du-ra-ar amtim us<sub>3</sub> mārē sa  
 自由が 女奴隷と 子達に 彼女の  
  
 is-ta-ak-ka-an mārē hi-ir-tim  
 定められ、 子達は 配偶者の  
  
 a-na mārē amtim a-na wa-ar-du-tim  
 に 子達 女奴隷の へ (元の) 奴隷身分



u<sub>2</sub>-ul i-ra-ag-gu-mu

決して 請求しない (戻せない)



hi-ir-tum še-ri-iq-ta ša u<sub>3</sub> nu-du-na-am

配偶者は 持参金 彼女の と 結納金を



sa mu-za id-di-nu si-im

所の 彼女の夫が 与え、 彼女に



i-na dub-bi-im iš-tu-ru ši-im i-li-qi ma

の中で 粘土板 記した 彼女に 取っておき、šataru 書く



i-na šu-ba-at mu-ti ša uš-ša-ab

に 住まい 夫の 彼女の 留まって、



/ a-di ba-al-ṭa-at i-ik-ka-al

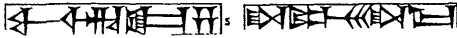
akālu 食べる

間は 生存する 食費に当てるが



a-na kaspim u<sub>2</sub>-ul i-na-ad-di-in

のため 銀 決して 売らない



wa-ar-ka-za sa mārē sa ma

(死)後は 彼女の 子達 彼女の (のものである)

### 第171条 (試訳)

(前の第170条の内容と重複した状況において) 父が未だ存命中に、自分の女奴隷が生んだ子供達に対して「自分の子供である」と宣言しなかった時、父親が運命に従った(死亡した)後は、父親の家の財産を、女奴隷の子供達には自分の正妻(配偶者)の子供達とともに(平等に)分割することはできないが、その女奴隷と子供達には「自由の身分」(an-du-rar)が与えられ、妻の子供達は女奴隷の子供達に対してもとの奴隷の身分

へ戻ることを請求することはできないものとする。

妻（配偶者）は自分の持参金と自分の夫が彼女に与えた結納金を、正式な文書として記した粘土板の中に記入しておき、自分の夫の住居に留って食費として充当して支払いにあてるが、銀のため（債権その他の支払いのため）それを支払いにあてることはできない。彼女の死後その財産は自分の生んだ子供達だけのものとなる。

### 第171条の解釈

前の第170条と同じく、アウィルム階層の男が妻女と女奴隷との間にとともに子供をもうけていたが、その男の父親（家父長権者）の存命中に、その女奴隷の子供達を自分の子供であると明言（決った宣言手続きを）しなかった場合、その父親が死んだ時には父の財産を女奴隷の子供に、本妻の子供と同じように財産分与してやることはできない。しかしながらその女奴隷と子供達には an-du-ra-ar（自由人）の身分すなわちアウィルム階層と同じような身分が保証され、本妻とその本妻の子供達からはもう奴隷の身分として扱われることはない。すなわち古代バビロニア社会において、この子供達はアウィルム階層の身分を獲得したもので、とみなされたのである。

それにともなって、その本妻がそのアウィルム階層の男と結婚する際にその家に持ってきた持参金とその男が妻女をえる為に支払った結納金は、きちんと（今日でいう公正証書なみの粘土板に楔形文字で書かれ封印された文書によって記録され）、今後の相続の際に女奴隷の子供達や他の者に渡らぬよう安全に管理することができ、夫の家の負債等の支払い（銀）のためにその金を使わなくとも良い、と定めたのがこの第171条であると思われる。この条文に関する原田慶吉氏の訳文は「また、もし父が彼の存命中に、女奴が産みたる子供に向いて、『お前達は] 私の子供である』と言

わざりしときは、父が運命に赴きたる後は、父の家の財産の中より、女奴の子供は、配偶者の子供と共に決して分割することなし。〔その代り〕女奴と彼の女の子供の解放が行われ、配偶者の子供は、女奴の子供に対して、奴隷身分へ決して請求することなく、配偶者は彼の女の嫁資と、彼の女の夫が彼の女に与え、証書の中に彼の女に記したる贈物とを取りて、彼の女の夫の住居の中に止宿し、生存せる間は用益するも、銀のために決して与うる（売却する）ことなし。彼の女の遺産は彼の女の子供のものなり。〕〔loc. cit., p. 326〕となっており、それに対して中田一郎氏は楔形文字原典のアッカド語第1行から第10行目までをひとつの文章として区切り、次の第11行目から第17行目をアッカド語文章としては別のものとして「171 b」として、二つに分離して翻訳しておられる。

それでは中田一郎氏の第1行目から第10行目までの翻訳は「そして、もしその父親が生存中にその女奴隷が彼に生んだ息子たちに、『お前たちは）私の息子である』と言わなかったなら、父親が死亡したあと、女奴隷の息子たちは正妻の息子たちと父の家の財産を分けることはできない。（そのかわり）その女奴隷と彼女の息子たちは自由の身とされなければならない。正妻の息子たちは、女奴隷の息子たちに対して奴隷身分に留まるよう主張することはできない。〕〔loc. cit., p. 48〕となっており、更にそれに続く楔形文字第11行目から第17行目までの翻訳については以下の如く「§171 b 正妻は、自分の持参財と彼女の夫が彼女に与え彼女のために文書に記した贈物（ヌドンヌム）を取り、自分の夫の住居に住み、生きている間（それらによって）食することができるが、（それらを）売ることにはできない。彼女の遺産は彼女の息子たちの物である。〕〔ibid.,〕と続けた形で翻訳しておられる。その理由は中田氏の脚註にあるように、おそらく新たに発見されたクレイ（A. Clay）氏のテキスト（中田氏はYテキストと呼んでいる）である“*Miscellaneous Inscriptions in the Yale*

*Babylonian Collection*”, (YOS 1, New Haven, 1915, No. 34//XXXIV 46-54, XXV 38-64, XXXIV 48-59 (OB))を参考にして、二つに分けて翻訳したものであろう(中田氏はそれについて何の説明もしていない)が、勿論イランのスーサで発見された石柱にはこのような条文の分離がされているわけではなく、最初に説明したように条文自体もそれがわかるように何らかの記号が打ってあるわけではない。

従って中田氏のようなアッカド語学者が、アッカド語の文章としてこの第10行目の終りで区切れると判断なさることは、広い意味の解釈として当然のことと思われる。またその一方で、この条文を含む第159条から次ぎの第172条に至る条文の規定を「婚約とその解消」とみてホルスト・クレンゲル Horst Klengel 氏は、それらの条文を以下のように連続して解釈しておられる。「……婚姻は花嫁の父親が婿の支払う花嫁料を受け取ったことから始まったからである。もしもそのあとで婿が突如婚約を取り消したならば、かれは花嫁料を放棄しなくてはならなかった。しかも婚約に際して花嫁の家に持ち込んだすべてのものをも(159条)。しかしもしもその婚姻を実現させたくないのが花嫁の父親であるときには、かれは受け取ったものを2倍にして返済しなくてはならなかった(160条)<sup>(37)</sup>。婚姻を結ぶにあたってはなるほど『妻を買う』ということはなかったが、しかし結婚は重要な商行為であった。妻は夫の家に入ったが、そうすることによって夫の家では生計費が多くかかる。花嫁が自分の父からもらってきて自分の死後には子供たちのものとなる持参金は(162条)、かの女の生存中はかの女自身を財政的に保護するはずのものであった(171、172条)。その上夫は妻に贈り物をするこゝもあって、夫の死後にその用益権を公使できた(171条後半)。

古バビロニア時代にはとりわけ重要になった相続法に関係するものとして、法規集にはさらにいくつかの規定があった。父親が廃嫡を言い渡すこ

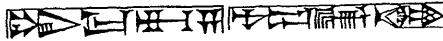
とが許されたのは、長男が父親に対して二度も重罪を犯したことを実証できたときのみであり、それには裁判所の裁決が必要であった（168、169条）。

女奴隷が生んだ子供を父親は実子、したがって相続人として必ずしも認知する必要はなかった。如何に扱うかはここでは父親の気持次第であった。しかし、もちろんかれらを自分の子供として見做さないときには、子供たちとその母親とは父の死後解放されることになっていた<sup>(38)</sup>。[また夫に先立たれた正妻の立場については次のような規定があった。]<sup>(39)</sup>「第一夫人はかの女の持参金および夫がかの女に与えて文書にかの女の物と書き記した婚姻の贈り物とを保持し、夫の家に住み続ける。かの女が生きている限りはその用益が許されるが、それを売り払ってはならない。かの女の死後はかの女の子供らに所属する」（171条）。〔江上波夫氏と五味亨氏の共訳『古代バビロニアの歴史』（株）山川出版社 loc. cit., p. 217 l. 5-p. 218 l. 4 但し、以上のアンダー・ラインは筆者による〕と記述し、特に第171条のところは<sup>(38)</sup>と<sup>(39)</sup>の二ヶ所に亘って注釈をつけ、その注の<sup>(38)</sup>と<sup>(39)</sup>は、[qq. v.] [38] 170条に述べられるように、女奴隷の生んだ子を正妻の子と平等に扱うときには、すべての子たちは遺産を平等に分割する。ただし、正妻の長子のみは長子の優先権を行使できる。もしも女奴隷の子たちを実子として認めないときには、遺産相続に与らないことはいうまでもない。[39] むしろ夫と同じ社会的身分の妻。] [loc. cit., p. 253] のように解釈しておられるのであるが、現代的な理解からみた解釈であることは否めない。

なおパリのルーヴル博物館に安置されているフランスの考古学者がイルンのスーサで発掘したハンムラビ法典の石柱に関しては、この第171条の第14行目末 *uš-ša-ab*（留まって）のところで、その石柱裏面に刻された楔形文字原文は、丁度上から数えて第12欄（第12段目、第12コラム）が終了し、次の *a-di ba-al-ta-at*（生存する間は……）から下の第13欄でその右

端から始まる場所に移って、上下にそして次の行からは左へと読み進めてゆくことになる。

第172条 (原文・逐語訳)



Sum-ma mu-za nu-du-un-na-am

もし 彼女の夫が 結納 (贈り物) を



la id-di-iš si-im se-ri-iq-ta ša u<sub>2</sub>-ša-la-mu

ない時は 与え 彼女に 持参金を 回復して、



si-im ma i-na nig<sub>2</sub>-ga bit mu-ti sa

彼女に 中から 財産の 家の 夫の 彼女の



si-it-tam ki-ma ablim iš-te-en ablu = aplu < dumu-mi<sub>2</sub>

分け前を ように 相続人の 一人の



i-li-qi<sub>2</sub> sum-ma mārē sa

取る もし 子達が 彼女の



aš-Sum i-na bitim su-zi-im

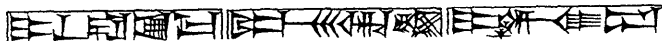
ašū 出かける、追い出す

ために から 家 追い出そうと



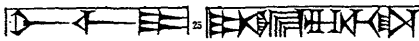
u<sub>2</sub>-za-ah-ha-mu šī da-a-a-nu wa-ar-ka-za zahāmu 企てる

企てたなら 彼女に 裁判官は その背後の



i-par-ra-su ma mārē ar-nam i-im-mi-du parāsu 調査する

調査して、 子達に 罰を 課す emēdu 載せる、手を結ぶ



sinnišutum si-i i-na bit mu-ti sa

女は この から 家 夫の 彼女の





u<sub>2</sub>-ul uz-zi

決して 去らないでよいが

uz-zu < ašū

注意 i-zu-zu < zāzu 分割する



šum-ma sinnišutum šī-i a-na wa-ši-im

もし 女が この 立ち去ろうと



pa-ni ša iš-ta-ka-an nu-đu-un-na-am

公然と 決めた時は 結納を



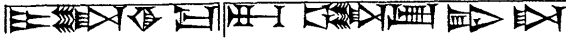
ša mu-za id-di-nu šī-im a-na mārē ša

所の 彼女の夫が 与えた 彼女に 子達 彼女の



i-iz-zi-ib se-ri-iq-tam ša bit a-bi ša ezēbu 放棄する、去る、交付する

放棄し 持参金を の 家 父の 彼女の



i-li-qi-ma mu-ut li-ib-bi ša

持って、 夫が 意中の 彼女の



i-ih-ha-az-zi

娶る

### 第172条 (試訳)

(前の第171条において、自分の女奴隷の子供を(自分の)子供と正式に認めなかった男が、本妻を嫁にもらう時に結納金も与えていなかった場合)、(つまり)婿である妻の夫が贈物(ヌドゥンヌム、結納金)を与えていなかったような場合は、彼女に(結婚する時に持ってきた)持参金を返し、その上彼女の夫の家の財産の中から、相続人の一人として財産分与なるものを受け取ることができる。仮にその子供達が、彼女のために家から追放しようと企てたならば、裁判官はその背後の事情を調査して、子供達に処罰を下すことができる。

妻女は、彼女の夫の家から絶対に退去しなくてもよいが、もし女が自分（の意思）で公式に立ち去ろうと決心した時は、彼女の夫が彼女に与えたヌドンヌム（贈物、結納金）を彼女の子供達に残し、彼女の（彼女が実家から持ってきた）持参金だけをもって（その最初の婚）家を出ることができ、彼女の意中の男（再婚しようと思った相手）がその女を娶ることができる。

### 第172条の解釈

アッカド語の文章が、第170条よりずっと続いているので、現代の法条文の区切りからこれを第170条、第171条、第172条と分けた V. シャイユ（シュイユ V. Scheil シェイルとも言われる）の方法と分類に疑問が残るが、一応従来の条文を基礎に解釈を試みていきたいと思う。

前の第171条で、女奴隷の件は片ずき、第171条の hi-ir-tum から配偶者（本妻）の今後の処置とその身分の決定が始まると思われるので、この第172条の sinnišutum は本妻を意味するものと解釈できる。

その場合、本妻（配偶者の一人で子供を生んだ女と考えられる）は、その夫が、夫の父親が存命中に女奴隷の生んだ子供に自分がその父であることを宣告しなかったならば、本妻自身のほうも夫の父親の死後に子供達をその結婚した家に残して、出てゆくこともできるし、そのまま子供達とその家にずっと居住することもできるのだと解釈すべきであろう。

古代バビロニア社会の財産権と相続に関する思考法は、近現代の社会とかなり異なっており、むしろ江戸時代の武士社会における「家」制度に近いと考えたほうがよさそうである。すなわち女は全く社会の中で相続について意味をもたず、夫もその父親が生きている限りその父親の意見を無視することはできない。しかしながら妾腹に出来た子供に対して父親が生きている間に堂々と「自分の息子である」と宣言した場合は、その子供は相

続権とともに、このバビロニア社会のアウィルム階層の中に入れることができるのである。

日本の封建制度や武家社会の相続に全く知識を持っていなかった欧米の学者、J. クリーマ (J. Klima) 氏やハンス J. ベッカー (Hans J. Boecker 氏などがこの条文について論じてはいるが、どうも正確な認識がなされていないようである。この第172条に対する原田慶吉氏の翻訳は「もし彼の女の夫が贈物を彼の女に与えざりしときは、〔子供等は〕彼の女の嫁資を彼の女に完済し、しかして〔彼の女は〕彼の女の夫の財産の中より、一人の相続人に相応する分前を取る。もし彼の女の子供が、家より立ち去らしめんがため、彼の女を罵り勝ちなるときは、裁判官（複数）はその背後にひそむ事情を審査して、子供に罰を科す。その女は彼の女の夫の家より、決して立ち去ることなし。もしその女が立ち去らんと企てたるときは、彼の女の夫が彼の女に与えたる贈物を、彼の女の子供に渡し、彼の女の父の家よりの嫁資は、〔自ら〕取りて、彼の女の心中の夫が彼の女を娶る。」

[loc. cit., p. 326-p. 327] となっており、原田氏がこの第172条の第1行目と第12行目に出てくる nu-du-un-na-am (対格形、主格は nu-du-un-nu となるのでアッカド語の片仮名としてはヌドゥンヌム、贈物、結納) を贈物と訳したところを、中田一郎氏は同一の言葉で、その後丸括弧をつけ (ヌドゥンヌム) として、以下の如く翻訳しておられる。「もし彼女の夫が彼女に贈物 (ヌドゥンヌム) を与えていなかったなら、彼らは彼女に彼女の持参財を元通りにして返し、(彼女は) 彼女の夫の家の財産から嫡出子1人分の取り分を取ることができる。もし彼女の息子たちが、彼女につらく当たり家を出ていくことを余儀なくしようとするなら、裁判官たちは彼女のケースを審査し、息子たちに罰を科さなければならない。その女性は彼女の夫の家を出る必要はない。もしその女性が家を出る決意をしたなら、彼女の夫がこの女性に与えた贈物 (ヌドゥンヌム) は彼女の息子たち

に残し、彼女の父の家からの持参財は持って行くことができる。そして彼女の意になかった夫が彼女を娶ることができる。」〔loc. cit., p. 48-p. 49〕そして、このヌドゥンヌムという単語の解釈を、その巻末「注解」で以下のように「夫からの贈物（ヌドゥンヌム）」と説明〔qq. v.〕している。

「夫からの贈物は、おそらく子供の誕生に際して妻に贈られたもので、妻が寡婦になった際の生活補償を目的とした贈物であろう。<sup>108)</sup>§150で言及されている夫が贈った耕地、果樹園、家あるいは動産と§171 b-172に言及されている夫からの贈物（ヌドゥンヌム）が同じ性格の贈物かどうかについて議論があるが、仮にドライバー—マイルズやウエストブルックの言うように、<sup>109)</sup>同じ性格の贈物すなわちヌドゥンヌムだとすれば、その所有権は夫の死後実質的に妻に移り、ヌドゥンヌムとして彼女に与えられた土地の経営を亡父と彼女の間に生まれたお気に入りの子供に委ねることができた。<sup>110)</sup>この贈物は、離婚された場合でも、妻に非がなければ、子供の養育義務を負う妻に与えられるべきものであった（§137参照）。」

と記述し、更にその脚註に

108) P. Koschaker, *RvSGgH*, pp. 164f. ; R. Westbrook, *OBML*, p. 96.


109) G.R. Driver-J. C. Miles, *BL I*, p. 268; R. Westbrook, *OBML*, pp.


95-96. 110) G.R. Driver-J. C. Miles は、彼女の生存中ヌドゥンヌムとして与えられた土地の経営を自分の寵愛する子供に委ねるの意味にとる（*BL I*, p. 269 ; *BL II*, p. 59）。しかし、Westbrook は、妻がヌドゥンヌムを夫と彼女の間に生まれたお気に入りの子供に相続させることができたと考えている（*OBML*, p. 98）。〔loc. cit., p. 129-p. 130〕を追加されておられる。

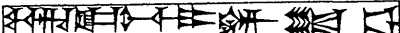
このようにさまざまな解釈がなされているが、その実情は、その古代バビロニアの当時どのように法実務がおこなわれていたか、実際にその現場において実際のバビロニアにおける慣習と法文化をかなり詳細に見てみなけ

れば、良くわからないところが多すぎるのである。

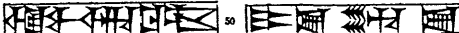
### 第173条 (原文・逐語訳)

  
 šum-ma sinnišutum šī-i a-šar i-ru-bu erēbu 入る  
 もし 女が この 所で 入った

  
 a-na mu-ti ša wa-ar-ki-im mārē it-ta-la-ad  
 に 夫 彼女の 後の 子を 生んだ

  
 wa-ar-ka sinnišutum šī-i im-tu-ut mātu 死ぬ  
 後に 女の この 死んだ 注意 mātu 国土

  
 še-ri-iq-tam ša mārē mah-ru-tum mutu 夫  
 持参金は 彼女の 子達が 前 (夫)

  
 uš wa-ar-ku-tum i-zu-uz-zu  
 と 後 (夫) の 分割する

### 第173条 (試訳)

(第170条～第172条に次いで) この女が (新しい夫の家に) 入ったところで、その家で後の夫の子供を生んでからこの女が死亡したる場合 (においては)、彼女の (実家からもち出した) 持参金は、前の夫と後の夫の子供達によって、分割される (等分の形で相続する) ものとする。

### 第173条の解釈

前条までに古代バビロニア社会の相続が主として述べられてきたが、財

産権に関して古代のバビロニア社会では、かなり女子の相続権というかその妻となる女子が実家より持ち出した「持参金」に対する保護と子供達への明確な相続権の規定が詳細な形で定められていたことが、この第173条によって明らかになる。

この点に関して、日本の封建社会、特に江戸時代の女子に対する財産権よりもかなりはっきりした婚姻前の実家から持ち出した財産は、その後ずっとその妻女が維持できるという原則が貫徹されているのである。原田慶吉氏はこの第173条を「もしその女が、立ち入りたる所にて、彼の女の後の夫に子供を産み、その後その女死亡したるときは、彼女の女の嫁資は前と後の子供（前夫と後夫の子供）が分割す。」〔loc. cit., p. 327〕のように翻訳し、そのはるか後で中田一郎氏もこの同じ条文を「もしその女性が、（家に）入った（嫁入った）ところで彼女ののちの夫に息子たちを生んだなら、その女性が死んだあと、彼女の持参財は、彼女の先の（結婚による）息子たちとのちの（結婚による）息子たちが分けなければならない。」〔loc. cit., p. 49〕の如く翻訳しておられる。この条文の解釈においてやはり最も問題となるのは、楔形文字第4行目冒頭にあるところのシェリクトゥムという単語である。

これを原田慶吉氏はおそらくローマ法ならびに西欧諸法からの類推として「稼資」という単語で訳しておられる。

ローマ法での「稼資」は、一般的には婚女の家長が設定するところの相伝嫁資 *dos profectia* だけであり、その後東ローマのユスティニアヌス帝によって外来嫁資 *dos adventicia* も設定されるようになった（船田享二氏著『ローマ法』第四巻、私法第三分冊、家族・相続、岩波書店刊 p. 80～p. 104）が、その用語は後にフランス法で *régime dotal*、ドイツ法で *Dotalsystem* という形で設定され、一般的に言えることは「妻が夫に嫁資たる“dos”を設けて夫の婚姻費用負担を分担する夫婦財産制度とを言

うのである。もともとローマの自由婚で、夫の婚姻費用単独負担と徹底した夫婦別産制との調和をはかるものとして行われていたものが、近代大陸法に継受されたもので、ドイツ民法はこの制度を除外し、日本の民法では全く規定されなかったものである（比較法學會編『贈與の研究』有斐閣、昭和33年刊参照、特に山田晟氏著の「ドイツ法」p. 99～p. 140 と鈴木ハツヨ氏著「フランス法」p. 141～p. 163 を重点的に参照のこと）、中田一郎氏はこれを持参「財」として、古代バビロニア独特の制度だと勝手に認識して、注解の中で以下の如く〔qq. v.〕使用された。

#### 持参財（シェリクトウム）

結婚した花嫁に属する財産は、もともと父から贈られ、<sup>104)</sup>花嫁が妻として花婿の家、あるいは、花婿と花嫁がまだ若過ぎる場合は、義理の娘として義理の父の家に、持参した物、すなわち持参財（シェリクトウム *šeriktum*）と、夫から花嫁への贈物（ヌドゥンヌム *nudunnûm*）からなる。場合によっては、花婿が花嫁の父に贈ったテルハトゥムが持参財に加えられたこともあった。持参財には衣類、装身具、油、『台所用品』、家具、奴隷、家畜などいろいろのものが含まれていたが、現存の婚姻契約書などから見れば、現金は含まれない。<sup>105)</sup>

ところで、ハンムラビ『法典』で持参財を意味するシェリクトウムという名詞は、ハンムラビ『法典』以外では、贈物一般を指し、持参財を意味する用語はむしろヌドゥンヌム *nudunnûm* という名詞であるということに注意しておきたい。

持参財は、テルハトゥムが持参財の一部に含まれている場合はその部分を除き、妻が活着しているかぎり彼女の『取る』べき物として残り、彼女に子供たちといえども彼女の生存中はそれに対する権利を主張することができなかつた (§§171 b、172、176)。<sup>106)</sup>

持参財は、花嫁が花婿の家に入るときに持参し、花婿あるいは花婿の父

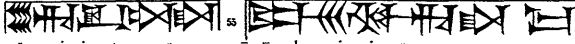






mārē la it-ta-la-ad

子がないなら生まれ



še-ri-iq-tam sa mārē ha-wi-ri sa ma

持参金は 彼女の 子達が 婿（前夫）の



i-li-qu<sub>2</sub>-u<sub>2</sub>

取る

### 第174条（試訳）

（前の第173条から続く内容で、ここに規定した「女」は、第170条で最初に述べたアウィルム階層の男が妻女と奴隷の女に子供を産ませたが、女奴隷の子供を父の存命中に自分の子と認知しなかった男の妻で、第173条に述べたように義父の死後、婚家を出て他の男のところに行った女である）彼女が後の夫との間に子供が生まれなかったならば、（その女が最初実家から出る時に持ち出した）彼女の持参金は、彼女の前の夫の息子達がこれを受け取ることができるものとする。

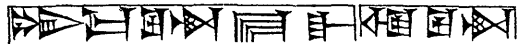
### 第174条の解釈

この第174条には敢えて書かれてはいないが、当然のこととして前の第173条と同じ女のことであり、後の夫との子供が生まれぬまま、すでに死亡した女と考えられる。

古代バビロニア法では、この条文の解釈からもわかるように、娘を嫁にやる時その実家から持ち出した持参金は、その嫁に出た娘個人に持たせたものではなく、そこから生まれてくる子供達に継承させるべく持たせたもの、と考えたほうがよいように思われる。これについては第173条の解釈のところでも述べたフランス法の régime dotal（嫁資）について、とりわ

け比較法學會編『贈與の研究』との比較考察が良く理解できるのでないかと思われる。この第174条を原田慶吉氏は「もし彼女の後の夫に、子供を産まざりしときは、彼女の嫁資は正しく彼女の前の配偶者の子供が取る。」〔loc. cit., p. 327〕と翻訳し、さらに後にこの条文を訳した中田一郎氏も「もし彼女が彼女ののちの夫に息子を生まなかつたなら、彼女の持参財は彼女の（先の）夫<sup>116)</sup>の息子たちが取ることができる。」〔loc. cit., p. 49〕というように原田氏と同様に解釈しておられる。そしてその脚註として〔qq. v.〕116)「法典」碑では DUMU. MEŠ ḥa-wi-ri-ša-ma (彼女の先の夫の息子たちが) となっているが、Yテキストでは〔DUMU. MEŠ〕mah-<ru->ú-tum (最初の〔息子たち〕) となっている。ḥawirumの特別な用法については、§135の注を参照〔loc. cit., p. 49 欄下の脚注〕なおYテキストとは、第170条と第171条の解釈のところで触れたクレイ (A. Clay) 氏の著作である。また、これを解釈するには、やはり前の第173条のところで触れた「稼資」の制度と古代バビロニアのシェリクトゥム (持参財) という制度との比較法的考察が、biens dotaux (持参財) 以外の妻の財産は夫の自由にならないという現代フランスの「夫婦財産制」などを理解するのに、必要なのではないかと思われる。

### 第175条 (原文・逐語訳)




sum-ma lu warad ekallim u<sub>3</sub> lu warad

もし 奴隷であれ 宮殿の 奴隷であれ



maš-en-kak mārāt a-wi-lim i-hu-uz ma


ムシュケーヌの 娘を 人の 娶って (娘が)

  
 mārē it-ta-la-ad be-el wardim

子を 生んだときは 主は 奴隷の

  
 a-na mārē mārāt a-wi-lim

に対して子 娘の 人の

  
 a-na wa-ar-du-tim u<sub>2</sub>-ul i-ra-ag-gu-um

へ 奴隷身分 決して 請求しない

### 第175条 (試訳)

宮廷の奴隷またはムシュケーヌム階層の奴隷（の男）が、アウィルム階層の娘を娶ってその娘に子供が生まれた場合、奴隷の主人はアウィルム階層の娘の子供に対しては奴隷の身分たることを請求してはならないものとする。

### 第175条の解釈

ハンムラビ法典は、一般的に当時のバビロニア社会における自由人「アウィルム階層」を中心にその法典が形成されている。したがって、今まで「ある者」とか女等と特別の階層などをつけて記載してこなかった場合それはすべてアウィルム階層に属していた（それは原典を見ればsum-ma a-wi-lum から始まっているから、当然のこととして理解できることであろう）。

この第175条のように、「宮廷の奴隷又はムシュケーヌム階層の奴隷……」という文章が出てくると、それではアウィルム階層とムシュケーヌム階層ではどちらが上位になるか、という問題が起ってくる。

従来多くのアッシリア学者が解釈しているところでは、アウィルムが通常の自由市民でムシュケーヌムはアウィルムの下位に位置する階層とみら

れていた。しかしながら、そうするとこの第175条では、アウィルムよりも下位にあるムシュケーヌムが所有している奴隷でも自分の主人よりも上位にいるアウィルム階層の娘と結婚できることになり、いくら古代法の解釈でも三段階のヒエラルヒー構造をそのまま判断した場合かなり無理が生じてくることになる。

従ってムシュケーヌムとは、「宮廷で国王に仕え、宮廷の仕事をおこなう社会的身分」につけられた名称だと限定的に考えたほうがよいのではないか、と思われる。本書では一応「ムシュケーヌム階層」と階層の字を附加しておいたが、アウィルムと対置できる社会的階層とは言い難い。

ハンムラピ王は、このムシュケーヌムの宮廷における地位を重視し、このハンムラピ法典の中に多数の条文を採り入れた、と考えられている。この第175条に関する原田慶吉氏の訳文は「もし宮廷の奴隷にせよ、あるいはまたムシュケーヌム（8条参照）の奴隷にせよ、『人の娘』を娶りて、〔同女が〕子供を産みたるときは、奴隷の主は『人の娘』の子供に対して、奴隷身分へ決して請求することなし。」〔loc. cit., p. 327〕となっていた。そして、同じく原田氏のこの条文の〔註〕は（60行）『人の娘』とは『人の息』と同様、完全自由女なることを示す。〔ibid.,〕という見解を示していた。中田一郎氏もこと翻訳に関しては原田氏とほぼ同様の訳をおこなっているが、その注解のところで他に見つかった粘土板ではこの第175条の「ムシュケーヌムの奴隷」が「アウィルムの奴隷」となっているものがあると指摘している。中田氏の注解はすでに紹介したがその訳文と注解の必要箇所だけを以下に掲げておくことにする。まず中田一郎氏の翻訳は「もし王宮の奴隷であれムシュケーヌムの奴隷であれ、アヴィールムの娘を娶り、息子たちを生んだなら、奴隷の所有者はアヴィールムの娘の息子たちに対して奴隷身分に留まるよう主張することはできない。」〔loc. cit., p. 49〕となっており、同様にその注解の最初の部分は〔qq. v.〕

## 「ムシュケーヌムについて

ムシュケーヌム (*muškēnum*) という言葉の初出は、ハンムラビより少なくとも500年以上前のファラ文書ということなので、ムシュケーヌムは早くから存在したことになるが、その実態はよくわかっていない。言及例が多いのは、古バビロニア時代で、特にエシュヌナ『法典』とハンムラビ『法典』に比較的多くの言及例が見られる。ムシュケーヌムについてのこれまでの議論の多くも、これら両『法典』のムシュケーヌムの意味をめぐって行われてきた。

ムシュケーヌムについての見解は、エシュヌナ『法典』とハンムラビ『法典』に出てくるムシュケーヌムの語に1つの意味以外認めないかあるいは認めるかによって、大きく分れる。ハンムラビ『法典』では、ムシュケーヌムが15のパラグラフに出てくるが、これらを第1グループ (§§ 8、15、16、h、175および176 [ただしVテキストでは『ムシュケーヌムの奴隸』ではなく『アヴィールムの奴隸』になっている]) と第2グループ (§§ 140、198、201、204、208、211、216、219、222) に分ける事ができる。第2グループのパラグラフでは、ムシュケーヌムはアヴィールム (*awilum*) と (そして §§196-199、209-214では奴隸に対しても) はっきり対比されている。」 [loc. cit., p. 83-p. 84]

中田氏がこの注解でVテキストと書いているのは、「ラングドン S. Langdon 氏の著述“*Historical and Religious Texts,*” BE 31, München, 1914, No. 22, Pl. II-III (Ni. 2358) (See also J.J. Finkelstein, RA 63, 1969, pp. 11ff.) //XXXI 30-59, 65-68, XXXII 22-54, XXXIII 4-42, XXXIII 71-XXXIV 27, 51-83, XXXV 72-XXXVI 33, XXXVI 62-XXXVII 4, XXXVII 30-61, XXXVII 92-XXXVIII 24 (OB or MB)」のことであり、中田氏はこの第175条の翻訳では、このようにして発見された他の粘土板文書から見た訳文を挿入してはいないが、他の条文の翻訳では粘土板文書のほうを重視

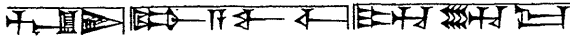
していることもあり、正確にはハンムラビ法典の石柱原文から翻訳したことになる箇所もかなり多いのである。

第176条 (原文・逐語訳)



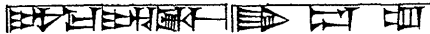
u<sub>3</sub> šum-ma warad ēkallim u<sub>3</sub> lu warad

もし 奴隷 宮殿の 又は 奴隷が



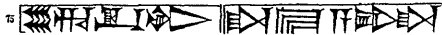
maš-en-kak mārāt a-wi-lim i-hu-uz ma

ムシュケーヌの 娘を 人の 娶る 場合



i-nu-ma i-hu-zu šī ga-du-um

時 娶る 彼女を と共に



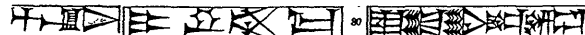
še-ri-iq-tim ša bit a-bi ša

持参金 の 家 父の 彼女の (彼女が)



a-na bit warad ēkallim u<sub>3</sub> lu warad

に 家 奴隷の 宮殿 又は 奴隷の



maš-en-kak i-ru-ub ma iš-tu in-ne-im-du

ムシュケーヌの 入って、 後 結ばれた emēdu 置く、手を置く




bitam i-pu šu bi-ša-am ir-su-u<sub>2</sub>

家を 建て、 財産を 得て



wa-ar-ka-nu-um ma lu warad ēkallim

その後 奴隷であれ 宮殿の



u<sub>3</sub> lu warad maš-en-kak a-na šī-im-tim

奴隷であれ ムシュケーヌの に 運命 (彼が)

𐎠𐎢𐎽𐎢𐎡𐎠𐎢𐎽𐎢𐎡𐎠𐎢𐎽𐎢𐎡𐎠𐎢𐎽𐎢𐎡

it-ta-la-ak mārāt a-wi-lim

従ったならば 娘は 人の

𐎠𐎢𐎽𐎢𐎡𐎠𐎢𐎽𐎢𐎡𐎠𐎢𐎽𐎢𐎡𐎠𐎢𐎽𐎢𐎡𐎠𐎢𐎽𐎢𐎡𐎠𐎢𐎽𐎢𐎡

se-ri-iq-ta ša i-li-qi<sub>2</sub>

持参金を 彼女の 取り

𐎠𐎢𐎽𐎢𐎡𐎠𐎢𐎽𐎢𐎡𐎠𐎢𐎽𐎢𐎡𐎠𐎢𐎽𐎢𐎡𐎠𐎢𐎽𐎢𐎡𐎠𐎢𐎽𐎢𐎡

u<sub>3</sub> mi-im-ma ša mu-za u<sub>3</sub> si-i

物は 所の 彼女の夫と 彼女が

Col. XXX 𐎠𐎢𐎽𐎢𐎡𐎠𐎢𐎽𐎢𐎡𐎠𐎢𐎽𐎢𐎡𐎠𐎢𐎽𐎢𐎡𐎠𐎢𐎽𐎢𐎡𐎠𐎢𐎽𐎢𐎡

/ iš-tu in-ne-im-du ir-su-u<sub>2</sub>

のち 結ばれた 得た

𐎠𐎢𐎽𐎢𐎡𐎠𐎢𐎽𐎢𐎡𐎠𐎢𐎽𐎢𐎡𐎠𐎢𐎽𐎢𐎡𐎠𐎢𐎽𐎢𐎡𐎠𐎢𐎽𐎢𐎡

a-na si-ni šu i-zu-uz-zu ma

に 二つ 分割して、

5 𐎠𐎢𐎽𐎢𐎡𐎠𐎢𐎽𐎢𐎡𐎠𐎢𐎽𐎢𐎡𐎠𐎢𐎽𐎢𐎡𐎠𐎢𐎽𐎢𐎡𐎠𐎢𐎽𐎢𐎡

mi-iš-lam be-el wardim i-li-qi<sub>2</sub>

半分は 主が 奴隷の 取り、

𐎠𐎢𐎽𐎢𐎡𐎠𐎢𐎽𐎢𐎡𐎠𐎢𐎽𐎢𐎡𐎠𐎢𐎽𐎢𐎡𐎠𐎢𐎽𐎢𐎡𐎠𐎢𐎽𐎢𐎡

mi-iš-lam mārāt a-wi-lim

半分は 娘が 人の

𐎠𐎢𐎽𐎢𐎡𐎠𐎢𐎽𐎢𐎡𐎠𐎢𐎽𐎢𐎡𐎠𐎢𐎽𐎢𐎡𐎠𐎢𐎽𐎢𐎡𐎠𐎢𐎽𐎢𐎡

a-na mārē ša i-li-qi<sub>2</sub>

のために 子 彼女の 取る

10 𐎠𐎢𐎽𐎢𐎡𐎠𐎢𐎽𐎢𐎡𐎠𐎢𐎽𐎢𐎡𐎠𐎢𐎽𐎢𐎡𐎠𐎢𐎽𐎢𐎡𐎠𐎢𐎽𐎢𐎡

šum-ma mārāt a-wi-lim se-ri-iq-tam

もし 娘が 人の 持参金を

𐎠𐎢𐎽𐎢𐎡𐎠𐎢𐎽𐎢𐎡𐎠𐎢𐎽𐎢𐎡𐎠𐎢𐎽𐎢𐎡𐎠𐎢𐎽𐎢𐎡𐎠𐎢𐎽𐎢𐎡

ia i-su mi-im-ma ša mu-za u<sub>3</sub> si-i

持たぬなら 物を 所の 彼女の夫と 彼女が

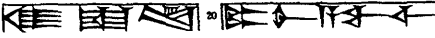
15 𐎠𐎢𐎽𐎢𐎡𐎠𐎢𐎽𐎢𐎡𐎠𐎢𐎽𐎢𐎡𐎠𐎢𐎽𐎢𐎡𐎠𐎢𐎽𐎢𐎡𐎠𐎢𐎽𐎢𐎡

iš-tu in-ne-im-du ir-su-u<sub>2</sub> a-na si-ni-su

のち 結ばれた 得た に 二つ

  
 i-zu-uz-zu ma mi-is-lam be-el wardim i-li-qi<sub>2</sub>

分割して、 半分は 主が 奴隷の 取り、

  
 mi-is-lam marat a-wi-lim

半分は 娘が 人の

  
 a-na marē sa i-li-qi<sub>2</sub>

のために 子 彼女の 取る

### 第176条 (試訳)

宮廷の奴隷もしくはムシュケーヌムの奴隷が、アウィルム階層の娘を娶る場合には、彼女を娶る時に、彼女の実家からの持参金とともに宮廷の奴隷もしくはムシュケーヌムの奴隷の家庭に入って結ばれたる後に、家屋を建立し財産を獲得したる後になって宮廷の奴隷またはムシュケーヌムの奴隷が運命に従った(死亡した)ならば、アウィルム階層の娘は自分の持参金を取り戻し、彼女の夫と彼女が結ばれた後に獲得したところのものは二つに分割して、半分は奴隷の主人が取り、(残りの) 半分はアウィルム階層の娘が彼女の子供のために取ることができる。

アウィルム階層の娘が、持参金を持たなかったならば、彼女の夫と彼女が結ばれた後に獲得したるものを二つに分割して、半分は奴隷の主人が取り、(残りの) 半分はアウィルム階層の娘が彼女の子供のために取ることができる。

### 第176条の解釈

その解釈もここに試みた直前の試訳とほぼ同様の内容となるが、ここで言えることはアウィルム階層の娘は例え奴隷と結婚してもその階層の地位を厳然と維持してゆくことができ、自分の実家から持ち出した持参金には



手をつけられず、その結婚した相手の奴隷が死亡した後でも、その奴隷の主人はアウィルム階層の娘にそれをそっくり戻してやらねばならないことを意味している。

但し、奴隷と結婚した後、二人が獲得した財産はそれを二分割してその半分を奴隷の主人に渡さなければならない、という規定である。

すなわち奴隷との結婚は、アウィルム階層の娘に「その身分上の変更をきたさない」という原則が古代バビロニア社会で形成されていたことを意味するのが、この第176条の条文なのであると考えられる。原田慶吉氏もそれからかなり後に翻訳した中田一郎氏も、最初にシャイユ（シュイユ V. Scheil シェイルとも書かれる）の分類したこの第176条をアッカド語の文章から二つに分けて、原田氏は（イ）と（ロ）に中田氏は（a）（ただし a は省略してある）と（b）に二分して翻訳作業をしておられる。あまりにもこの第176条とシャイユが考えた文章は長いので、各単語の解釈をするより先ず両氏の翻訳を見てみることにしよう。原田氏の訳は「176 イ またもし宮廷の奴隷、あるいはまたムシュケーヌム（8条参照）の奴隷が、「人の娘」（175条参照）を娶り、彼の女を娶りしそのとき、〔彼の女が〕彼の女の父の家よりの嫁資と共に、宮廷の奴隷あるいはまたムシュケーヌムの奴隷の家に立ち入りて、〔彼等が〕婚姻したる後、〔彼等が〕家を建て、動産を取得し、その後に宮廷の奴隷にせよ、あるいはまたムシュケーヌムの奴隷にせよ、彼が運命に赴きたるときは、『人の娘』は彼の女の嫁資を取り、かつ彼の女の夫と彼の女が婚姻したる後に取得したるものを、二個の部分に分割して、半は奴隷の主が取り、半は『人の娘』が彼の女の子供のために取る。〔loc. cit., p. 327〕、176 ロ もし『人の娘』（175条参照）が嫁資を有せざるときは、彼の女の夫と彼の女が婚姻したる後に取得したるものを、二個の部分に分割して、半は奴隷の主が取り、半は『人の娘』が彼の女の子供のために取る。」〔loc. cit., p. 327-p. 328〕とな

っており、また同様に中田一郎氏の翻訳は「§176 もし王宮の奴隷であれムシュケーヌムの奴隷であれ、アヴィールムの娘を娶り、彼が彼女を娶ったとき、彼女が彼女の父の家の持参財とともに王宮の奴隷あるいはムシュケーヌムの奴隷<sup>118)</sup>の家に入り、そして彼らが一緒になったあと、家を建て動産を得、そののち王宮の奴隷あるいはムシュケーヌムの奴隷が死亡したなら、アヴィールムの娘は彼女の持参財を取ることはできるが、<sup>119)</sup>彼女の夫と彼女が一緒になったのちに得たものは何であれ、2つに分け、半分を奴隷の所有者が取り、(もう) 半分をアヴィールムの娘が彼女の息子たちのために取ることができる。[loc. cit., p. 49-p. 50]、 §176 b もしアヴィールムの娘が持参財を有しないなら、彼女の夫と彼女自身が、一緒になったのちに得たものは何であれ、2つに分け、半分は奴隷の所有者が取り、(もう) 半分はアヴィールムの娘が彼女の息子たちのために取ることができる。」[loc. cit., p. 50] となっており、その下に2つの脚註 [qq. v] が以下の如く掲載されている。

118) Vテキストでは、*û SAG.ÎR a-wi-lim* (あるいはアヴィールムの奴隷) となっている。119) Vテキストには、*e-le-nu-um-ma i-le-qê* (そのうえ取ることができるが) とあるが、*e-le-nu-um-ma* (そのうえ) は、その意味からすると、ここ (XXX VI 90) よりもむしろこのパラグラフの最後の「(もう) 半分をアヴィールムの娘が彼女の息子たちのために取ることができる」にかかるべきもの。J.J. Finkelstein, *RA* 63, p. 19 を参照。[ibid.,]

この中田氏の引用するVテキストについては、この条文の直前の第175条の解釈でも記述したラングドン (S. Langdon) 氏の “*Historical and Religious Texts*” のことであるが、おそらくこのVテキストのほうが石柱に刻まれた楔形文字よりも後の時代に作られた粘土板であって、ムシュケーヌム階層そのものがアヴィールム階層の中に丁度ローマの市民階級のように転化していったものではないか、と思われる。さらにこの条文はこれら両氏のように、イとロ、あるいはAとBに分けて翻訳することが一般的に

おこなわれているが、筆者の試訳のようにすれば別にわざわざ二つに分離して訳することはないのでないか、と考えられる。

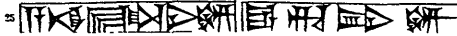
この第176条の長いアッカド語の文章の前半の第19行目で、石柱裏面上から楔形文字の段落としては第13欄が終了し、次の第20行目からは楔形文字の縦書き段落は第14欄に入り、その右側から縦に左側へと漢文のように読んでゆくことになる。

第177条 (原文・逐語訳)



sum-ma nu-mu-su ša mārê ša šî-ih-hi-ru

もし 寡婦が 所の子が 彼女の 幼い nu-mu-su > almattu 寡婦



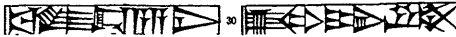
a-na bitm ša-ni-im e-ri-bi-im

に 家 第二の 入る事を



pa-ni ša iš-ta-ka-an

公然と 試みても



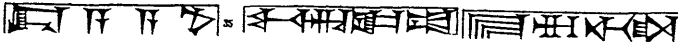
ba-lum da-a-a-ni u<sub>2</sub>-ul i-ir-ru-ub

なくしては 裁判官 (の同意) 決して 入れない



i-nu-ma a-na bitim ša-ni-im i-ir-ru-bu

時は に 家 第二の 入る



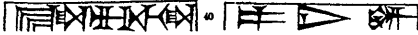
da-a-a-nu wa-ar-ka-at bit mu-ti ša

裁判官は 背後を 家の 夫の 彼女の



pa-ni-im i-par-ra-su ma

以前の 調査して、 (その結果で)



bitam ša mu-ti ša pa-ni-im

家を の 夫 彼女の 以前の




a-na mu-ti ša wa-ar-ki-im

に 夫 彼女の 後の



u<sub>3</sub> sinnistim su-a-ti i-pa-ak-ki-du ma paqādu 任す、支配する

と 女に この 任せて、



dup-pa-am u<sub>2</sub>-še-iz-zi-bu šu-nu-ti

粘土板を 交付せしめる 彼らに (そして)



bitam i-na-ša-ru u<sub>3</sub> ši-ih-hi-ru-tim

家を 守り 幼い子を



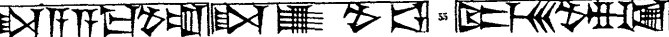
u<sub>2</sub>-ra-ab-bu-u<sub>2</sub> u<sub>2</sub>-ni-a-tim a-na kaspim unūtu 家具

成長させ 家具類は のために 銀



u<sub>2</sub>-ul i-na-ad-di-nu

決して 売ることはない




ša-a-a-ma-nu-um ša u<sub>2</sub>-nu-ut mārē nu-mu-su

買い主は 所の 家具を 子達の 寡婦の



i-ša-am-mu i-na kaspi šu i-te-el-li elū 上がる、没収される

買う を 銀 彼の 没収され



nig<sub>2</sub>-gaa-na be-li šu i-ta-ar

財産は に 主 その 返る

### 第177条 (試訳)

まだ自分の幼い子供がいる未亡人になった妻女が、第二の家(再婚しよ

うとする男の家)に公然と入る(結婚するかあるいは同居する)ことを試みたとしても、裁判官の同意なくしては絶対に再婚する(入籍する)ことはできないこととする。

裁判官は、彼女が第二の家に入る時、彼女のもとの夫の家の背後の事情を調査して、その結果次第では彼女の前の夫の家を彼女の後の夫となる男とその未亡人となった女とに任せて、彼等に(公式文書としての)粘土板を交付せしめることができる。

そして(旧夫の)家を守護し、その幼い子供を成長させ、その家の家具類は金銭のために決して売却してはならない(ことと定めることができる)。

未亡人の子供達の家具類を購入した買い主はその金銀を没収され、家具類の財産(動産)はその(もとの)持ち主に戻ることができる。

### 第177条の解釈

アウィルム階層の妻女でまだ幼い子供がいるうちに、その亭主(主人)が死亡して未亡人となってしまった場合、その女(寡婦)は再婚しようとしてもそのまま無条件で再婚できるわけではなく、古代バビロニアの社会においてその再婚の許可は裁判官がこれを決定することができる。

そしてその裁判官は、必ずその幼い子供と旧夫の家を維持させることを条件として(楔形文字文書の粘土板にその旧家の維持を守らせる条件)特に再婚する場合にその新しい夫と未亡人となった寡婦(妻女)が(これから新しい家で再婚した後も)守らなければならない義務等を明記し、それを記録しておくことができる。

またその旧夫の家から家具類等を売却してはならず、その幼い子供が成長するまで、一度未亡人となった女とその新しい夫はその(旧)家を維持していかなければならないこと、を定めたのがこの第177条の条文である


と思われる。この条文の翻訳に関して、先ず原田慶吉氏の訳文は「もしその子供未だ年少なる寡婦が、他人の家に立ち入らんと企てたときは、裁判官（複数）〔の同意〕なくして、決して立ち入ることなし。他人の家に立ち入るにあたりては、裁判官（複数）は彼の女の前の夫の家の背後にひそむ事情を審査し、しかる後彼の女の前の夫の家を、彼の女の後の夫と彼の女に託して、証書を彼等をして作成せしむ。〔彼等は〕家を護り、かつ幼少〔の子供〕を成長せしめ、家具類は銀のために決して与うる（売却することなし。寡婦の子供の家具を買う買主は、彼の銀を失い、物はその主に還る。）」[loc. cit., p. 328] であり、そのかなり後になって訳した中田一郎氏の文章は「もし幼い息子たちがいる寡婦が別の人の家に入る事を決意しても、裁判官たちの許可なしに入ることはできない。別の人の家に入ろうとするときは、裁判官たちが彼女の先の夫の家の事情を審査し、彼女の先の夫の家を彼女ののちの夫およびその女性に委ね、文書を彼らのために作成しなければならない。彼ら（この女性とそののちの夫）は、（主を失った）家を守り、幼子たちを養育しなければならない。彼らは家財道具を売却してはならない。寡婦の息子たちの家財道具を買った買手は彼の（支払った）銀を失い、その財産（家財道具）をその所有者に返さなければならない。」[loc. cit., p. 50-p. 51] となっている。

古代バビロニアにおいて、アウィルム階層の幼い子供がいた場合に、それらを育てなければならない寡婦は、先ず裁判官の許可を得なければ再婚して他の男のところに行くことは許されず、裁判官はこのようなアウィルム階層の家庭における言わば民事上のことに至るまでかなりの決定権をもっていたと思われるのである。このように全ゆる状況を総合的に考慮したとしても、古代ローマの「法務官 praetor」の制度などよりも身分の上ではかなり低いとみられている古代バビロニアの「裁判官 da-a-a-num」ではあるが、そのバビロニア社会の担い手に関する今日で言うところの言は

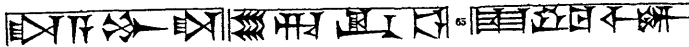
ば民事法上の権限はかなりのものだったようで、その父親に死なれた幼児の身代は（粘土板の文書などによって確保され）、家具等（動産）の売却なども原則的に禁止されていたと思われるのである。

これらは、とどのつまり古代バビロニア社会における広義のセム系民族が有する「家督」の維持に、その法体系の主眼が置かれていたからだとみるべきであろうが、それらの検証はユダヤ法の律法（トーラー）や後のタルムードそしてイスラーム法などとの比較考察を抜きにしては、深く理解できないであろう。

第178条（原文・逐語訳）

  
sum-ma nin-an lukur u<sub>2</sub>-lu sinnisutum zi-ik-ru-um

もし エントウ ナデイトウ 又は 女 誓願の（がいたとして）

  
ša a-bu ša se-ri-iq-tam iš-ru-qu<sub>2</sub> ši-im zikru 名、誓い

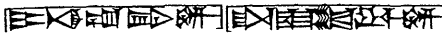
所の 父が 彼女の 持参金を 与え 彼女に

  
dup-pa-am iš-tu-ru ši-im

šarāqu 与える

粘土板を 書いた 彼女に

šaṭaru 書く

  
i-na dup-pi-im ša iš-tu-ru ši-im

には（その）粘土板 所の 書いた 彼女に

  
wa-ar-ka-za e-ma e-li ša ta-bu na-da-nam

「彼女の死後 人だけに とって 彼女に 喜ぶ 与える」とは

  
la iš-tur ši-im ma ma-la li-ib-bi ša

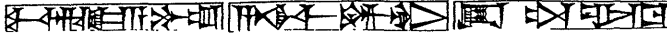
れてないし、書か（彼女に） 関して 意向に 彼女の

75 

la u<sub>2</sub>-ša-am-zi ši

mašū 発見させる

ない(何も)見つけさせ(無視する)場合は



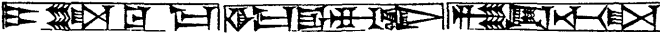
wa-ar-ka a-bu-um a-na ši-im-tim it-ta-al-ku

のち 父が に 運命 従った



eqil ša u<sub>3</sub> kirā ša ah-hu ša

畑 彼女の と 果樹園を 彼女の 兄弟は 彼女の



i-li-qu<sub>2</sub> ma ki-ma e-mu-uq zi-it-ti ša

取上げてから、応じて 値に 分け前の 彼女の



še-ba i<sub>3</sub>-ba u<sub>3</sub> šig<sub>2</sub>-ba i-na-ad-di-nu šim ma

大麦給与 油の給与や 羊毛給与を 与えて、 彼女に



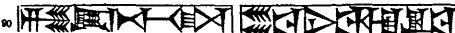
li-ib-ba ša u<sub>2</sub>-ta-ab-bu

心を 彼女の 満足させる(のがよい)



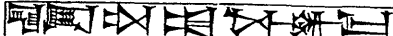
sum-ma ah-hu ša ki-ma e-mu-uq

もし 兄弟が 彼女の 応じて 値に

80 

zi-it-ti ša še-ba i<sub>3</sub>-ba u<sub>3</sub> šig<sub>2</sub>-ba

分け前の 彼女の 大麦給与 油の給与や 羊毛給与も



la it-ta-ad-nu ši-im ma

なかったら 与え

Col. XXXI 

/ li-ib-ba ša la ut-ṭi-ib-bu

心を 彼女の ないから 満足させ

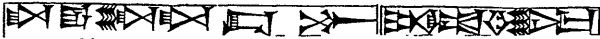


eqil ša u<sub>3</sub> kirā ša a-na ir-ri-ši-im

erēšu 耕作する

(彼女は)畑や 果樹園を に 耕作人



  
 Sa e-li Sa ta-bu i-na-ad-di-in ma

所の とつて 彼女に 喜ばしい 与えて、




iri-ri-za it-ta-na-as-si si

iri-za = iris sa

彼女の耕作人が 引き取り 彼女を

našū 運ぶ、持ち上げる



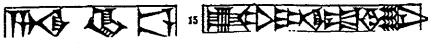
eqlam kirām u<sub>3</sub> mi-im-ma Sa a-bu sa

畑や 果樹園や 物は 所の 父が 彼女の



id-di-nu si-im a-di ba-al-ta-at i<sub>3</sub>-kal

与えた 彼女に 間 生存する 食用になる (のであって)



a-na kaspim u<sub>2</sub>-ul i-na-ad-di-in

のために 銀 決して 売られることはないし



Sa-ni-a-am u<sub>2</sub>-ul u<sub>2</sub>-up-pa-al

apālu 支払う、戻す

他人に 決して 支払われない



ab-lu-za Sa ah-hi Sa ma

ablu-za = ablūti Sa

彼女の相続分は 兄弟の物 彼女の (である)

### 第178条 (試訳)

父親が持参金を与え、そのことを粘土板に記したエントウム (ウグバブトウム) やナデイトウムの女神官またはセクレートウム女 (娘) 官がいたとして、その記した粘土板 (の楔形文字文面) に「彼女の死んだ後、彼女が気に入っていた者だけに与えるものである……」と記述してなく、また (その文面に) 彼女の意向に関する何等特定された記述が見い出せなかった場合において、その父親が運命に従った (死亡した) 後において、彼女の兄弟が彼女の田畑と果樹園を (仮にそれを) 取りあげてから、彼女の相続分の値に応じて、大麦、油、羊毛などの供給分を支払い、彼女に満足感

を与えることができる。

仮に、彼女の兄弟が、その相続分の値に応じて、彼女に大麦、油、羊毛などの供給分を彼女に与えず、彼女に満足感を与えなかったならば、彼女は田畑や果樹園を彼女の気に入った耕作人に与えて、その耕作人が彼女を引き取り、彼女の父親が彼女に与えるた田畑や果樹園などのものは、彼女がまだ生存している間はその活計となる食物用となるべきであって、金銭のために決して売却されることはないし、他人に決して支払われたりせず、そして（将来は）彼女の相続分が彼女の兄弟のものとなることとする。

### 第178条の解釈

長い文章であるが、冒頭に出てくるエントウム（ウグバブトゥム）とナディトゥム（語尾の－ウムはアッカド語の主格形）は、ともに古代における女神官の名称で、すでに第110条などで登場してきたように原則として修道院などに住みかなり清浄な生活を送っていたと思われるから、アウィルム階層の父親は、自分の気に入った娘をこの女神官につけ、相続などでも特に優遇していたと考えられる。そして、そのような自分の気に入った娘に、生前贈与などをおこなう場合、当時の言はば公正証書にあたる楔形文字の粘土板にどのような形で贈与をおこなうかを記述しておく必要があったわけであるが、その粘土板に前の試訳で試みたような娘の死後、その特定の娘が気に入った人物にそれらのものを与えても良いという記述がなかった場合、第一に彼女の兄弟による管理と相続供給分の娘への支払いが示され、それで娘が気に入らない時は自分で耕作人を選択して管理させられるが、娘の死後はその財産は兄弟が相続できる、と規定したのがこの第178条の条文である。

この古代バビロニア時代に先立つシュメール時代から、女の神官は一定

の古代社会で特殊な階層を構成していたようで、ウル第一王朝時代の遺跡から神殿の装飾図や楔形文字によって女祭司（女神官）などが王の近親者などから選ばれることになっていて、それ以降その体制の上流階級の娘が神殿の階位における顕職に就くことによって、その一族の社会的地位もあがるようになった伝統は、そのままバビロニア社会にも受け継がれていったものと考えられる（qq.v. P.R.S. Moorey “Ur ‘of the Chaldees’”, Herbert Press Ltd., London, 1982,邦訳『カルデア人のウル』森岡妙子氏訳、みすず書房 p. 166～p. 168参照）

そしてこのウルの土地から『旧約聖書・創世記』のアブラハムの生地が決定されてくるようなので、アッカド語によって書かれた女神官の官名と地位も、かなり重要な意義を歴史的に有していることがわかるであろう。この第178条に関する原田慶吉氏の翻訳は「もしエントゥム、ナディートゥム（両者110条参照）あるいはまたヂクルム（zikrum）〔ありて〕、彼の女の父が嫁資を彼の女に贈与し、証書を彼の女に書きたるも、彼の女に書きたる証書の中には、彼の女の遺産を、彼の女にとりて意に副いたるところにて与うることは、彼の女に記さずして、彼の女の心中にあるあらゆることを〔なすことを〕、彼の女に許さざりしときは、父が運命に赴きたる後は、彼の女の原と彼の女の園は、彼の女の兄弟が取るも、彼の女の分前額に相応する食料、聖油および衣服は、彼の女に与えて、彼の女の心を満足せしむ。もし彼の女の兄弟が、彼の女の分前額に相応する食料、聖油および衣服を彼の女に与えずして、彼の女の心を満足せしめざりしときは、〔彼の女は〕彼の女の原および彼の女の園を、彼の女にとりて意に副いたる耕作人に与えて、彼の女の耕作人が彼の女を引き取る。原、園および彼の女の父が彼の女に与えたるものは、〔彼の女が〕生存する間は用益するも、銀のために決して与うる（売却する）ことなく、〔これを〕他人に決して弁済の資に宛つることなし。彼の女の相続分は正しく彼の女の兄弟の

ものなり。』[loc. cit., p. 328] となっており、この第178条の楔形文字原文の最初の行末尾にある *zi-ik-ru-um* について、原田氏の時代はその〔註〕として〔qq. v.〕以下のように(62行) *zikrum* 「結婚も出産もできない尼僧。発音的には「男」と同一。去勢せられた男女(おとこおんな)の意?」[ibid.] と解釈されていたようであるが、その後アッカド語学者によって「セクレトゥム(女)官」という、前二者と同じようにな更にとちらかと言えばこれら二つの女神官よりも低いものと解釈されるようになり、さらにその後、アッカド語をそのまま使用した中田一郎氏の次のような翻訳文となって「もしウグバプトゥム、ナディートゥム修道女あるいはセクレトゥム女官で、彼女の父が彼女に持参財を贈り、彼女のために文書を作成したが、彼女のために作成した文書のなかで、彼女の遺産を誰であれ彼女の意にかなう人に与えることができるとは書かず、彼女に完全な(持参財の)処分権を与えていなかったなら、父親が死亡したあと、彼女の耕地と果樹園は彼女の兄弟たちが取ることができるが、彼らは彼女の取り分に相当する大麦、油および衣料を彼女に(定期的に)与え、彼女を満足させなければならない。もし彼女の兄弟たちが彼女の取り分に相当する大麦、油および衣料を彼女に与えず、彼女を満足させなかったなら、彼女は彼女の耕地、および果樹園を彼女の意にかなう小作人に賃貸し、彼女の小作人が彼女(の扶養義務)を負い続けなければならない。彼女は耕地、果樹園、その他彼女の父親が彼女に与えた物すべてを、彼女の生きている間保有することができるが、売却することはできないし、他の人を相続人と定めることもできない。<sup>120)</sup>彼女の相続分は彼女の兄弟たちの物である。」[loc. cit., p. 51] という記述がなされ、その脚註として中田氏は以下〔qq. v.〕のように、120) B. Landsberger, F. Delitzsch (以上 W. Eilers, *Die Gesetzesstele*, p. 43, n. 2 による)、*AHw*, p. 57a, E. Szlechter, *Codex*, p. 141 および A. Finet, *Le code*, p. 104, R. Borger, *TUAT* I/1, p.

65等にしたがって、*uppulum* を *aplum* (嫡出子) からできた動詞で、「～を相続人とする」を意味すると考えておく。ただし、*uppulum* を *apalum* の D-stem で、「(債務の) 支払をする」を意味すると考え、「(持参財で) 他人の (債務の) 支払をすることはできない」などの意味に理解する訳者も多い (W. Eilers, *Die Gesetzesstele*, p. 43; G.R. Driver-C. J. Miles, *BL* II, pp. 71 & 242; R. Haase, *Rechtssammlungen*, p. 46; M.T. Roth, *Law Collections*, p. 117 等)。「[ibid.,] と解説し、さらにこれらの女神官たちについて、その注解 [qq. v.] を以の如く巻末に記している。

#### 「ウグバプトゥム、セクレートゥム、カディシュトゥム、およびクルマシートゥム

ナディートゥムと似た女性たちのグループで、ハンムラビ『法典』で言及されているものにウグバプトゥム、セクレートゥム、カディシュトゥム、およびクルマシートゥムと呼ばれる女性たちがいる。ウグバプトゥム、ナディートゥムおよびセクレートゥムと呼ばれる女性たちが一緒に言及される場合 (§§178-179) は、この順序になっており、この順序がこれらの女性たちの相対的地位または社会的身分を表していたものと思われるが、もしわれわれの§110の読み方が正しければ、ウグバプトゥムとナディートゥムの地位はさほど変らなかったのかもしれない。

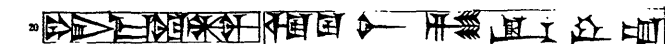
§110および§127から判断するかぎりウグバプトゥムやナディートゥムは、シッパルにおけるように修道院に住んでいなくとも、品位を保って生活することが期待されており、それだけにまたこのような女性に対して根拠無く後ろ指を差すことは許されないことであった。また、§181ではカディシュトゥムおよびクルマシートゥムが「神前に捧げられた」女性として言及されているほか、§§178-182に彼女たちの持参財に言及されていることから、これらの女性たちも、ナディートゥムと同様、特定の神に捧げられた女性たちであったと考えられる。<sup>119)</sup>

ハンムラビ「法典」に言及されているセクレートゥムも§§179-180から判断してウグバプトゥムやナディートゥムと同じような立場の女性ではなかったかと思われるが、確かなことは不明である。<sup>120)</sup>〔loc. cit., p. 133〕とし、更にその脚註〔qq. v.〕で、119) R. Harris, *Ancient Sippar*, pp. 313-332. 120) R. Harris, *Ancient Sippar*, pp. 314f. なお、解説としては古いが、G.R. Driver-J. C. Miles, *BL I*, pp. 358-383をも参照。〕〔ibid.,〕という英文資料をあげておられる。

この第178条の楔形文字の文頭に出てくる nin-an エントゥ（中田氏の呼び方ではアッカド語でウグバプトゥム）は、すでに第110条の冒頭にも出てくるが、その正確な社会的地位は今日に至るまで不明なままである。

なおこの長い楔形文字原文の第178条は、その第15行目末šī-im ma でハンムラビ法典石柱原文を刻した裏面の上から第14欄が左端（裏面から見て左側面のほうに入っている）で終了し、次の li-ib-ba ša（彼女の心を……）から始まる第16行目以下のアッカド語文章は、そのすぐ下の第15欄（第15段目、第15コラム、石柱裏面の楔形文字を刻した上端のところから約1 mの下部）の右端から左へ読み進めて、この第178条はその第15欄の右から約19行目まで続いて終了することになる。従って次の第179条が、上から数えて第15欄の（右端から数えて）第20行目から始まることになる。

#### 第179条（原文・逐語訳）



sum-ma nin-an lukur u<sub>2</sub>-lu sinnišuti zi-ik-ru-um

もし エントゥ ナディトウ又は女 誓願の（がいて）

sa a-bu sa se-ri-iq-tam is-ru-qu<sub>2</sub> si-im

所の 父が 彼女の 持参金を 与え 彼女に

ku-nu-kam is-tu-ru si-im

記録を 書いた 彼女に

i-na dup-pi-im sa is-tu-ru si-im

には (その) 粘土板 所の 書いた 彼女に

wa-ar-ka-za e-ma e-li sa ta-bu na-da-nam

「彼女の死後 人だけにとつて 彼女に 喜ぶ 与える」と

is-tur si-im ma ma-la li-ib-bi sa us-tam-zi si

書かれ、(彼女に) 関して 意向に 彼女の 許した場合

wa-ar-ka a-bu-um a-na si-im-tim it-ta-al-ku

のちは 父が に 運命 従った

wa-ar-ka-za e-ma e-li sa ta-bu i-na-ad-di-in

彼女の死後 人だけにとつて 彼女に 喜ぶ 与えるのであつて

ah-hu sa u<sub>2</sub>-ul i-ba-ag-ga-ru si

兄弟は 彼女の 決して 請求できない 彼女に

### 第179条 (試訳)

(直前の第178条と同じような状況で、粘土板の文面にはっきりした記述がある場合に) 父親が持参金を与え、そのことを粘土板に記したエントウム (ウグバプトウム) やナディトウムの女神官またはそうした女神官にさせるべく誓願手続きをしているセクレトウム女 (神) 官がいたとして、その記した粘土板 (の楔形文字文面) に「彼女の死んだ後、彼女が気

に入っていた者だけに与えるものである……」と記述され、彼女の意向に関して（それを父親が）許していた場合、父親が運命に従った（死亡した）後に、（更にまた）彼女が死んでしまった後に（直前の第178条に記載されていた田畑や果樹園などはその彼女の意向どおりに）生前彼女が気に入っていた者に与えられるのであって、彼女の兄弟は（それらの不動産類を）決して彼女（とその継続者）に請求できないものとする。

### 第179条の解釈

邦訳の冒頭に括弧で記入したように、ここに規定された内容は前の第178条と同じような状況下で起った事例である（また文章も直前の第178条から続いていると思われる）から、この第179条には前条と同じように田畑や果樹園などの不動産の記入がなされていないものの、ここで規定したことは前の第178条に記された生前贈与の田畑や果樹園などと同じような不動産であることは明白である。

父親が生前に、エントウム（ウグバプトウム）やナディートウムとなった（その地位を得た）娘などに生前贈与をおこない、「その贈与したるものは娘の気に入った者に贈与してもよい」という文面が、今日の公正証書にあたるような楔形文字粘土板に書かれてあったならば、彼女の死後それらの不動産類はその娘の生前意思のままに贈与され、彼女の兄弟は彼女にそれを引き渡すよう請求できない、ということの規定したのがこの第179条である、と思われる。

その原田慶吉氏の翻訳は「もしエントウム、ナディートウムあるいはまたヂクルム（178条参照）ありて、彼の女の父が嫁資を彼の女に贈与し、捺印証書を彼の女に書き、彼の女に書きたる証書の中に、彼の女の遺産を彼の女にとりて意に副いたる所にて与うることを、彼の女に記して、彼の女の心中にあることを〔なすことを〕彼の女に許したるときは、父が運命に



赴きたる後は、〔彼の女は〕彼の女の遺産を、彼の女にとりて意に副いたる所にて与え、彼の女の兄弟は決して彼の女に取戻を請求することなし。〕

〔loc. cit., p. 328-p. 329〕となっており、これらの女神官の名称を一部変更した中田一郎氏の訳文も同様に「もしウグバプトゥム、ナディートゥム修道女あるいはセクレートゥム女官で、彼女の父親が彼女に持参財を贈り、彼女のために捺印証書を作成し、彼女のために作成した文書のなかで、彼女の遺産を誰であれ彼女の意にかなう人に与えることができると書き、彼女に完全な（持参財の）処分権を与えたなら、父親が死亡したあと、彼女は彼女の遺産を彼女の意にかなう者に与えることができる。彼女の兄弟たちは、彼女に（遺産の）返還を要求することはできない。<sup>122)</sup>〕

〔loc. cit., p. 51-p. 52〕となっており、なお中田氏はその下の脚註〔q. v.〕において、「122）これは§178から判断して彼女が生きている間のことで、彼女の死後、彼女の持参財は彼女の兄弟たちの所有に戻るものと思われる。G.R. Driver-J. C. Miles, *BL* I, p. 376.〔*ibid.*,〕と解釈しているようであるが、いくらその名称を変えてみたところで、そのような女神官たちの性格と地位またその社会ではたしてきた役割りが正確に解釈できない以上、従来定着してきた訳語を変えてみたところであまり意義はないように思われる。なお原田氏の文章で、「ありて」の前に鉤括弧が脱落していると思われる（あるいは「ありて」の後の括弧が誤植か）。

いずれにせよ、これらを深く理解するにはローマ法の「稼資」と「贈与」そしてそれがキリスト教を受容した後のヨーロッパで、如何なる発展を遂げたかを比較考察するほうが、これらの条文をより良く考察し解釈できるのではないかと思う次第である。

## 第180条 (原文・逐語訳)



sum-ma a-bu-um a-na mārti šu

もし 父が に 娘 彼の



lukur kallātim u<sub>3</sub> lu sinništi zi-ik-ru-um

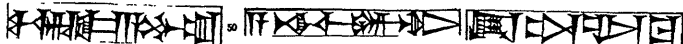
誓約中のナディトゥヤ 女 誓願の (である)



e<sub>2</sub>-gi<sub>4</sub>-a > kallātu

Se-ri-iq-tam la iš-[ru]-uq si-im

持参金を なかった場合 与え 彼女に



wa-ar-ka a-bu-um a-na si-im-tim it-ta-al-ku

のち 父が に 運命 従った



i-na nig<sub>2</sub>-ga bit a-ba

より 財産 家の 父の



ši-it-tam ki-ma ab-lim iš-te-en

分け前を 応じた 相続人に 一人の



i-za-az ma a-di ba-al-ta-at

分割して、 間は 生存する



i-ik-ka-al wa-ar-ka-za ša ah-hi ša ma

食用に供し 彼女の死後は 兄弟の 彼女の (ものである)

## 第180条 (試訳)

父親が、自分の娘に尼僧院中のナディトゥム女神官やセクレートゥム女(神)官としての持参金を与えなかった場合、その父親が運命に従った(死亡した)後に、(その娘達は)父の家の財産から一人の(法定)相続人分に応じた配当分(の財産)を分割してもらい、(その相続分を)活計(個人的な生活の用益)に供し、(そして後に)彼女が死亡した場合は

彼女の兄弟のもの（所有）となる。

### 第180条の解釈

この第180条は、先に解釈した第178条の内容とその規定する対象がほぼ近く、第178条では持参金を与えたが楔形文字の粘土板文書に「彼女の気に入った者に遺贈して良い」とは書いていなかったもので、こちらの第180条のほうは、まだ持参金を与えていなかったひとつの例なのである。ただこちらの第180条のほうは冒頭の楔形文字文章2行目にある Kallatim や zi-ik-ru-um をどのように解釈するかであるが、これは多分娘の父親が、第178条に記載された女（神）官になるよう働きかけている途中のことであろう、と思われる。


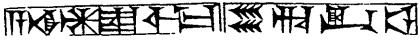
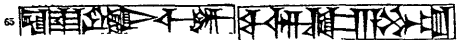



いずれにせよ、そうした娘たちは父親の死後（法定）相続できる一人分の配当にあたる分量を活計（生活していく食料などの諸経費）として死ぬまで受けとることができるが、第178条のほうが法律の条文上きちんとした地位に立つことができるのだろう、と解釈することができるのではないか。

この第180条に関する原田慶吉氏の訳文は「もし父が彼の娘なる尼僧院のナディートゥム、あるいはまたヂクルム（178条参照）に、嫁賃を【彼の女に】贈与せざりしときは、父が運命に赴きたる後は、〔彼の女は〕父の家の財産の中より、一人の相続人に相応する分前を分割〔取得〕して、生存する間は用益す。彼の女の遺産は正しく彼の女の兄弟のものなり。」

〔loc. cit., p. 329〕となっており、そのかなり後で翻訳した中田一郎氏の翻訳についても「もし父親が自分の娘で尼僧院のナディートゥム修道女あるいはセクレートゥム女官である者に持参財を贈らなかつたなら、父親が死亡したあと、彼女は父の家の財産から1人の嫡出子のように（彼女の）取り分を受け取ることができ、生きている間（それを）保有することがで

きる。彼女の遺産は彼女の兄弟たちの物である。」〔loc. cit., p. 52〕のよう  
な文章となっている。この楔形文字原文第6行目にある ab-lim を中田氏  
は第165条から一貫して「嫡出子」としているが、これは原田氏が40年前  
に訳した「相続人」のほうが、特にこの第180条においては、al-lim の意  
味としてはあっているように見受けられる。原田慶吉氏は、この第180条  
にあたる楔形文字原文の第3行目冒頭にある še-ri-iq-tam を「嫁資」と翻  
訳しているが、次の第181条では第2行目末の同じ単語を「嫁資」として  
いるので、多分印刷上の校正ミスであろうと思われる。

## 第181条 (原文・逐語訳)

  
 sum-ma a-bu-um lukur nu-gig u3 lu nu-par  
 もし 父が ナデイトウを カデイシュトウヤクルマシトウの  
 qadistu < nu-gig  
 a-na ilim is-si ma še-ri-iq-tam kulmašitu < nu-bar  
 に 神 捧げたが、持参金を  
 našū 捧げる、運ぶ  
 la is-ru-uq-si-im wa-ar-ka a-bu-um 注意 i-si-mu < sāmu 決する  
 なかった時 与え のちは 父が is-sa-mu < sāmu 買う  
 a-na ši-im-tim it-ta-al-ku i-na nig2-ga bit a-ba  
 に 運命 従った から 財産 家の 父の  
 igi 3 gal ablūti sa i-za-az ma a-di ba-al-ta-at  
 1/3を 相続分の 彼女の 分割して 間の 生存の  
 i-ik-ka-al wa-ar-ka-za sa ah-hi sa ma  
 食用にあてるが彼女の(死)後は 兄弟の(ものである)

### 第181条（試訳）

父親が、そのナディトゥム女神官（となった娘）あるいはカディシュトゥム女（神）官やクリマシトゥム女（神）官を神の前に捧げた（神官としての地位と立場に就かせた）が、持参金を与えなかったような場合に、父が運命に従った（死亡した）後は、父親の家の財産から彼女の相続分の3分の1を（分割してもらい）彼女が活着している間それを活計としてあてることができるが、彼女の死んだ後は彼女の兄弟たちのもの（所有）となる。

### 第181条の解釈

第178条や第180条と共通する内容であるが、この181条の冒頭にあるカディシュトゥムやクリマシトゥムという女（神）官あるいは神々の性格がはっきりとは具体的にわからないので、正確な解釈ができないのが残念である。これらの神々につかえる女神官として上位に立つと考えられるナディトゥムとするため自分の娘を女神官にしたような父親がいた場合に、その父親の死後、この第181条の楔形文字をそのまま解釈する限り、「娘の相続分の3分の1」が彼女の活計（食用）としてあてられる相続分として確保できるというのである。この額面が直前の第180条にある「一人の相続分」と比較してその当時として多いかどうかは正確には分からない。

カディシュトゥムやクリマシトゥムという神に奉仕する人格がどの程度当時のバビロニア社会においてその地位と重要さを増していたか、がその正確な理解につながると思われるが、当時の神の概念を完全に理解できるほど、まだ資料が見つかってはいないのである。この第181条に関する原田慶吉氏の翻訳は「もし父が<sup>61</sup>ナディートゥム（110条参照）、クディシュトゥム（qadištum）、<sup>62</sup>あるいはまたゼルマシートゥム（zēmašitum）を神に奉納したるに、嫁資を彼の女に贈与せざりしときは、父が運命に赴き

たる後は、〔彼の女は〕父の家の財産の中より、彼の女の相続分の三分の一を分割〔取得〕して、生存する間は用益す。彼の女の遺産は正しく彼の女の兄弟のものなり。〕〔loc. cit., p. 329〕となっており、その直後に原田氏は〔註〕として〔qq. v.〕(61~62行) qadištum 神婢ならん。zērmaš itum 『胤を忘れた者』、子を産み得ざる一種の尼僧。』という解説を加えておられる。それに対して中田一郎氏の訳は「もし父親がナディートゥム修道女、カディシュトゥム女神官あるいはクルマシートゥム女神官（として娘）を神前に捧げたが、彼女に持参財を贈らなかつたなら、父親が死亡したあと、彼女は父の家の財産から3分の1を彼女の相続分として受け取り、<sup>123)</sup>生きている間（それを）保有することができる。彼女の遺産は彼女の兄弟たちの物である。〕〔loc. cit., p. 52〕となっており、その下の脚註〔qq. v.〕において、123) IGI. 3. GÁL IBILA-šaを『彼女の相続分の3分の1』ではなく、『3分の1を彼女の相続分として』の意味に理解しておく（CAD A<sub>2</sub>, p. 175a, R. Borger, *TUAT* I/1, p. 65, M.T. Roth, *Law Collections*, p. 118等を参照）。なお、M.T. Rothは、「3分の1」を典型的な遺産相続例とみなし、これを（嫡出子）1人の相続分を意味するものと考えている（M.T. Roth, *Law Collections*, pp. 141f., n. 38）〔ibid.,〕のように著述して、ルース氏の解釈を紹介していると同時に自分がこの解釈に従って翻訳したことを明らかにしている。ただしこの解釈、特にナディートゥムだけを「修道女」として他を女神官と訳することが、はたして正確なものかどうかは、確実に立証することは難かしいだろう。

第182条 (原文・逐語訳)



Sum-ma a-bu-um a-na mārti šu

もし 父が に 娘 彼の



lukur <sup>ii</sup>marduk ša bābili<sup>ki</sup> še-ri-iq-tam

ナディトゥである マルドウクの バビロンの 持参金を

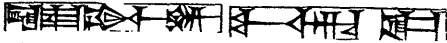


la iš-ru-uq si-im ku-nu-kam

ず 与え 彼女に 証書を

bābilu < ka<sub>2</sub>-dingir-ra

kāniku 署名証書



la iš-tur si-im wa-ar-ka

なかった時 書か 彼女に 後は



a-bu-um a-na si-im-tim it-ta-al-ku

父が に 運命 従った



i-na nig<sub>2</sub>-ga bit a-ba igi 3 gal ablūti ša

より 財産 家の 父の 1/3を 相続分の 彼女の



it-ti ah-hi ša i-za-az na il-kam ilku 仕事

と共に 兄弟 彼女の 分割するが 業務に



u<sub>2</sub>-ul i-il-la-ak lukur <sup>ii</sup>marduk

決して 行使せず ナディトゥは マルドウクの



wa-ar-ka-za e-ma e-li ša ū-bu / i-na-ad-di-in

彼女の (死) 後は 人にとつて 彼女 好ましい 与える

Col.  
XXXII

第182条 (試訳)

父親が、(都市国家)バビロンにおけるマルドゥク神のナディトゥム女(神)官となった自分の娘にまだ(特定の)持参金を与えず、彼女に(署

名証書として作られた粘土板の) 証書を与えなかったような場合、父親がその運命に従った(死亡した)後に、父親の家の財産より彼女の相続分の3分の1を彼女の兄弟とともに分割するが、それを(営業もしくは投資等の)業務に行使してはならず(おそらく il-kam u<sup>2</sup>-ul i-il-la-ak は、その意味するところが第180条と第181条にある i-ik-ka-al に近いと思われる)、マルドゥク神のナディトゥム(女神官)である彼女の死後は、彼女が好ましいと(思っていた)人物に与えることができる。

### 第182条の解釈

直前の第181条と同じような内容の条文であるが、この第182条のほうは父親が相続させる娘が同じナディトゥムという女の神官であっても、その神官として仕える神がバビロニアという名のもとになった都市バビロンの守護神(前文と象徴図像の解釈を参照のこと)マルドゥク神であることによって、その娘が父親の死後受けとることのできる相続の資産が、娘の死後自分の気に入った者に遺贈できるという特権が与えられることになると思われる。第181条では、ナディトゥムとして仕える神が、カディシュトゥムやクリマシトゥム(クルマシートゥム)という女(神)官でもあったため、娘の死後その相続した財産は娘の兄弟たちへと戻ったのであるが、この第182条では娘が女(神)官として仕えるのがバビロニアの守護神であるマルドゥク神であるために、その相続の行方にも影響を与えることになると考えられる。

このように仕える神によって、相続の行方に変更ができるという宗教的な発想は、ローマ法以降の西欧では全く採用されなくなり今日に至っているが、バビロニア社会においては当然のこととして宗教的に認識されていたものと思われる。(op. cit.,船田享二著『ローマ法』第四巻 p. 249~p. 436.岩波書店などのローマ法文献を参照のこと)



勿論、ローマ法においても「相続法」に関しては東ローマのユスティニアヌス帝法 *Corpus Iuris Civilis* に至っても、未だ統一的なものとして完成してはいなかったようである〔loc. cit., p. 262〕が、このような古代バビロニア法の発想は、多神教の世界だった時の共和制ローマにおいても、もう殆ど残っていなかったようである。この第182条に関する原田慶吉氏の翻訳は「もし父がバビロンのマルドックのナディートゥム（110条参照）なる彼の娘に、嫁資を【彼の女に】贈与せず、捺印証書を彼の女に書かざりしときは、父が運命に赴きたる後は、父の家の財産の中より、彼の女の相続分の三分の一を、彼の女の兄弟と共に分割〔取得〕するも、〔彼の女は〕封を決して封する（行使する）ことなし。マルドックのナディートゥムは、彼の女の遺産を、彼の女にとりて意に副いたる所にて与う。」〔loc. cit., p. 329〕であり、それに対して中田一郎氏は、相変らず片仮名で「イルクム義務」と原田氏が「封を決して封する」という表現で第7行目から8行目にかけて *il-kam u<sub>2</sub>-ul i-il-la-ak* と出てくるアッカド語の文章を訳したところを、その概念をもって片仮名書きにして片づけている。この概念についてはハンムラビ法典の最初のほうに解釈した第27条や第28条の解釈を参考にしていただくとして、中田一郎氏のこの第182条の訳文としては「もし父親がバビロンのマルドックのナディートゥム修道女である自分の娘に持参財を贈らず、彼女に捺印証書を作成しなかったなら、父親が死亡したあと、彼女は、兄弟たちとともに父の家の財産から3分の1を彼女の相続分として受け取ることができるが、イルクム義務を果す必要はない。マルドックのナディートゥム修道女は、彼女の遺産を彼女の意にかなう者に与えることができる。」〔loc. cit., p. 53〕と、相変らず「修道女」という訳語をあてて翻訳しておられる。

なおこの第182条の楔形文字原文での第9行目の末に記されたアッカド語動詞 *i-na-ad-di-in*（与える）のところからハンムラビ法典石柱の裏側に

刻まれた第15欄(段落)が終了して次の第16欄に入り、この動詞の後から第183条の条文が始まるのである。

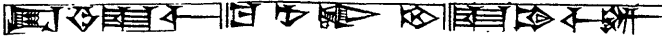
第183条 (原文・逐語訳)



Sum-ma a-bu-um a-na mārti šu šu-ge<sub>4</sub>-tim Sugitu < šu-gi<sub>4</sub>  
もし 父が に 娘 彼の 妾である



Se-ri-iq-tam iš-ru-uq šī-im a-na mu-tim  
持参金を 与え(彼女に) に 夫



id-di-iš šī ku-nu-uk-kam iš-tur šī-im  
与え 彼女を 証書を書いた時は 彼女に



wa-ar-ka a-bu-um a-na šī-im-tim it-ta-al-ku  
のち 父が に 運命 従った



i-na nig<sub>2</sub>-ga bi<sub>1</sub>t a-ba u<sub>2</sub>-ul i-za-az  
から 財産 家の 父の 決して 分割せず

第183条 (試訳)

父親が、(他人の) シュゲーティム妾(シュギートゥム女官)となっている自分の娘に嫁資(持参金)を与え、彼女を(改めて、正式な)夫に与えてから(粘土板の公正)証書を作製したる時には、その父親が運命に従った(死亡した)後に、その父親の家の財産から決して(自分の相続分を)相続してもらえないことはない。

## 第183条の解釈

この条文における現在の時点は、多分他人のシュギーティム妾（シュギーートゥム女官）となっている自分の娘に持参金を与え、次の文にある「夫」というのはどうもその娘が妾となっている相手（旦那）ではなく、別の新しい夫（婿）を父親が与えるものと解釈すべきではないだろうか。その場合、すでに粘土板に記した楔形文字による公正証書で、生前贈与がすでにおこなわれているのだから父親の死後にその実家から何らかの相続がおこなわれる権利をこの娘は有していない、と解釈するほうがよいと思われる。この嫁資がいかなる性質のものか良くわからないが、父親がその娘を妾に出した時などに、中国社会で出す妾を囲うための「聘金」<sup>へいきん</sup>などを娘のために貯金しておいたものかも知れない。

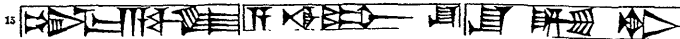
他人の妾になる（シュギーートゥム女官として奉仕している）ということは、その実家の食費を減らすためかどうかはわからないが、例えその境遇に対して父親が謝罪の意味もあってかどうか知らないが、他の子供達よりも先に、言わば生前贈与とも言うべき、持参金を与えた場合、もう既にその実家の資産の一部はその娘に渡されているのだから、父親の死後その相続人としての権利を主張できないのだ、と解釈すべきなのだろう。

すでに第137条のところでも解説してあるが、このシュギーートゥム女（神）官という社会的立場は、やはり一種の神官でもあったがナディーートゥム女神官の下に立ち、ナディーートゥムの代りに子供を生んだりしたが、その現実的な実態はナディーートゥムの妹などの親族的なつながりでもあった、とみられている。この第183条に関する原田慶吉氏の訳は「もし父がシュギーートゥム（137条参照）なる彼の娘に、嫁資を【彼の女に】贈与し、夫に彼の女を与え、捺印証書を彼の女に書きたるときは、父が運命に赴きたる後は、父の財産の中より、決して分割〔取得〕することなし。」〔loc. cit., p. 329-p. 330〕で、中田一郎氏の訳のほうは「もし父親がシュギーート

ウム女性である自分の娘に持参財を贈り、彼女を嫁がせ（直訳：夫に与え）、彼女に捺印証書を作成したなら、父親が死亡したあと、彼女は父の家の財産（分割）に与かることはできない。〔loc. cit., p. 53〕であるが、この第183条に関する限り、楔形文字第2行目の最初にあるシェリクトウムを中田氏のように「持参財」などと翻訳せず、かつて原田氏の訳した「稼資」のほうがローマ法との比較においてよりわかり易く、ドイツ民法では立法上 *Dotalsystem* を削除してしまったが、その古代ローマから伝わる嫁資制度を *régime dotal* として継承したフランス民法などを考察して、この古代バビロニアの「稼資」に関する制度はより容易に解釈できるのではないかと思われる。そのことに関しては前述の比較法學會編『贈與の研究』有斐閣刊のドイツ法とフランス法のところを特に参照されたい。

洋の東西を問わず、姉妹を二人とも自分の嫁にするという慣習はその詳細な形式こそ違ってもどこの国でも昔からあったようで、古代バビロニアでは、その姉（妹かもしれない）のほうを宗教上ナディートウム女神官とし、妹（姉）のほうがシュギートウム女（神）官としてその下位に立って子息を生む役割をはたしたのではないか、とも思われる。しかしながら、このような古代バビロニア特有の「婚姻制度」に関しては、実際にその場に生活していない限りその詳細は不明である。

#### 第184条（原文・逐語訳）



sum-ma a-wi-lum a-na mārti su su-ge₄-tim

もし 人が に 娘 彼の 妾である



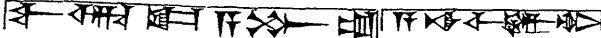
se-ri-iq-tam la iš-ru-uq sim

持参金を ず 与え



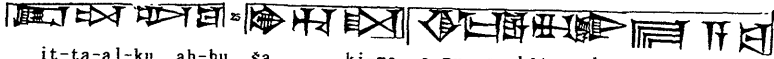
a-na mu-tim la id-di-is si

にも 夫 なかった時 与え 彼女を



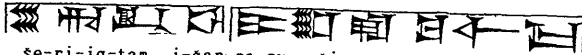
wa-ar-ka a-bu-um a-na si-im-tim

のち 父が に 運命



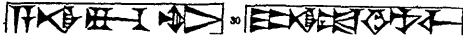
it-ta-al-ku ah-hu sa ki-ma e-mu-uq bit a-ba

従った 兄弟は 彼女の 応じて力に 家の 父の



se-ri-iq-tam i-sar-ra-qu<sub>2</sub> si-ma

持参金を 与えて、彼女に



a-na mu-tim i-na-ad-di-nu si

に 夫 与える 彼女を

### 第184条 (試訳)

ある者が、(他人の) シュギートウム女(神)官(前条のシュゲーティム妾)となっている身分の娘にまだ持参金を与えず、彼女を(正式の)夫にも与えなかった時は、その父親(ある者)が運命に従った(死亡した)後、彼女の兄弟が父親の家の財力に応じて彼女に持参金を与え、そして彼女を夫に与え(結婚させ)ることができる(夫に嫁がせねばならない)。

### 第184条の解釈

直前の第183条のように、(他人の) シュギートウム妾(シュゲーティム女神官)として与えた娘に実家から持参金も渡せなかった(ような)父親が、古代バビロニア社会におけるその義務的な援助などを全くしないうち

に死亡してしまったような時に、その娘の兄弟たちは父親の実家の資産状態に応じて出来る限りの持参金を彼女のためにつくってやり、他人の（女官として奉仕する）妾ではなく、正式の夫を選んでそこに嫁がせてやるよう努力しなければならない、というのがこの第184条の主旨であろうと思われる。

当時のアウィルム階層であっても、またいくら自由人という範疇には属していたとしても、すべてのアウィルム階層社会がそれほど豊かな生活をしてきたとは思われない。しかしながら古代バビロニア社会では、アウィルム階層の当然の常識としてそのシュギートゥム女（神）官に出した娘には、その後何等かの持参金を持たせ、前の第183条にあるようにそれを公正証書（粘土板文書）のようなもので保証してやり、いずれは正式な夫（婿）をみつけて嫁がせてやる、ということが普通の手続きであったようである。そして父親が生きている間にそうした手続きをしてやれなかった場合には、その娘の兄弟達が父親に代って父親の死後そういう手続きをするように義務づけたのが、この第184条の条文と思われる。この条文の原田慶吉氏の訳文は「もし人がシュギートゥム（137条参照）なる彼の娘に、嫁資を【彼の女に】贈与せず、夫に彼の女を与えざりしときは、父が運命に赴きたる後は、彼の女の兄弟は、父の家の力に相応する嫁資を彼の女に贈与して、夫に彼の女を与う。」〔loc. cit., p. 330〕であり、また中田一郎氏のほうの翻訳は「もし父親がシュギートゥム女性である自分の娘に持参財を贈らず、彼女を嫁がせ（直訳：夫に与え）なかったなら、父親が死亡したあと、彼女の兄弟たちは父の家の資産力に応じて彼女に持参財を贈り、そして彼女を嫁がせなければならない。」〔loc. cit., p. 53〕となっているが、ただのシュギートゥム女（神）官だけでこの娘はとどまっていた段階であろうか。結局「シュギートゥム女（神）官」という地位そのものが、ナディトゥム女神官より身分が低く、その下について奴隷女のように

ナディトゥム女神官と一体となって結婚できる、ということだけはわかっているものの、はたしてその(神)官としての身分は一体どうなっていたのか正確なことは殆どわからないのである。直前の第183条同様、この持参金は中国社会で言う「聘金」のようなものと思われるがその実態は良くわからない。筆者は、このシュギートゥムを古代ギリシアの神殿娼婦ヘタイラ @ταῖρα に近いものがアウィルム階層の男に直属していたと解釈しているが、古代バビロニアでのシュギートゥムは古代ギリシアよりも慣習法化されもう少し管理された状況に置かれており、神殿におけるある程度の地位が更に確保されていたのではなかろうかと思われる。オックスフォードのギリシア語辞典 [qq. v.] でそのヘタイラを見てみると

**ἑταῖρ-α**, Ion. -η, ἡ, v. sub ἑταῖρος II. -εία, ἡ, also ἑταιρία, E. Or. 1072, 1079, Th. 3. 82, Pl. R. 365d, D. 10. 259, Arist. Pol. 1272<sup>b</sup>34, al.; Ion. -ἡτή: (ἑταῖρος):—*association, brotherhood, τῶν ἡλικιωτέων* Hdt. 5. 71; ἑ. ποιέσθαι Isoc. 3. 54 (pl.); μαρτύρων συνεστῶσ' ἑ. D. 21. 139; αἱ βόες νέμονται καθ' ἑταιρείας Arist. HA 611<sup>a</sup>7; of a social group in Crete, Leg. Gort. 10. 38. 2. at Athens and elsewhere, *political club or union for party purposes*, Eup. 8. 6 D., Com. Adesp. 21. 31 D., Th. 3. 82, Lys. 12. 55, Isoc. 4. 79 (pl.); -ίας συνάξομεν Pl. R. 365d; σπουδαῖ ἑταιριῶν ἐπ' ἀρχάς Id. Th. 173d; at Carthage, τὰ σοσσίτια τῶν ἑ., compared to the φιδίτια at Sparta, Arist. Pol. 1272<sup>b</sup>34, cf. 1305<sup>b</sup>32. 3. = Lat. *collegium*, ἑταιρία 'Ιουλιανή, = *collegium Lupercorum Juliorum*, D. C. 44. 6. II. generally, *friendly connexion, friendship, comradeship*, Simon. 118, S. Aj. 683, E. Or. 1072, AP 7. 51 (Aadaeus); opp. ἔχθρα, D. 29. 23. III. = ἑταιρησις, And. 1. 100, v. I. in D. S. 2. 18; Anaxil. 21. 3 combines signfs. II and III. -είος, α, ον, Ion. -ἡῖος, η, ον, (ἑταῖρειος Hdn. Gr. 1. 137):—*of or belonging to companions: Zeus ἑ. presiding over fellowship*, Hdt. 1. 44, Diph. 20, D. Chr. 1. 39, etc.; so, of God, Ph. 2. 452; φόνος ἑ. the murder of a comrade, AP 9. 519 (Alc. Mess.). II. *amorous*, ἑ. φιλότης h. Merc. 58; στόλος AP 9. 415 (Antiphil.). III. ἑταιρειον, τό, *house of a ἑταῖρα*, Sch. Ar. Eq. 873. -εῖωτης, ον, δ, *member of a ἑταιρεία*, Hdn. Epim. 37. \* -εῖομαι, Pass., *prostitute oneself*, D. S. 12. 21, Theopomp. Hist. 217<sup>o</sup>. \* -έω, *keep company with*, Aeschin. 1. 13, Phoenicid. 4. 2; τιμι with a man, And. 1. 100, etc.; φίλια ἑταιροῦσα *meretricious friendship*, Plu. 2. 62d; οἱ πολλοὶ αὐτῶν ἡταιρήκασιν Lys. 14. 41; οὐκέτι φαίνεται μόνον ἡταιρηκῶς, ἀλλὰ καὶ πεπορευμένους Aeschin. 1. 52. II. Med., = ἑταιρεύομαι, of men, Theopomp. Hist. 217<sup>b</sup>; of women, Plu. Ant. 18. -ἡτή, ἑταιρήῖος, η, ον, Ion. for ἑταιρεία, ἑταιρείος, α,

ον. -ησις, εως, ἡ, *unchastity*, Aeschin. 1.13, D. 22.21, Ph. 2.381, etc. -ια, ἡ, v. *ἑταιρεία*. -ίδεια (sc. *ιερά*), τὰ, *the festival of Zeus ἑταιρείος* at Magnesia, Hegesand. 25. -ίδιον, Dim. of *ἑταίρα*, Ph. ap. Eus. PE 8.14 (pl.), Plu. 2.808e, Hld. 7.10. \* -ίζω, *to be ἑταίρος or comrade to any one*, c. dat., ἀνδρὶ ἑταιρίσσαι Il. 24.335; of the Graces, h. Ven. 96. 2. trans. in Med., *associate with oneself, choose for one's comrade*, ἢ τινὰ που Τρώων ἑταρίσσαιτο Il. 13.456, cf. Call. Dian. 206, Naumach. ap. Stob. 4.23.7. b. *win over*, App. Hann. 32, BC 3. 21. II. = *ἑταιρεύομαι, to be a courtesan*, in Act., Luc. D. Meretr. 7.3; of a man, Sch. Ar. Th. 261:—Med., Ath. 13.593b, Cat. Cod. Astr. 8(4). 169. 2. *associate with ἑταίραι*, Com. Adesp. 1012. \* -ικός, ἡ, ὄν, *of or befitting a companion*: ἡ ἑταιρική *companionship*, Arist. EN 1157<sup>b</sup> 23; in full, ἐ. φίλια ib. 1161<sup>b</sup> 12. Adv. -κῶς, *προσφέρεσθαι* Id. EE 1243<sup>a</sup> 5. 2. τὸ ἑταιρικόν, = *ἑταιρεία* 1. 2, Th. 8.48; ἐ. συνάγειν Hypr. Eux. 8; τὰ ἑταιρικά *factions, clubs*, Plu. Lys. 5, D. C. 37.57; = Lat. *collegia*, Id. 38.13. b. *ties of party*, opp. τὸ ξυγγενές, Th. 3.82. 3. ἵππος -κή *horse-guards of the Macedonian kings*, Plb. 16.18.7, D. S. 17.37, Arr. An. 3.16.11. II. *of or like a ἑταίρα, meretricious*, γυνή Plu. 2.140c, etc.; τὸ ἐ. *the custom of ἑταίραι*, Alciph. 2.1; *concerning ἑταίραι*, λόγοι D. H. Lys. 3: so Adv. -κῶς *meretriciously*, κεκοσμημένοι Zenon Stoic. 1.58, Luc. Bis Acc. 20, Plu. Pomp. 2. 2. ἐ. (sc. τέλος), τὸ, *tax on courtesans*, Ostr. 83 (ii B. C.); τελώνης ἑταιρικοῦ (sic) Ἀφροδίτη Arch. Pap. 6.219 (Elephantine, ii B. C.). -ίς, ἴδος, ἡ, = *ἑταίρα*, v. l. in X. HG 5.4.6, cf. Ph. 1.40, AP 6.208 (Antip. Thess.); περὶ τῶν Ἀθηνησι Ε., title of several works, Ath. 13.567a:—not good Att., acc. to Thom. Mag. p. 129 R. -ισμα, ατος, τὸ, = *ἑταιρικὸν τέλος*, P. Grenf. 2.41 (i A. D., pl.). -ισμός, ὁ, (*ἑταιρίζω* II) *harlotry*, Clearch. 6, OGI 674.17 (Egypt, i A. D.). -ιστής, οὔ, ὁ, *lewd man*, Poll. 6.188:—fem. \* -ίστρια, -τριβάς, Pl. Smp. : 91e, Luc. D. Meretr. 5.2, Tim. Lex.

(op. cit., “A Greek-English Lexicon” p. 700 Compiled by Henry George Liddell and Robert Scott, Clarendon Press. Oxford, 1996. 但し、アンダーラインは筆者による)

このギリシアのヘタイラは、さらにその昔のバビロニアにおいては、一時期において女(神)官という地位を与えられて制度化され、ナディートゥム女神官の下位に立ちその夫に奉仕すべく義務づけられていたのではな  
いか、と思われる。



第185条 (前文・逐語訳)



sum-ma a-wi-lum ši-ih-ra-am

もし 人が 幼い者を



i-na me-e šu a-na ma-ru-tim il-qi<sub>2</sub> ma

で 名 彼の として 息子 採用して mārūtu 子であること



ur<sub>3</sub>-ta-ab-bi šu tar-bi-tum si-i

成長させた時 彼を 養子を この



u<sub>2</sub>-ul ib-ba-ag-gar

決して (取り戻し) 請求できない

第185条 (試訳)

ある者が、幼い子供を自分の名前でも息子として採用し、この養子を成長させた時は、(他の者は、この者からその養子を) 決して取り戻すよう請求することはできないこととする。

第185条の解釈

この条文から第193条まで、今日でいうところの「養子に関する家族法」みたいな規定が記述されている。ハンムラピ法典の条文では、ここの部分と言はば家族法体系の末尾、となって位置されているのである。

古代バビロニア社会において、もうすでに養子の制度はかなり発達していたようで、楔形文字法に示された「養子縁組み」に関する規定は、このハンムラピ法典のみならず、シュメール時代のリピト・イシュタル法典などからかなり広い内容の規範があったようで、多くの粘土板文書が見つかっている。

この第185条に規定されているのは、一般的な子供をその対象者として受け入れる養子の縁組みで、アウィルム階層の男が、その子供に自分の名をつけて入籍した以上その子供が生長した後で、その養子縁組みを解消することはできないという原則を述べたものであると思われる。

こうした原則は、後に古代ローマ法のアドプティオー *adoptiō* すなわち「他権者養子縁組」にも共通した基本構造をもって、制度化してゆくわけである。

この第185条を平易な文章で記すと「ある者がまだ小さな子供を自分の名をつけて迎え入れ養育したら、法的にその子供を（例え実父でも）返せとは要求できない」というのである。原田慶吉氏は『楔形文字法の研究』（清水弘文堂書房）において、この第185条の邦訳を「もし人が年少者を彼の名のもとに（？）子の地位に収養して、彼を成長せしめたるときは、その養子は決して取戻を請求せらるることなし」〔loc. cit., p. 330〕としており、その〔註〕で〔qq. v.〕この楔形文字原文二行目の冒頭 *i-na* の解釈について「(33行) *ina* の語は明瞭を欠き *unter seinem Namen* (David, Eilers); *mit seinem Namen* (Ebeling), *auf seinem Namen* (Müller), *in his name* (Harper), *into his name* (Edwards)等と曖昧な語で訳されている。内容的には恐らく捨子に命名することであ（ろう）」〔*ibid.*,〕と記している。

この原田氏の訳文を引用して、一番ヶ瀬康子女史は「福祉の思想」（有斐閣発行の雑誌『書斎の窓』1999年 No. 489）で、これが社会福祉に至るまでの経過的な思想として解釈し捉えている。そしてこの条文を引用するにいたった理由として「……社会福祉の前史そのものは“福祉、の営みや思想を通じかなり古い。それは、人間のもつ愛他本能に基づき、人間社会の基礎を築く在り方を示すものとして、次第に確立したものといえよう。もっとも古い時代の各種の法典のなかでも、例えば次のような規定があ

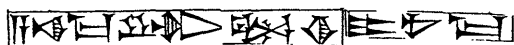
る。〕〔op. cit.,〕として、先ずシュメール法典を掲げ、そしてこのハンムラビ法典の第185条を次ぎにあげ、それから『旧約聖書：イザヤ書 1 章21節』をあげることから、宗教的な信仰の証し、としての実践に論議を進めているのである。

この第185条の規定が、はたして「社会福祉」の魁をはたしたものであるかどうかは、議論の分れるところであろうが、養子に就てバビロニア社会でこのように規定されていた、という事実は後の法文化に深い影響を与えたものと思われる。中田一郎氏の翻訳と脚註は「もし人が（男の）子供をその誕生の時に<sup>125)</sup>息子とするために引き取り、彼を養育したなら、その養子の返還を要求されることはない。〕〔loc. cit., p. 53〕と訳し、その脚註〔qq. v.〕の125)で「子供をその（羊）水から……」と書かれている。DAD M<sub>2</sub>, p. 154b; AHW p. 665aなどを参照。なお、§185の「子供（*ṣihrum*）」は、新生児（§185）、乳幼児（§194）、少年（§§188-189）など、前後関係によっていろいろに訳せるが、本書では「（男の）子供」と訳しておく。〕〔ibid.,〕のように記述しておられる。

はたして「捨子」であったのか「誕生した時」に養子としたものか正確なところはわからないが、この楔形文字アッカド語の4行目で「取り戻し」が規定されている以上、後者（中田氏）の解釈のほうが文章の筋が通っているように思われる。

#### 第186条（原文・逐語訳）


  
 sum-ma a-wi-lum ṣi-ih-ra-an
   
 もし 人が 幼い者を



a-na ma-ru-tim il-qiz i-nu-ma

として 息子 採用するが の時



il-qu<sub>2</sub>-u<sub>2</sub> šu a-ba šu u<sub>3</sub> um-ma šu

採用 彼の 父 彼の と 母が 彼の



i-hi-a-aš tar-bi-tum si-i

hātu 反対する

反対したなら 養子を この



a-na bit a-bi šu i-ta-ar

へ 家 父の 彼の 帰る

### 第186条 (試訳)

ある者が、幼い子供を（自分の）息子として採用したような時、（その後になってからその子供が？）彼の父親と彼の母親（が）を探し求め、その息子の採用（養子にしたこと）に（その息子自体が？）反対したならば、その息子（養子）は彼の父の家へと帰らねばならない。

### 第186条の解釈

この条文は、アウィルム階層の人間が幼い子供を養子に採用する場合自分の両親の同意が必要で、両親が反対したならばその養子をもとの父の家に返さなければならない、と解釈することも出来そうであるが、ハンス、J.ベッカーのように「拾い子であった者がある人の養子になったが、その後、実の両親がその子を捜し当てた場合で、この養子は、何時でも生みの親の家族の一員に復帰する権利をもっている」(op. cit., Hans Jochen Boecker, *Recht und Gesetz im Alten Testament und im Alten Orient* Neukirchener Verlag. 1976 H.J.ベッカー氏著『古代オリエントの法と社会』鈴木佳秀氏訳、ヨルダン社、1989年、p176～7)などと、前後の事


情を勝手に加えて解釈する傾向も依然としてある、と思われる。


またベッカー氏は、この条文から「当該の子供には、養子縁組みの関係をみずから解消できるという権利が与えられている」[loc. cit., p. 177] と解釈しているが、他の粘土板文書などをもってハンムラピ法典を勝手に解釈するべきではないと言うべきであろう。


また同様に「養父が実の両親を捜しまわって見つけ出したときには、その子供は実の両親の家に入るべきであった (op. cit., Horst Klengel 氏著 “Hammurapi von Babylon und seine Zeit” Deutscher Verlag.邦訳、ホルスト・クレンゲル氏著、江上波夫・五味亨の両氏訳『バビロニアの歴史—ハンムラピ王とその社会—山川出版社)」のように養父が実の両親を捜したように解釈するのは、その楔形文字の意味を正確に把握していないのではないか、と思われる。これらより前に、すでに翻訳文を出されている原田慶吉氏は「もし人が年少者を子の地位に収養したるに、彼を収養したるそのとき、〔彼〕彼の父または彼の母を探し求めたるときは、その養子は彼の父の家に帰る。」[loc. cit., p. 330] とだけ記しており、更に中田一郎氏のほうは「もし人が（男の）子供を息子とするために引き取り、彼が彼（子供）を引き取ったときに、彼（引き取った子供）が自分の父親と母親を探し出そうとするなら、その養子は自分の父の家に戻らなければならない。」[loc. cit., p. 54] のように、かなり口語的にくだけて解釈しているようである。しかし、中田氏の解釈ではその両親を探し出したのは養子となった子供のほうと解釈しており、ベッカー氏やクレンゲル氏などの解釈と異って、主語が矛盾すると考えておられるようである。

要は、この a-ba (父) と um-ma (母) が主格に置かれているか対格に置かれているかの解釈の相違であるが、こうした微妙なところが古代語の文章を解釈するにあたって難しいと言えるのではないだろうか。

第187条 (原文・逐語訳)


  
 mār gir<sub>3</sub>-si<sub>3</sub>-ga mu-za-az ēkallim gir<sub>3</sub>-si<sub>3</sub>-ga > gersequq  
 子 宮廷人や 奉仕人の 宮殿の nazāzu 奉仕する


  
 u<sub>3</sub> mār sinniṣti zi-ik-ru-um  
 や 子は 女の 誓願の


  
 u<sub>2</sub>-ul ib-ba-ag-gar  
 決して (取り戻しを) 請求されない

第187条 (試訳)

宮廷の廷吏や奉公人の子供あるいは(女神官にするべく)誓願手続きをとっている女の子は(養子縁組み手続き取り消しを)決して請求されないこととする。

第187条の解釈

この条文は、あまりにも短いため、また末尾の動詞が「何を請求されない」のか正確にわからないために、その意味するところを正確に解釈することが難しいが、前後の条文と解釈から宮廷の廷吏や奉公人の子供が養子縁組みをした時には、その取り消しが出来ないことを定めたことであろうと思われる。




この短い条文を原田慶吉氏は「宮人、宮廷使人の〔養〕子およびザクルム(178条参照)の〔養〕子は、決して取戻を請求せらるることなし。」[loc. cit., p. 330]のように翻訳し、原田氏がここで「宮人」と「宮廷使人」の後に片仮名でザクルム zi-ik-ru-um という風にアッカド語をそのまま訳している「誓願」を意味する内容と、その一方で宮廷に関わる事項を表わしている gir<sub>3</sub>-si<sub>3</sub>-ga を、(逐語訳の右に解説が出ているように)アッ

カド語の片仮名「ギルセクム」を宮廷使人と直訳して、その後に翻訳した中田一郎氏のほうはそれをそのまま二重に使用して「王宮の召し使いであるギルセクムの（養子として育てられた）息子あるいはセクレトゥム女官の（養子として育てられた）息子<sup>126)</sup>は、返還を要求されることはない。」

[loc. cit., p. 54] という訳文を載せ、その下の脚註 [qq. v.] のところで、それらのアッカド語を「126) §§192-193でも『ギルセクムの息子 (*mār girseqim*)』および『セクレトゥムの息子 (*mār sekrētum*)』が出てくるが、ギルセクムとセクレトゥムがそれぞれ養父、養母と呼ばれていることからわかるように、この息子は養子である。§187の『ギルセクムの息子』および『セクレトゥムの息子』も §§192-193の場合と同じように養子として育てられた息子を指すものと考えらるべきであろう。原田慶吉, p. 330; G.R. Driver-J. C. Miles, *BL* II, p. 75; M.T. Roth, *Law collections*, p. 119; E. Szlechter, *codex*, p. 146; A. Finet, *Le code*, p. 108 等を参照。」

[ibid.,] のように解釈し、原田氏がヂルクムとしたところもすでに第178条で訳したようにギルセクムという片仮名に修正しておられる。しかしながら中田氏はその著書の中でギルセクムという用語の説明や解釈は何もしておらず、それが「宮廷使人」あるいは「宮廷の廷吏」とどう違いどのように関わっているか、おそらくは古代バビロニアにおける宮廷の役人（宮内庁の官吏の一種）であることだけは理解できるものの、一般読者にはこのままでは全く解釈できないようになっており、翻訳という形をとる以上、このように片仮名を多く使用してその解釈を出さないということは、（中田氏は同様にこの後の第192条と第193条でもこの用語を使っているが）翻訳としてはあまり適切ではない、と言うべきであろう。

第188条 (原文・逐語訳)

	
sum-ma māṛ ummānim māram a-na tar-bi-tim	
もし 人が 職人の 子を として 養子	ummānu く um-mi-a
	
il-qi <sub>2</sub> ma ši-bi-ir ga-ti šu	šipir 仕事
採用して、仕事を 手の 彼の	qātu 手
	
uš-ta-hi-zu u <sub>2</sub> -ul ib-ba-ag-gar	ahāzu 取る、細む
修めたなら 決して 請求しない	

第188条 (試訳)

(技術的な職能階級に属する) 職人が、(同じ職能階級に所属する) 職人の子供を養子として採用し、彼の手工芸の仕事(技芸)を拾得した(させた)ならば(その養子との縁組みは)解消できないものとなる。


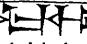










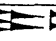

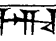

第188条の解釈

この条文は、ハンムラビ法典が一般的に規定しているアウィルム階層の者が養子をもらうのと異なり、この条文に位置している冒頭の māṛ は、特定の職工階級に属する者の子供を指している、と思われる。そしてこの条文に続く第189条のほうが、そうした職工階級の者の養子となったのに、その職工技術を修得できなかった者との養子縁組みが解消できるのに対して、この第188条では養子となった者が職工の親方の技術を修得できた場合に、その養子となった子供との養子の縁組みは解消できないことになる、と解釈すべきものと思われる。すなわち、他の職人の子供を養子として採用し、自分の手工芸技術を教え込んだ職人は、その養子の地位に関する事で今後とも訴訟されることはなかった、と考えたほうがよいようである。



この第188条の翻訳として、原田慶吉氏は「もし『手芸人の息』(手芸人)が〔他人の〕子を養子に収養して、彼の手芸を彼に修得せしめたる時は、決して取戻を請求せらるることなし。」〔loc. cit., p. 330〕と記述し、中田一郎氏のほうも「もし職人が(男の)子供を養育のため引き取り、彼の手の技を彼(子供)に教えたなら、(その養子の)返還を要求されることはない。」〔loc. cit., p. 54〕と翻訳していることからわかるように、当時の古代バビロニアの社会でも、手工芸の職人の技術に関しては、かなり世襲的な要素とその技術に関しては門外不出の特権が考慮されていたようである。その側面から総合的に考慮してみた時、今日ドイツで施行されている中世からの伝統的な「ギルド制度」に礎づく諸制度よりも、更に厳格に「職能技術」の保護が古代バビロニア社会ではこのようになされていた、と考えるべきであろう。

### 第189条 (原文・逐語訳)

			
sum-ma	si-bi-ir	ga-ti	su
もし	仕事を	手の	彼の
			
la	us-ta-hi-zu	tar-bi-tum	si-i
ない	なら	俯め	養子は
			
a-na	bit	a-bi	su
に	家	父の	彼の
			
i-ta-ar	i-ta-ar	i-ta-ar	i-ta-ar
			帰る

### 第189条 (試訳)

(条文の文章は前の第188条から引き続いて、技術的な職能階級に属す

る者の養子となった者が)彼の手工芸の仕事を修得しなかった(技能を修得できる能力が欠けていた)ならば、この養子は(その養子縁組みを解消して)自分の(実)父の家に帰ることができる。


### 第189条の解釈

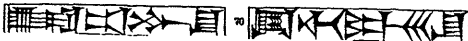
この楔形文字によるアッカド語の文章では、職能階級に属する者の養子となった者が、その親方の技術を修得できなかったような場合に、「自分の(実)父の家に帰ることができる」と読むことができるが、実際は、養子とした者が親方の技術を修得できなかった場合において、養子縁組みを一方的に解消できるのは親方の側であって、親方は養子にした者が満足な技術を修得できなかったならば一定の年齢に達した時、勝手に養子縁組みを解消してその養子の実家に帰したもの、と思われる。


この短い条文を原田慶吉氏は「もし彼の手芸を彼に修得せしめざりしときは、その養子は彼の父の家に帰る。」〔loc. cit., p. 330〕と簡単に翻訳し、同様に中田一郎氏も「もし彼が自分の手の技を彼に教えなかったなら、その養子は自分の父の家に帰ることができる。」〔loc. cit., p. 54〕という風に、親方のほうがその養子とした子供に技術を教えなかったら、その養子となった息子(というより弟子となった者)は、自分のほうからその養子縁組を解消して父の実家に帰ることができる、と解釈しておられるようである。しかしながら職人関係の技術の修得という点で解釈すれば、どうもその養子の能力と腕があがらず、満足するような技術を修得できなかったら、親方のほうがその養子縁組みを解消できる、と解釈したほうが自然なのではないかと思う。このように古代の楔形文字によるアッカド語の文章を解釈する場合、微妙な文章上の解釈が生じることは、已むを得ないことと思われる。


第190条 (原文・逐語訳)

  
 Sum-ma a-wi-lum ši-ih-ra-am  
 もし 人が 幼い子を

  
 Sa a-na ma-ru-ti su il-qu₂ su ma  
 所の に 息子 彼の 採用して、

  
 u₂-ra-ab-bu su it-ti mārē su  
 成長させた 彼を と 子達 彼の

  
 la im-ta-nu su tar-bi-tum si-i  
 ないなら 数え 彼を 養子は この

  
 a-na bit a-bi .su i-ta-ar  
 に 家 父の 彼の 帰る

第190条 (試訳)

ある者が、幼児を養子として採用し（自分の家庭内で）成長させたが、（その間）彼の子供達とその養子とを同等に扱わなかったとしたならば、その養子は彼の父の家（実家）に帰ることができる。

第190条の解釈

この第190条のほうは、前の第188条と第189条に記載されている養子と異って、アウィルム階層に属する人物が、一般的に（同じ階層に位置する）幼児を養子にする事件であると考えられる。

そのアウィルム階層に属するある者が、幼児をもらい受けて養子として成長させる過程で、当時のバビロニア社会では家父長がこの養子縁組み手続きをおこなったと考えられるが、その息子たちの家族が、その養子を実

の子供と同様に扱わないようなら（原文の直訳では「彼の子供達と彼を数えないなら」）ば、その養子は養子縁組みを解消して、実家に帰ることができる」と規定しているのが、この第190条の規定である。

その判断が、養子の側からなされるのか養父の側からなされるのか甚だ難しいところがあるが、この条文だけで解釈する場合ある程度成長した養子が判断できる、と解釈すべきであろう。第186条の解釈のところで説明したハンス J.ベッカー氏は「養子が一方的にまた十分な理由もなしに養子関係の破棄を宣言する場合、彼の身体の一部〔舌、眼〕を切断すべしとする、重い処罰を科している」〔loc. cit., p. 177〕とだけ記述しているが、この記述している第192条と第193条は、宮廷奉公人の養子だけで、一般的には養子の側からの縁組みの解消もできた、と思われるのである。この第190条を原田慶吉氏は「もし人が彼の子の地位に収養して、【彼を】成長せしめたる年少者を、彼の子供に【彼を】算入せざりしときは、その養子は彼の父の家に帰る。」〔loc. cit., p. 330〕とかなり直訳に近い形で翻訳し、中田一郎氏も同様な内容を日常の口語体で「もし人が自分の息子とするために引き取り養育した子供を、自分の息子の一人とみなさなかつたなら、その養子は自分の父の家に帰ることができる。」〔loc. cit., p. 54〕という訳文を出しておられるが、用語こそ違え、この第190条の解釈に関してはその研究者の間あまり差がない通常の一般的な原則を規定した条文である、と言えるだろう。



### 第191条 (試訳)

ある者が、幼児を養子として採用し成長させたが、(その過程で) 自分の家を建築し、その後子供達を儲けた(自分の子供達が生まれた)ので、養子を追い出すことを公然と企てたととしても、この子供は(この養子は) この家から出て行かなくとも良いものとする。

養父は、養子を成長させてから彼の財産からその養子の相続分としての3分の1を与えて(から) 出ていかせることができる(しかしながら、その相続分を贈与した後) 養父の田畑、果樹園や家屋はその養子には絶対に与えないでもよい。

### 第191条の解釈

文章が長いわりには、背後関係がはっきりしないこともあって詳細なことは良くわからないが、第190条のほうは最初から自分の実子がいて養子をもろう場合であるのに対し、この第191条では最初は自分の実子もおらずアウィルム階層としての一軒家も所有していなかったような者が、その養子をもらった後でアウィルム階層とその社会の中で出世して家を新築し実子も増えた事例である、と考えられる。

その場合、養子が邪魔になって追い出そうとしてもその養子はいかなくともよく、その後になって養子が成人(どの年齢であるかは不明)してから養父は自分の財産の3分の1を生前贈与することによって、出ていかせることができる、と解釈すべきであろう。

しかしながら、ここで言う「財産 (nig<sub>2</sub>-ga)」(第191条の8行目末)は当然今日でいう「動産」を意味し、その時点での動産総額から3分の1を支払うべきと解釈すべきであろう。その後の文面が、田畑、果樹園、家屋等の不動産について特別な規定があり、それらは実子だけに遺産として相続させることができる、と解釈できるのが、この第191条の規定する内容

であると思われる。

その養子が出ていかずとも良い、ということは養父が養子の追い出しをはかったことが良くあったがそれに従わなくてもよかった、と解釈できる。なおこの条文の翻訳ということに関して見れば、ローマ法学者の原田慶吉氏は「もし人が彼の子の地位に収養して、【彼を】成長せしめたる年少者を〔有して〕、彼の家を建て、その後子供を儲けて、養子を追い出さんと企てたるときは、その〔養〕子は空手にて決して行く（出ずる）ことなし。彼を成長せしめたる父（養父）は、彼の財産の中より、<sup>88</sup>彼（養子）の相続分の3分の1を彼に与え、しかる後〔養子は〕家より出づ。原、園または家の中よりは、決して彼に与うることなし。」[loc. cit., p. 330-p. 331]と記し、楔形文字原文の第8行目最後の人称代名詞suのところ<sup>89</sup>に89行目（この条文が書かれている石柱裏側の第16欄目の右から89行という意味）から後の註釈〔qq. v.〕として、「(89行) 養子が追い出されずして、相続したりしならんには取得したる可き相続分の3分の1。Davld, Adoption S. 37.」[ibid.,]という説明を加えておられる。この第191条の条文に関し、中田一郎氏のほうは「もし人が、自分の息子とするために引き取り養育した子供に関して、自分（自身）の所帯を持ち、のちに（自分自身の）息子たちを得て、<sup>127)</sup>（その）養子を廃除する決意をしたなら、その子供は無一物で立ち去るべきではない。彼の養父は、彼の財産から3分の1を彼の相続分として彼に与えなければならない。<sup>128)</sup>そうすれば彼は行くことができる。しかし、耕地、果樹園あるいは家（の一部）を彼に与えなくてもよい。」[loc. cit., p. 55]と翻訳した。またその同じ頁の下に、二ヶ所の脚註〔qq. v.〕をあげて「127) 原文は混乱していてわかりにくい。ここでは、A. Finet, *Le code*, pp. 108f.にしたがって、独身の時に養子を取ってその子を養育した人が、のちに結婚して所帯を持ち、自分自身の息子が生まれ、跡継ぎができたので、養子の子を廃除する場合がテーマになっ

ていると理解しておく。なお、『息子とするために引き取り養育した子供に関して』 (*casus pendens*) については、R. Borger, *TUAT* I/1, p. 67 をも参照。G.R. Driver-J. C. Miles は、『息子とするために引き取り養育した子供に対して彼の家を建て、のちに……』の意味に解している (G.R. Driver-J. C. Miles, *BL* II, pp. 75, 246f.)。M.T. Roth は G.R. Driver-J. C. Miles にしたがう (*Law Collections*, p. 119)。128) 注123を参照」 (*ibid.*,) とそのアッカド語がかなり複雑で解釈しにくいことを指摘なさっている。しかしながら、規定しているその内容自体は、古代バビロニア社会の中でもそれ程複雑なことではなく、どこの社会でも起こり得る養子をもたらした後に、その親権者が社会的地位があがったという、親族法上のごく当然な一般規定である、と解釈するべきだろう。

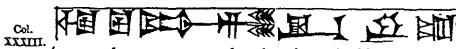
第192条 (原文・逐語訳)



Sum-ma mār gir<sub>3</sub>-si<sub>3</sub>-ga

gir<sub>3</sub>-si<sub>3</sub>-ga > gerseqqū

もし 子 宮廷奉仕人の

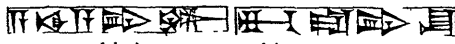


Col. XXXIII. / u<sub>2</sub> lu mār sinniṣti zi-ik-ru-um

又は 子が 女の 養願の

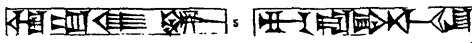
バビロニア | アッシリア

古典的 楔形文字	後期 楔形文字	音価	
		シュメール	アッシリア
		eme	lisānu
		em <sub>4</sub>	



a-na a-bi-im mu-ra-bi su

に 父 (養父) 成長させた 彼を

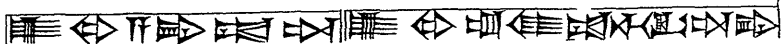


u<sub>3</sub> um-mi-im mu-ra-bi-ti su

又は 母 (養母) 成長させた 彼を

意味  
舌

この第192条の  
第6行目(一番下の行)  
左を参照のこと



u<sub>2</sub>-ul a-bi at-ta u<sub>2</sub>-ul um-mi at-ti iq-ta-bi

「決して 父は 貴方でない」「決して母は 貴女でない」というなら





lišani šu i-na-ak-ki-su

舌を彼の 切り落とす

nakāsu 切り落とす

lišanu < eme

### 第192条（試訳）

宮廷奉公人（廷臣）の養子または女神官になるべく誓願している女の養子が、その養子を成長させた養父または成長させた養母に対して「貴方は私の父でない」とか「貴方は私の母でない」とか言ったりしたならば、彼（その養子）の舌を切り落とされることになる。

### 第192条の解釈

この規定は、古代バビロニア上級社会の言わば倫理規定のようなもので、実際に施行されたことは殆どないと思ってもよいのではないだろうか。第190条の解釈のところで、ハンス J. ベッカー氏の解釈を批判したことからもわかるように、この条文の規定がアウィルム階層の養子として書かれてはおらず、宮廷奉公人などの養子という地位の高い階級の名で規定されているところからして、養子はその日常において養父や養母に憎まれ口を叩いた時こうした処罰規定をもち出すことで、古代バビロニア社会における身分関係の維持を確認したもの、と考えられる。

しかしながら、実際に宮廷奉公人の養子などに対してはそのような言動があった時、このような処罰がおこなわれ、バビロニア社会の全体にわたって見せしめのような役割りをはたしていたのではないかと考えられる。いずれにせよベッカー氏の記述はハンムラビ法典の一部分だけ捉えて全体がそうであったかのような誤解を与える記述が多い。この第192条の翻訳について原田慶吉氏は「もし宮人の子、あるいはまたザクルム（178条参照）の子が、彼を成長せしめたる父（養父）、または彼を成長せしめ

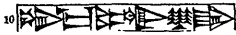
たる母（養母）に向いて、『貴方は決してお父さんではありません』『貴方は決してお母さんではありません』と言いたるときは、〔彼等〕彼の舌を切り取る。』[loc. cit., p. 331] と記述し、中田一郎氏は相変わらずアッカド語の原語をそのまま使用し（その片仮名の意味するところは、第187条の解釈のところで論じておいた）て、以下の如く「もしギルセクムの（養子として育てられた）息子あるいはセクレトゥム女官の（養子として育てられた）息子<sup>129)</sup>が養父あるいは養母に、『あなたは私の父ではない』あるいは『あなたは私の母ではない』<sup>130)</sup>と言ったなら、彼らは彼の舌を切り落さなければならない。』[loc. cit., p. 55] と翻訳した後、その脚註 [qq. v.] として「129) 注126を参照。130) 通常「あなたは私の父ではない。あなたは私の母ではない」が、養子が養父母を否定することを意味する決まり文句として使われるが、ギルセクム（男性）もセクレトゥム（女性）も、通常の夫婦そろった家庭を作らない（あるいは作れない）職業人であると思われるので、原田慶吉、p. 331; W. Eilers, *Die Gesetzesstele*, p. 45; G.R. Driver-J. C. Miles, *BL* I, 404, II, p. 77; *M.T. Roth, Law Collections* p. 120 と同様、「あなたは私の父ではない」と「あなたは私の母ではない」に分けて訳した。E. Szlechter, *Codex*, p. 146; R. Borger, *TUAT* I/1, p. 67; A. Finet, *Le code*, p. 109 などは、「あなたは私の父ではない。あなたは私の母ではない」と訳している。」[ibid.,] という形で、この会話体が挿入される理由を記述しておられる。

この第192条の第2行目から、ハンムラビ法典の石柱裏側に刻まれた楔形文字の原文は上から第17欄目の右側面に入り、そこから左側に第193条と移ってゆくがその左側部分に例の「目には目、歯には歯」のタリオ法規 *Lex talionis* で有名な第196条と第200条の条文が書かれているのである。

なおこの第192条と第193条の解釈において、ハンス J. ベッカー氏は「……養子が一方的にまた十分な理由もなしに養子関係の破棄を宣言する

場合、彼の身体の一部〔舌、眼〕を切断すべしとする、重い処罰を科している……〔op. cit.,鈴木佳秀氏訳『古代オリエントの法と社会』、旧約聖書とハンムラピ法典、ヨルダン社、p.177、但し、アンダーラインは筆者〕というように「十分な理由もなしに……」という余分な解釈を加えているが、はたしてどうであろうか。なお「舌」という楔形文字がこの後に同じアッカド語のアッシリアにおいてどのように変っていったか、楔形文字原文の右上余白に参考として挿入したので参照していただきたい。

第193条 (原文・逐語訳)



šum-ma mār gir<sub>3</sub>-sis-ga

もし 子(養子) 宮廷奉仕人の



u<sub>2</sub> lu mār sinnisti zi-ik-ru-um

又は 子(養子)が女の 誓願の



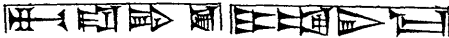
bit a-bi šu u<sub>2</sub>-wi-id-di ma

家を 父(生父)の 見つけて、



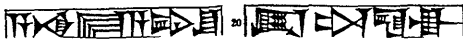
a-ba-am mu-ra-bi šu u<sub>3</sub> um-ma-am

父 成長させた と 母を



mu-ra-bi zu i-ši-ir ma

成長させた 嫌って、



a-na bit a-bi šu it-ta-la-ak

に 家 父の 彼の 行ったならば



i-in su i-na-za-hu

目を彼のくりにめく

nasāhu 断ち切る、恨こぎにする

### 第193条（試訳）

宮廷奉公人の養子または女（神）官になるべく（その養親などが）誓願している女の養子が、実父の家を見つけて、その成長させた養父と成長させた母を嫌って、彼の実父の家に行（帰）ったならば、彼の眼球は<sup>えぶ</sup>刳り抜かれることになる。

### 第193条の解釈

この条文も前の第192条と同じく、楔形文字の原文を見ればわかるように宮廷奉公人など特定の階級の養子（女子の養子）に対して施行されたものあるいは倫理規範として、こういう人々をあげて示したもの、と思われる。

ところでこの宮廷奉公人という階級は、古代バビロニア社会のなかでムシュケーヌム階層といかなる関係に属していたか、正確なところはわからない。ムシュケーヌムが一般に「国王に従属するかあるいは国家に仕える者達」という大ざっぱな階層的なものであったのに対し、宮廷奉公人のほうは現実的な役職として宮廷に勤務している特殊階級であったのではないか、と思われるが、その具体的な職務内容と古代バビロニア社会におけるその地位などに関する詳細は今のところ未だ不明である。

そしてこのような階級の養子となった者が、自分の実父の家を見つけて、自分が成長させてもらったことなどを忘れて実家に戻ったのだからその罰則として眼球を刳り抜かれるもの、と規定されたようである。この楔形文字の原文からもわかるように、この規定が一般のアウィルム階層全体で普遍的な規定として用いられたかどうか甚だ疑問である。この第193条

の翻訳として原田慶吉氏は「もし宮人の〔養〕子、あるいはまたヂクルム（178条参照）の〔養〕子が、彼の父の家を見つけて、彼を成長せしめたる父（養父）または彼を成長せしめたる母（養母）を嫌悪して、彼の父の家に赴きたるときは、〔彼等〕彼の眼を抉る。」〔loc. cit., p. 331〕という文章を記しておられ、その一方相変わらずアッカド語を原語のまま記載した中田一郎氏の訳は「もしギルセクムの（養子として育てられた）息子あるいはセクレトゥム女官の（養子として育てられた）息子が、彼の（実の）父親の家を見つけ出して、彼の養父あるいは養母を拒絶し、彼の父親の家に行ってしまったなら、彼らは彼の目をえぐり取らなければならない。」〔loc. cit., p. 56〕となっているが、ギルセクムという役職が「宮人」あるいは「宮廷奉仕人」とどう違っており、いかなる役職としての性格あるいは特権的な地位にあったのかが説明していない以上、アッカド語をそのまま片仮名で使う意味が失われてしまうのではないだろうか。

## 第194条（原文・逐語訳）

Sum-ma a-wi-lum māra šu

もし 人が 子を 彼の

a-na mu-se-ni-iq-tim id-di-in ma

に 乳母 与え（預け）たが

mārum šu-u<sub>2</sub> i-na ga-at mu-se-ni-iq-tim

子が その 中で 手の 乳母の

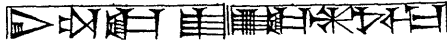
im-tu-ut mu-se-ni-iq-tum ba-lum a-bi šu mātu 死ぬ

死亡し、 乳母が （同意）なしで 父 彼の



u<sub>3</sub> um-mi su māram ša-ni-a-am-ma

又は母 子を 他の



ir-ta-ka-aš<sub>2</sub> u<sub>2</sub>-ka-an-nu šī ma

rakāsu 結ぶ、取り替える

取り替えた場合、確認してから 彼女に



aš-šum ba-lum a-bi su u<sub>3</sub> um-mi šu

理由で（同意）なしで 父 彼の と 母 彼の



māram ša-ni-a-am ir-ku su

子と 第二の 取り替えた



tulē ša i-na-ak-ki-su

胸を 彼女の 切り落とす

tulū < ubur

### 第194条（試訳）

ある者が、自分の子供を乳母に預けたが乳母の手の中（保育期間中）でその子供が死亡し、その子供の父親または母親の同意なしに他の子供と取り替えた場合、父と母の同意なしで取り替えた理由をその女に確認してから、その乳母の胸を切り裂いて（乳房を切り取って処刑する）ことができる。

### 第194条の解釈

アウィルム階層の子供を預かる乳母の責任に言及したもので、子供を預かった乳母が自分の手の中で（その保育中に）その子供を死亡させてしまい、他の子供と取り替えてそのことを父や母に言わなかったとしたならば、その父母はそのことを乳母に確認してから、その乳母の胸（乳房）を切り裂いて（殺害する？ことができる）という規定である。

当時のアウィルム階層は、古代バビロニアの支配者階層として比較的豊かであったから、子供のたくさんいる家も多かったことだろう。

そして、子供の養育は乳母の手にまかせたままかなりの日数をそのままに哺育させておいたこともあったろうと思われる。そして乳母が子供を死亡させたような場合、他の子供をその父母の子供だと詐って返したりしたら、その乳母は胸を切り裂かれる（多分その乳房が切り取られた）、とするものである。

それでは死亡したということを正直に父母に告げた場合はどうなるのであろうか、ハンムラピ法典には明確な規定が書かれていないが、やはり同じ程度の、但し乳房を切り取るのではないような処罰を受けたことであろう。それだからこそ乳母がその死亡を隠して他の子供と取り替える必要があったのだと思われる。

しかしながら、このような規定が設けられたのは、やはりアウィルム階層の子供の死亡だけでなく、その死後に他の階層の子供を取り替えてアウィルム階層の子供にすることの処罰という観点でみたほうがよいのかも知れない、と考えられる。古代楔形文字で書かれたアッカド語の文章を直訳すれば「胸を切り裂く」あるいは「胸を切り落とす」であるが、明らかにこれは彼女の乳房を切り取ったと考えてよいであろう。乳母は自分の乳を預かった子供に飲ませるから、その乳房は言はば乳母の象徴であり、それを切り取ることでこの乳母の責任に罰を加えたことになるからだ。この第194条を原田慶吉氏は「もし人が彼の子を乳母に与えたるに、その子乳母の手の中にて死亡し、乳母は彼の父または彼の母〔の同意〕なくして、他の子を胸に抱きたるときは、〔彼等〕彼の女に確証して、彼の父または彼の母〔の同意〕なくして、他の子を胸に抱きたるの故を以て、〔彼等〕彼の女の胸を切り取る。」〔loc. cit., p. 331〕と翻訳し、中田一郎氏も同様に「もし人が自分の息子を乳母に与え、その子供が乳母の手のなかで死に、

(もし) 乳母が別の子供に彼(死んだ息子)の父と母に知らせないまま<sup>131)</sup>授乳したなら、彼らは彼女(の犯罪)を立証しなければならない。彼女は、[彼(死んだ息子)]の父と[彼]の母に知らせないまま別の子供に授乳したので、彼らは彼女の乳房を切り落さなければならない。〔loc. cit., p. 56〕という訳文を掲載しているが、乳母が預かった子供を殺してから、その両親に何も告げずに他人の子供を預かって他の所で乳母としての役割りをはたしていけるものであろうか。やはりこれは一時的にせよ他の子供と取り替えて生きているようにみせてから(他のところで乳母として働いていた時に)、と解釈したほうが良いのではないか、と思うがどうであろうか。いずれにせよそのような行為に出た乳母の乳房は切り取られたものとする。



また、このアッカド語の原文中に二度出てくる「取り替える」ir-ta-ka-aš<sub>2</sub>と ir-ku šu という動詞を、他の子供と取り替えてその預けた親に返すと解釈せず、「(新しい乳児の両親に死亡事故が起こったことを何も知らせないで)取り替えて、他の子供に乳を飲ませた」からその乳房が切り取られると解釈する〔loc. cit.,ホルスト・クレンゲル(Horst Klengel)氏著“Hammurapi von Babylon und seine Zeit”、江上波夫氏と五味亨両氏の共訳で『古代バビロニアの歴史』—ハンムラビ王とその社会—山川出版社 p. 224)むきもあるようだが、子供を取り替えて両親に引き渡そうとしたと解釈するほうが自然のように思われる。なお中田一郎氏はその脚註〔qq. v.〕で「131)ここでは、S. Greengusにしたがい、預かった息子を死亡させた乳母が、死亡した息子の両親に内緒で別の息子を養子にとって、その両親の本当の息子であるかのごとく授乳していた場合と考えておく(JAOS 89, p. 506, n. 11)。ただし、乳母が預かった幼児を死亡させておきながら、さらに別の幼児の授乳を、過去に幼児を死亡させた前歴があることをその幼児の父母に隠したまま、引き受けた場合をテーマにしてい



ると考える研究者（V. Scheil, *RA* 11, pp. 179-82 ; G.R. Driver-J. C. Miles, *BL* I, p. 406 ; E. Szlechter, *Codex*, pp. 147f.）、あるいは M.T. Roth, *Law Collections*, p. 194 のように、死亡した幼児の父母の承諾を得ないで新たな幼児の授乳を引き受けた場合を想定する研究者もいる。〕〔loc. cit., p. 56〕と解説し、この同じ条文で、まだ解釈の余地がいくらでもあることを示している。

結局のところ、このアッカド語の文章だけからは完全な解釈はできないことを意味している、と言わざるをえない。

#### 第195条（原文・逐語訳）

		
sum-ma mārum a-ba su im-ta-ha-aš	mahāšu 打つ	
もし 子が 父を 彼の 打つならば		
		
rit-tē su i-na-ak-ki-su	rittu 掌、指 く kišib-la <sub>2</sub>	
手を 彼の 切る		

#### 第195条（試訳）

息子が、彼の父親を打つ（殴打する）ならば、（その状況が判明したような場合に）その息子の手は切り取られることになる。

#### 第195条の解釈

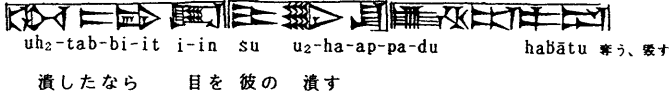
古代バビロニア社会のみならず、古代社会一般にあった家父長制的社会の根本倫理として、その家族の頂点に立つ父親の権威は絶対的なもので、その父親に対して手をあげるという行為そのものが罪悪であることをこの

ような条文によって規定したもの、と思われる。この短い条文の解釈と翻訳について、翻訳の部分はだいたい似かよっており、原田慶吉氏の訳文については「もし子が彼の父を擲ちたるときは、〔彼等〕彼の手を切り取る。」〔loc. cit., p. 331〕となっており、中田一郎氏の訳も「もし息子が彼の父親を殴ったなら、彼らは彼の腕を切り落さなければならない。」〔loc. cit., p. 56〕とだいたい同じ内容となっている。

古代バビロニア社会においては父親だけがその対象となっていたが、どこの社会でも年齢が上の者、特に親に対する尊敬の理念はあったようで、日本の刑法第200条「尊属殺人」の規定は、太平洋戦争後のアメリカ合衆国進駐軍を中心とする総司令部 G.H.Q. (General Headquarters) の政策によって、基本的人権 (Fundamental Human Rights) の「平等権」という観点から無効化が主張宣伝され、昭和48年ついに最高裁大法廷の判決で「憲法第14条」に違反すると決定されて、その判決を根拠としてその後の平成七年度に刑法典の条文より削除され、遂に姿を消したのである。古代バビロニア社会では、父親を殴っただけで、このハンムラビ法典第195条により、殴った息子の rit-tē 腕 (手のつけ根から全体であったか、手首の部分であったか不明であるが、一般的にアッカド語の rit-tē は、手首あるいは掌の部分もしくは指だけとも考えられる) がその罰則として切り取られたものである。

#### 第196条 (原文・逐語訳)


  
 sum-ma a-wi-lum i-in mār a-wi-lim
   
 もし 人が 目を 子の 人の



### 第196条 (試訳)

ある者が、他人 (の子) の眼を潰したる時は、自分の眼も潰されなければならない。(なお条文中の mār は、単に「子供」だけではなく、アウilm階層の人全部に拡大されて適用されていると解釈すべきであろう)

### 第196条の解釈

ハンムラピ法典が、世界的に有名なのはこの第196条 (目には目を) と第200条 (歯には歯を) が、同害報復の反坐法 (Lex talionis) の原点を示し、それが後にセム系法文化の中で発展して同一の条文形式となって、旧約聖書の『出エジプト記』第21章第24節に記述されるようになったからなのである。

しかしながら、この条文を見ればわかるように、ハンムラピ法典ではその原文で「ある者が……」で始まる文章が古代バビロニアのアウilm階層に属する者相互間の規定であり、「目には目を」と「歯には歯を」が夫々別の条文中に記載されているのである。

旧約聖書の『出エジプト記』ではその第20章「十戒と契約の書」に続く第21章「奴隷について、死に値する罪」そして「身体の傷害」という項目の中で、この両者が同じ文章の中に続けて記載されることになる。

旧約聖書のヘブライ語原文は以下の通り、

וְאִם (右から左へ、インターリネアル、下に日本語と英語の逐語訳)  
and-if (22)

יְלֵדֶיהָ וְיָצְאוּ אִשָּׁה הָרָה וְנָפוּ אַנְשִׁים יִנְצוּ  
children-of-her so-they-come-out pregnant woman and-they-hit men they-fight

וְלֹא יִהְיֶה אִסּוֹן עָנּוּשׁ יִעֲנֹשׁ כְּאֲשֶׁר יִשְׁתַּח עִלּוֹ  
 from-him he-demands as-what he-must-be-fined to-be-fined injury he-is but-not

בְּעַל הָאִשָּׁה וְנָתַן בְּפָלְגִים : וְאִם- אִסּוֹן יִהְיֶה  
 he-is injury but-if (23) by-judges and-he-allows the-woman husband-of

וְנִתְּתָה נַפְשׁ תַּחַת נַפְשׁ : עֵין תַּחַת עֵין שֵׁן תַּחַת שֵׁן יָד  
 hand tooth for tooth eye for eye (24) life for life then-you-must-take

תַּחַת יָד רַגְלַ תַּחַת רַגְלַל : כְּוִיָּה תַּחַת כְּוִיָּה פְּצַע תַּחַת פְּצַע חַבּוּרָה תַּחַת חַבּוּרָה  
 bruise for bruise wound for wound burn for burn (25) foot for foot hand for

[loc. cit., p. 205]

<sup>22</sup> 人々がけんかをして、妊娠している女を  
 打ち、流産させた場合は、もしその他の損  
 傷がなくても、その女主人が要求する賠償  
 を支払わねばならない。仲裁者の裁定に従  
 ってそれを支払わねばならない。<sup>23</sup> もし、そ  
 の他の損傷があるならば、命には命、<sup>24</sup> 目  
 には目、<sup>25</sup> 歯には歯、手には手、足には足、や  
 けどにはやけど、生傷には生傷、打ち傷には打ち傷をもって償わねばなら  
 ない。[loc. cit., p. 129]

<sup>22</sup> 'If men who are fighting  
 hit a pregnant woman and she  
 gives birth prematurely' but  
 there is no serious injury, the  
 offender must be fined what-  
 ever the woman's husband  
 demands and the court allows.  
<sup>23</sup> But if there is serious injury,  
 you are to take life for life,  
<sup>24</sup> eye for eye tooth for tooth,  
 hand for hand, foot for foot,  
<sup>25</sup> burn for burn, wound for  
 wound, bruise for bruise.

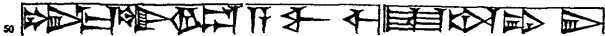
同害報復を Lex talionis (タリオ法規) と言うことが一般化している  
 が、ハンムラビ法典第1条の解釈でも述べたこのタリオという言葉が条文  
 の中にそのまま登場したものは、古代ローマの十二表法で、その第8表の  
 第2条にあったと認められる“Si membrum rupsit, ni cum eo pacit, talio  
 esto” (もしその者が他人の四肢を分離せしめた時に、妥協がととのわな  
 かった場合は、同額報復がおこなわれなければならない) という条文が、  
 この規範の呼称のもとにあったからこそそれが普遍化した、と言うべきで  
 あろう。


この文章にある membrun (四肢) とは、現代フランス語の (quatre)

membres (四肢) すなわち「二本の手と二本の足」を言うのであるが、もともとラテン語では corpus と同じく身体の一部すなわち目や耳、鼻などのある部分をもって「同害報復」をおこなうべきことを規定したものが「四肢分離」 membrum ruptum と解釈されているのである。

ハンムラピ法典では、この第196条から第200条まで、「目には目を、骨には骨を、歯には歯を」という同じ身分の者に対する同害報復を述べると同時に、その間に第198条と第199条で「ムシュケーヌムと奴隷に対する金銭での賠償」を規定しているが、旧約聖書の『出エジプト記』にはこの解釈の中で資料に示したように、更に細かく各部所の同害報復が掲げられている。それらの場所はあくまでもひとつの例としてラテン語の membrum (身体各部) と解釈すべきものである。あまりにも有名なこの条文であるが、念のため原田慶吉氏の訳文をあげると「もし人が『人の息』(7条参照)の眼を潰したるときは、〔彼等〕彼の眼を潰す。」[loc. cit., p. 331] となっており、それを中田一郎氏の訳文では「もしアヴィールムがアヴィールム仲間の目を損ったなら、彼らは彼の眼を損わななければならない。」[loc. cit., p. 56] を例として掲げておく。なお鈴木佳秀氏は、ハンス J. ベッカー (Hans Jochen Boecker) 氏のドイツ語からの重訳ではあるが「ある人が他の人の子の眼を潰した場合、彼の目も潰されなければならない」[loc. cit., p. 185] という風に、同じアヴィールム階層の「子の眼」という余分な一文字を加えて解釈しているが、先に述べたように mār という字句をそのまま使用した文字にこだわった翻訳で、解釈としては正当と思われない。

## 第197条（原文・逐語訳）


  
 šum-ma gir<sub>3</sub>-pad-du a-wi-lim iš-te-bi-ir gir<sub>3</sub>-pad-du > ešentu 骨
   
 もし 骨を 人の 折るならば šabāru 要す


  
 gir<sub>3</sub>-pa-du šu i-še-ib-bi-ru
   
 骨を 彼の 折る

## 第197条（試訳）

（直前の第196条よりアッカド語楔形文字の文章は続いていて）ある者が、他人の骨を折るならば、自分の骨も折られなければならないものとする。

## 第197条の解釈

世界に知られた同害報復のタリオ法典としては、余りにも旧約聖書がその法諺として有名なので「目には目を、歯には歯を……」という繋がりで見えている人も多いだろうが、ハンムラビ法典の文章上は、このように「目には目を」の次に「骨には骨を……」という一条文が入ってくるのである。

前の196条では、楔形文字の直訳としては「人の子の目を」となっているが、この第197条では *mār* という単語が抜け落ちている。従って厳格に言えば、前の第196条の直訳としては、アウィルム階層の子供の目でこちらのほうは同じアウィルム階層の他人の骨を折った場合と細かく言うことも出来ようが、この両条はともに害を加えた方もアウィルム階層の者で害を受けたほうもこの第197条からみてアウィルム階層の人間であることから、子供と大人の区別は意識せず *mār* は広くその階層に属する人物、と解釈しておくべきであろう。

第196条の解釈中に入れた、旧約聖書の記述からもわかるように旧約聖書では「命には命、目には目、歯には歯、手には手、足には足、やけどにはやけど、生傷には生傷、打ち傷には打ち傷……」という記述に変わっており、骨には骨が記載されていない。この第197条の訳文についてみると、先ず原田慶吉氏の翻訳は「もし人の骨を折りたるときは、〔彼等〕彼の骨を折る。」[loc. cit., p. 331]と記し、その語頭の部分に以下のような〔註〕をつけて〔qq. v.〕、2部64、68、75参照。(50行)「人の」は「人の息の」の誤ならん。」としている。中田一郎氏もなぜか直前の第196条からアヴィールム階層(中田氏はアヴィールムとしている)を強調して原語を使い、以下の如く「もし彼がアヴィールム仲間の骨を折ったなら、彼らは彼の骨を折らなければならない。」[loc. cit., p. 57]としている。鈴木佳秀氏の重訳は「彼が他の人の骨を折った場合、彼の骨も折られなければならない」[loc. cit., p. 185]とした上で、ハンスJ.ベッカー氏の解釈をそのまま括弧を使って(第196条、第197条で言及されている人物は、双方とも自由人である。アッカド語の本文では、アヴィールムという言葉でそれを表記している)[*ibid.*]という解釈を加えているが、このアヴィールム階層という意味は、楔形文字の原文を見ればハンムラピ法典の条文のほとんど全てにその書き初めに使用されており、この部分だけ強調して書くということもハンムラピ法典の全体から見れば不自然な翻訳であることは、誰の目からみても明らかであろう。しかしながら中田一郎氏のほうは、この直前の第196条から第199条についてはその「注解」で自分の解釈〔qq. v.〕を述べているのでそれをここで見てみることにしよう。

「§§196-199は一連のケースを扱っているが、アヴィールムがアヴィールムの目を損ったか骨を折った場合はタリオ(同害復讐)の原則が適用されるにもかかわらず、アヴィールムがムシュケーヌムの目を損ったか骨を折った場合はタリオの原則が適用されず、銀1 マナ(60シキル、約500グ

ラム) という金銭による償いで済ますことができた。さらに被害者が奴隷の場合は、奴隷の値段の半額をその所有者に支払う事で済ますことができた。奴隷の値段は、奴隷の性別、年齢その他によって異なり、時代によっても変動があったと考えられているが、ハンムラビ時代のシッパルでの奴隷の値段を例にとると、高くとも銀20シキル(約167グラム)以下であったから、<sup>13)</sup>その2分の1といえはムシュケーヌムに対する賠償額の6分の1かそれ以下で済んだことになる。加害者が同じ害を与えながら、賠償の額が大きく異なる理由は、被害者の所属する社会階層あるいは身分の違いによる。したがって、§198を含む第2グループのパラグラフから、当時バビロニアには、上から順に、アヴィールム、ムシュケーヌムそして奴隷の3つの社会階層があったと考えなければならない。」〔loc. cit., p. 85〕なお中田氏はこの「注解」に以下のような脚註〔qq. v.〕をもつけ加え〔13〕R. Harris, *Ancient Sippar. A Demographic Study of an Old-Babylonian City (1894-1599 B.C.)*, Istanbul, 1975, pp. 341-343 参照。人を突く癖のある牛あるいは人を噛む癖のある犬が奴隷を突いて、あるいは噛んで死に至らせたなら、牛あるいは犬の持ち主は、死亡した奴隷の持ち主に15シキル(約125グラム)を支払わなければならないとしているエシュヌンナ『法典』§55および§57も、奴隷の値段を考えるうえで参考になろう。〔ibid.,〕とされている。

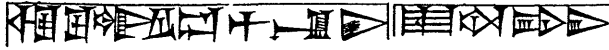
#### 第198条 (原文・逐語訳)



sum-ma i-in maš-en-kak uh<sub>2</sub>-tab-bi-it

もし 目を ムシュケーヌの 潰したなら





u<sub>3</sub> lu girš-pad-du maš-en-kak is-te-bi-ir

又 骨を ムシュケーヌの 折るなら



1 ma-na kaspim i-ša-qal

1 マナを 銀 支払う

### 第198条 (試訳)

(二つ前の第196条からずっとアッカド語の文章は続いており、文章の主語は当然アウィルム階層の地位に所属する) ある者が、ムシュケーヌムの目を潰すかあるいはムシュケーヌムの骨を折ったならば、1 マナ (約 500g) の銀 (貨) を支払わなければならない。

### 第198条の解釈

前の第196条と第197条は、害を加えたほうも害を加えられたほうも同じアウィルム階層であったが、この第198条は害を加えたほうがアウィルム階層で、害を加えられたほうがムシュケーヌム階層であり、ここで同害報復のタリオ法の原則が崩れ、処罰の内容が被害者の身分によって違ってくるのが歴然としてわかるのである。

ムシュケーヌムを階層とみるかどうかは、かなり学者によって異なっており、一般的にはアウィルム階層がバビロニア社会を構成する自由市民の身分をもった階層で、ムシュケーヌムはアウィルムの下方に位置する特殊な階層と見る解釈が浸透している。だが、ムシュケーヌムがそのような社会階層に形成していたほど多く存在していたとは考えられず、また条文の規定も少ないので、公務として国王に仕えることのできた特殊な階級を維持する身分の者と考えておいたほうが良いのかもしれない。

このムシュケーヌムに対する慰籍料の1 マナは、古代バビロニア時代では

約500g、それに次ぐ古代アッシリア時代になると重量マナの単位を用いる独特な制度があったので、約1 kgになると推定されていた。このハンムラピ法典が書かれたアッカド語では約500gの銀（貨）（銀の薄片）と思われるが、それが当時の慰藉料として十分なものであったのかあるいは同害報復のほうが当時においては良かったのかは良くわからない。

この第198条以降、今日でいうところの損害賠償の規定としては第203条、204条、207条、208条、209条、第211条～第217条、第221条～第226条（但し奴隷に関するものも入っており、奴隷は人間としての損害賠償に入らないかも知れない）、所有するロバに対する損害が第224条～第225条、大工に対する損害賠償は第228条、船頭に対する損害賠償として第234条、船頭の雇用に関する賃金の規定が第239条、牛の賃借料が第241条と牛の作業者による行為に対するその所有者への損害賠償が第252条、そこから賃料、損害賠償、手工業者等の手間賃などが第278条に至るまで、かなり詳細にハンムラピ法典には規定されている。

ここで銀を重量単位で測り地金にした値でそれらの賠償額や賃金等を明示しているが、古代バビロニアにおいては紀元前24世紀頃からこのような銀の地金に依る支払いが、一般的な消費生活等でおこなわれていたようである。

因みに古代ギリシアにおいても、貨幣のできるまではこのような銀地金（金額の打っていない地金の重量）によって労働、賃料が決められていた。その一方で古代ローマにおいては銀の入手が最初かなり難しく、銅の地金が通貨以前の取り引きで使用されていた、と考えられている。それゆえにコイン（硬貨）として金額を明記した一定形態（例、円形）のものがローマで出現するのはこのハンムラピ法典の出た1千年余り後のことになる、と思われる。


蛇足ながらこの第198条の原田慶吉氏による訳文は「もしムシュケーン

ム（8条参照）の眼を潰し、あるいはまたムシュケーヌムの骨を折りたるときは、銀1マヌーを支払う。」〔loc. cit., p. 331-p. 332〕となっており、中田一郎氏の訳文も「もし彼がムシュケーヌムの目を損ったか、ムシュケーヌムの骨を折ったなら、彼は銀1マナ（約500グラム）を支払わなければならない。」〔loc. cit., p. 57 と p. 84〕となっている。鈴木佳秀氏の邦訳も同じようなものであるから省略するが、原著者のハンス J. ベッカー氏は、この条文から第205条までの訳を記した後で、タリオ〔同害報復〕の原則はアウィールムの場合だけで、ムシュケーヌムが被害者の場合は罰金刑となることを説明している。

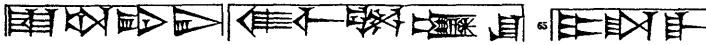
#### 第199条（原文・逐語訳）

  
sum-ma i-in warad a-wi-lim

もし 目を 奴隷の 人の

  
uh<sub>2</sub>-tab-bi-it us lu gir<sub>3</sub>-pad-du warad a-wi-lim

潰したなら 又 骨を 奴隷の 人の

  
is-te-bi-ir mi-si-il simi su i-sa-qal

折ったなら 半分を 値の その 支払う

#### 第199条（試訳）

（アッカド語の文章としては、第196条のアウィールム階層の者がそのまま続き、この第199条の主語ともなって文章として続いている）ある者が、他人の奴隷の目を潰すかまたは他人の奴隷の骨を折ったならば、その（奴隷の）値の半額を支払わなければならないものとする。

第199条の解釈

この条文は、他のアウィルム階層の所有する奴隷の目を潰すか骨を折った場合の損害賠償について定めたもので、その場合の支払いは奴隷の値の半額すなわち奴隷の購入価格の半額分を（多分その奴隷の主人に）支払えば良い、と解釈される。

古代社会の特にメソポタミアにあって、古代バビロニアの時代には、奴隷制の身分がはっきりしており、ここでは他人の所有物である奴隷の身体に害を加えたからそれを賠償するという意味しか有していなかった筈であるが、ハンムラビ法典ではこうした他人に対する損害賠償の規定の間に、この条文が挿入されていることに注意しなければならない。

このことが、同じセム系民族のユダヤ人の法典タルムードの原点とも言うべき性格の旧約聖書（特に『出エジプト記』）において、自分の奴隷の目や歯を傷つけた場合、自由人として解放してやる、という規定に発展してくるのである。

וְכִי יִכֶּה אִישׁ אֶת-עֵינַי עַבְדּוֹ אֶת-אֶת-עֵינַי  
 eye-of ... or manservant-of-him eye-of ... man he-hits and-if (26)

וְאִם יִשְׁחַתֵּהּ אִתּוֹ  
 he-must-let-go-him to-the-freedom and-he-destroys-her maidservant-of-him

וְאִם יִשְׁחַתֵּהּ אִתּוֹ עַבְדּוֹ אֶת-שֵׁן עַבְדּוֹ אֶת-שֵׁן  
 tooth-of or manservant-of-him tooth-of and-if (27) eye-of-him because-of

וְאִם יִשְׁחַתֵּהּ אִתּוֹ יָפִיל עַבְדּוֹ אֶת-שֵׁן עַבְדּוֹ  
 he-must-let-go-him to-the-freedom he-knocks-out maidservant-of-him

וְאִם יִשְׁחַתֵּהּ אִתּוֹ שֵׁן עַבְדּוֹ אֶת-שֵׁן עַבְדּוֹ  
 tooth-of-him because-of

<sup>26</sup> 人が自分の男奴隷あるいは女奴隷の目を

打って、目がつぶれた場合、その目の償い [loc. cit., “exodus” p. 205]

として、その者を自由にしてやらねばなら

<sup>26</sup>“If a man hits a manservant or maidservant in the eye and destroys it, he must let the

ない。<sup>27</sup>もし、自分の男奴隷あるいは女奴隷

の歯を折った場合、その歯の償いとして、  
その者を自由に去らせねばならない。

[loc. cit., p. 129]

**servant go free to compensate for the eye. <sup>27</sup>And if he knocks out the tooth of a manservant or maidservant, he must let the servant go free to compensate for the tooth.**

ハンムラピ法典の第199条は、先行する第198条でアウィルム階層の者がムシュケーヌム階層の者の目と骨に対する損害賠償を定めていたその額の半分を規定しているが、このような損害賠償の規定は、丁度古代ローマ法ではムシュケーヌムの代わりに「自由人」となっているとくに相異があるが、奴隸の場合半額という概念は、このハンムラピ法典に由来しているものと思われる。

因みに古代ローマの初期に規定された十二表法の第8表第3条には“*manu fustive si os fregit libero CCC, si serva CL poenam sunt*”（もし手による殴打または杖によって骨を骨折したる場合に、それが自由人の時は300アスの罰金を支払い、被害者が奴隸の場合は150アスの罰金を支払わなければならない）CCCは300アス、CLは150アスの金銭であるが、この十二表法の当時は未だ金額を明確に示した貨幣が発行されておらず、青銅の貨錠によってその重量を天秤ではかって支払いにあてられていたようである。

それにしても1アスは約280g強の青銅であったと考えられるから、自由人で84kgの青銅、奴隸で42kgの青銅が損害賠償として規定されていたことになる。

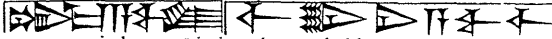
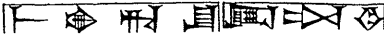

ハンムラピ法典では、その損害賠償に関して同じく銀の薄片による貨錠を同じようなやり方で天秤によって秤って支払いをしていたと思われるが、古代バビロニアと違って古代ローマではかなり重い損害賠償が規定されていたもの、と思われる。

その理由は、十二表法制定当時のローマでは奴隸の数もかなり少く、奴

隷階層も家族構成員とほぼ同様な労働をおこない、一定の地位を保護されていたからなのだと考えられている。

この第199条の訳文も研究者によって余り差がなく、原田慶吉氏は「もし人の奴隷の眼を潰し、あるいはまた人の奴隷の骨を折りたるときは、〔彼は〕その価の半を支払う。」〔loc. cit., p. 332〕であり、中田一郎氏の訳も「もし彼がアヴィールムの奴隷の目を損ったかアヴィールムの奴隷の骨を折ったなら、彼は彼（奴隷）の値段の半額を支払わなければならない。」〔loc. cit., p. 57 と p. 84〕という文章で終わっている。

### 第200条（原文・逐語訳）

 Sum-ma a-wi-lum Si-in-ni a-wi-lim	
もし 人が 歯を (他) 人の	
 me-ih-ri su it-ta-di	nadū 投げる、無視する
同格の 彼と 落としたなら	
20  si-in-na su i-na-ad-du-u2	
歯を 彼の 落とす	

### 第200条（試訳）

ある者が、同じ身分の他人の歯を折ったならば、自分の歯も折られなければならない。

### 第200条の解釈

古代タリオ法 (Lex talionis) の法諺とともに有名な

「齒には齒を」の規定であるが、アッカド語の文章としては第196条のアウィルムが、前の第199条まで主語としてきいているのに対し、この第200条では改めてアウィルムに属する「ある者が……」という語句から始まり、自分と同格の (me-ih-ri) 身分のアウィルム階層の者の齒を折ったならば、という単語がわざわざアッカド語で挿入されている。

解釈については、第196条の解釈に挿入した旧約聖書のヘブライ語を参照してもらいたいが、原典のハンムラピ法典においてはこのような違いがあることを念頭において解釈することに、注意を払うべきであろう。

וְכִי־ (ここから右→左そして下へとヘブライ語を読み進める。第196条参照)  
and-if (22)

וְיִצְּרוּ אֲנָשִׁים וְיִגְּפוּ אִשָּׁה הָרָה וְיִצְּאוּ יְלָדֶיהָ  
children-of-her so-they-come-out pregnant woman and-they-hit men they-fight

וְלֹא יִהְיֶה אֶסְוֹן עָנֹוֹשׁ יֵעָנֵשׁ כְּאִשֶּׁר יִשְׁתַּעַל עָלָיו  
from-him he-demands as-what he-must-be-fined to-be-fined injury he-is but-not

כְּעַל הָאִשָּׁה וְנָחַן וּבְפָלְלִים: וְאִם־ אֶסְוֹן יִהְיֶה  
he-is injury but-if (23) by-judges and-he-allows the-woman husband-of

וְנָחַתָּה נֶפֶשׁ תַּחַת נֶפֶשׁ: עֵין תַּחַת עֵין שֵׁן תַּחַת שֵׁן יָד  
hand tooth for tooth eye for eye (24) life for life then-you-must-take

תַּחַת יָד רַגְלֵ תַּחַת רַגְלֵ: כְּוִיָּה תַּחַת כְּוִיָּה פָּצַע תַּחַת פָּצַע חֲבוּרָה תַּחַת חֲבוּרָה:  
bruise for bruise wound for wound burn for burn (25) foot for foot hand for

[op. cit., p. 204.]

<sup>22</sup>“If men who are fighting hit a pregnant woman and she gives birth prematurely, but there is no serious injury, the offender must be fined whatever the woman’s husband demands and the court allows. <sup>23</sup>But if there is serious injury, you are to take life for life, <sup>24</sup>eye for eye, tooth for tooth, hand for hand, foot for foot,

<sup>22</sup> 人々がけんかをして、妊娠している女を打ち、流産させた場合は、もしその他の損傷がなくても、その女の主人が要求する賠償を支払わねばならない。仲裁者の裁定に従ってそれを支払わねばならない。<sup>23</sup> もし、<sup>24</sup> その他の損傷があるならば、命には命、目

**.<sup>25</sup>burn for burn, wound for wound, bruise for bruise.** には目、齒には齒、手には手、足には足、  
25 やけどにはやけど、生傷には生傷、打ち傷  
 {op. cit., p. 128--p. 129.} には打ち傷をもって償わねばならない。

この第200条という、タリオ法 *Lex talionis* の原則に関するあまりにも著名な条文を訳すにあたり、原田慶吉氏もやはり楔形文字原文の第2行目冒頭にある *me-ih-ri* を意識して「同格の」を入れて「もし人が彼と同格の人の齒を落したるときは、〔彼等〕彼の齒を落す。〔loc. cit., p. 332〕と翻訳しているが、中田一郎氏はそのアッカド語を基本的人権に良く出てくる「対等の」という言葉に置き換えて「もしアヴィールムが彼と対等のアヴィールムの齒を折ったなら、彼らは彼の齒を折らなければならない。」〔loc. cit., p. 57〕という翻訳文に変えておられる。いずれにせよ意味としてはほぼ同じ内容ではあるが、楔形文字原文のアッカド語としては、この両者に微妙なニュアンスの差が出ているものと思われる。

### 第201条 (原文・逐語訳)



Sum-ma ši-in-ni maš-en-kak it-ta-di

(上記で) もし 齒を ムシュケーヌの 落としたのであれば



1/3 ma-na kaspim i-sa-qa1

1/3 マナの銀を 支払う

### 第201条 (試訳)

(前の第200条より、アッカド語の文章は続き) ある者が、ムシュケーヌムの齒を折ったのであれば、3分1マナ(約170g弱)の銀(貨)を支



払わなければならない。

### 第201条の解釈

前の第200条の主語であるアウィルム階層の者が、同じ身分であるアウィルム階層の他人の歯を折ったならば自分の歯も折らねばならないが、ムシュケーヌムの歯を折ったのならば、その損害賠償として3分の1マナ(20シエケル)の銀貨を支払えばすむという規定である。

1マナ(今日の約500g)の銀は、60シエケルに分割されていた(第108条の解釈中に記された古代の分銅参照のこと)。そしてセム系法文化の中でこの単位はそのまま継承されてゆき、旧約聖書では、この「目には目歯には歯」に続く規定で以下のように「牛が男奴隷あるいは女奴隷を突いた場合、銀30シエケルをその主人に支払い、その牛は石で打ち殺されねばならない……」という規定の中で、ハンムラピ法典と全く同じ貨幣単位30シエケルの銀貨という数値が損害賠償として示されるのである。

יָכִי וְיָח שׁוֹר אֶת-אִישׁ אִו אֶת-אִשָּׁה (ここから左へ読む)  
woman \*\*\* or man \*\*\* bull he-goes and-if (28)

וּמָת סָקוּל יִסְקַל הַשׁוֹר וְלֹא יֵאָכַל  
he-may-be-eaten and-not the-bull he-must-be-stoned to-be-stoned so-he-dies

אֶת-בְּשָׂרוֹ וּבָעַל הַשׁוֹר וְקִי: וְאִם שׁוֹר גָּנַח  
he-gored bull but-if (29) not-liable the-bull but-owner-of meat-of-him \*\*\*

הָוָא מִתְמַלְּ שְׁלֵשִׁים וְהוּעַד בְּבַעְלָיו וְלֹא יִשְׁמְרֵנוּ  
he-penned-him but-not to-owner-of-him and-he-was-warned past on-yesterday he

וְהָמִית אִישׁ אִו אִשָּׁה הַשׁוֹר יִסְקַל וְגַם-בְּעָלָיו  
owner-of-him and-also he-must-be-stoned the-bull woman or man and-he-kills

יִוָּמָת: אִם-כֶּפֶר יִוָּשֵׁת עָלָיו וְתָן  
then-he-may-pay from-him he-is-demanded payment if (30) he-must-die

פְּדִיָן נַפְשׁוֹ כָּכֵל אֲשֶׁר-יִוָּשֵׁת עָלָיו: אִו בֶּן  
son if (31) from-him he-is-demanded that by-all life-of-him redemption-of



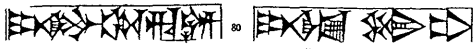
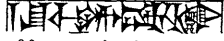
לְיוֹ:	יַעֲשֶׂה	הַזֶּה	כְּמוֹשֹׁט	יִגַּח	אִרְבַּת	אוֹר	יִגַּח
to-him	he-applies	the-this	also-the-law	he-gores	daughter	or	he-gores
שְׁלִישִׁים	כֶּסֶף	אִמָּה	אוֹ	הַשּׂוֹר	יִגַּח	עֶבֶד	אִם
thirty	silver-of	female-slave	or	the-bull	he-gores	male-slave	if (32)
יִסְקַל:	וְהַשּׂוֹר	לְאֲדֹנָיו	יִתֵּן	שֶׁקֶלִים			
he-must-be-stoned	and-the-bull	to-masters-of-him	he-must-pay	shekels			

<sup>28</sup>If a bull gores a man or a woman to death, the bull must be stoned to death, and its meat must not be eaten. But the owner of the bull will not be held responsible. <sup>29</sup>If, however, the bull has had the habit of goring and the owner has been warned but has not kept it penned up and it kills a man or woman, the bull must be stoned and the owner also must be put to death. <sup>30</sup>However, if payment is demanded of him, he may redeem his life by paying whatever is demanded. <sup>31</sup>This law also applies if the bull gores a son or daughter. <sup>32</sup>If the bull gores a male or female slave, the owner must pay thirty shekels\* of silver to the master of the slave, and the bull must be stoned. [op. cit., p. 205]

牛が男あるいは女を突いて死なせた場合、その牛は必ず石で打ち殺されねばならない。また、その肉は食べてはならない。しかし、その牛の所有者に罪はない。ただし、もし、その牛に以前から突く癖があり、所有者に警告がなされていたのに、彼がその警告を守らず、男あるいは女を死なせた場合は、牛は石で打ち殺され、所有者もまた死刑に処せられる。もし、賠償金が要求された場合には、自分の命の代償として、要求されたとおりに支払わねばならない。男の子あるいは女の子を突いた場合も、この規定に準じて処理されねばならない。もし、牛が男奴隷あるいは女奴隷を突いた場合は、銀30シケルをその主人に支払い、その牛は石で打ち殺されねばならない。[op. cit., p. 129.]

この第201条に関する原田慶吉氏の翻訳は「もしムシュケーヌム（8条参照）の歯を落したときは、銀3分の1マナーを支払う。」[loc. cit., p. 332] という短いもので、この条文に関して中田一郎氏は3分の1マナを正確に端数まで自分で計算して翻訳文に入れて「もし彼がムシュケーヌムの歯を折ったなら、彼は銀3分の1マナ（約167グラム）を支払わなければならない。」[loc. cit., p. 97] と訳しておられるが、当時の古代バビロニアにあってそれほど銀を正確に計算できたとは思えないから、この翻訳文は解釈の観点からは正鵠を得たものとは言えないであろうと思われる。

第202条 (原文・逐語訳)

	
sum-ma a-wi-lum li-e-it a-wi-lim	
もし 人が 頬を 人の	
	
Sa e-li su ra-bu-u <sub>2</sub> im-ta-ha-as	
所の より 彼 上位である 打つならば	
	
i-na pu-uh-ri-im i-na <sup>ma<sup>3</sup>ak</sup> qinazi alpim	mašaku < kuš qināzu < usana
で 集会 にて 鞭 牛の	alpu < gud
	
60 su-si im-mah-ha-as	su-si > -ubānu ~回
60 回 叩く	

第202条 (試訳)

ある者が、自分よりも身分の高い人の頬を打つならば、その者は集会の場において、牛の鞭で1シュシム度数（すなわち60回分）だけ、叩かれなければならないものとする。

第202条の解釈

この条文における「身分の高い人」というのは楔形文字原文を見ればわかる通り、奴隷がアウィルム階層の者の頬を打ったのではなくある者も自分よりも身分の高い人も同じアウィルム階層に属する者であると解釈できると思われる。このことから同じアウィルム階層のなかで、身分の高い者と自分と同じ地位にいる者という区別がその当時においても当然としてなされ、それによって異なった刑罰が適用されていたようである。従ってこれは階層上の身分分化ではなく、おそらくその時代の社会的な地位を意味するものであったろうと思われる。ここで使われる「牛の鞭」とは牛の尾をそのまま乾燥させてつくったものと思われるが、同じ階層の者に対して

60回の鞭打ちはかなり重いものと思われる。因みに文化的にこのハンムラピ法典を引き継ぐ旧約聖書のユダヤ法からイスラーム法「ハディース」に規定される鞭打ちでも、姦通に関するもので80～100回までというのが最大である。つまりこの規定の意味するところは、同じアウィルム階層の中にあっても社会的身分によってその階級の内容が、かなりはっきりと区別されていたことが推察されるわけである。

鞭打ちの回数について東洋法制史では、モンゴル法の影響で数字の一番下に7のついた数が多く用いられた。また打つ道具として中国では苔と杖がその打つ回数によって段階的に定められ、特に中国の元代ではその打つ道具によって「杖刑」と「苔刑」と分けられ、その数から苔刑は7、17、27、37、47、57回の6等、杖刑は67、77、87、97、107回の5等に定められていたようである。刑罰上の総合的配慮からみてこの杖刑と苔刑を入れることで元代の刑罰体系は「苔、杖、徒、流、死」の5刑を基本として成りたっていた（仁井田 陸氏著『中国法制史研究・刑法』第11章第3節）（『元文類』巻42、雑著「経世大典」（憲典総序：名例篇・5刑）、中国に侵入したモンゴル民族は、騎馬民族だから最初は当然彼等が規定した苔刑も、動物の尾をそのまま使用した形の「鞭」として使用していたのではないかと思われるが、その詳細はよくわからない。

ハンムラピ法典で「鞭打ち」の刑が定められているのは「この自分よりも身分の高い者の頬を打った時」だけに限られており、その刑罰が後に発展したと思われるのが、イスラーム法と中国元代の刑罰などとなったのである。

この第202条を原田慶吉氏は「もし人が彼よりも豪き人の頬を擲ちたるときは、民会において、牛鞭にて1シュシム度（=60度）擲たる。」〔loc. cit., p. 332〕と訳しておられる。ローマ法学者の原田氏が「民会」と訳したのは古代ローマのComitiaを意識してこの訳語を用いられたの

であろうが、古代バビロニアにおいて例えば小規模な区民会 *comitia tributa* をも考慮に入れたとしてもそのような政治的組織があったとは考えられず、単なる集会で良いのではないだろうか。なお楔形文字原文を見ればわかるように楔形文字第4行目の最初は「1 シュシュム度」でアッカド語の回数単位（古代バビロニア）では60進法の採用によって60回の度数となる。中田一郎氏はそのような楔形文字を直接見なかったとみえ「もしアヴィールムが彼より身分の高いアヴィールムの頬を殴ったなら、彼は集会において、牛皮の鞭で60回打たれなければならない。」〔*loc. cit.*, p. 57〕とシャイユ（中田氏はシェイルと記す）氏がアッカド語そのものを60回そのまま記述する形にしたのを継承して翻訳しておられる。

この第202条と次の第203条について、ハンス J. ベッカー氏は「顔面に平手打ちを加えた場合」とかなり限定的に理解し、その刑罰に関し「……アヴィールム階層の内部で、身分の高いものと同じ身分の者という区別がなされ、それに応じて違った処罰が適用されている。これは顔面に平手打ちを加えた場合である。自分より身分の高い者に平手打ちを加えた場合は、同じ身分の者に平手打ちを加えた場合よりも、処罰はずっと厳しいものになっている（第202条、第203条）。この箇所について、現代の読者が、特に自分より身分の高い人に平手打ちを食わせることは、もとよりその人を侮辱することだと推論するのは不当ではない。事実そのことが、タリオの基準をはるかに越える極めて厳しい処罰（鞭打ち60回）が下される理由を明らかにしている。ところで第202条が問題としている鞭打ち刑は、ハンムラピ法典が言及している唯一の例である。この規定は、刑執行の方式を示唆する要素も提供してくれている。つまり、はっきりと公的な刑執行が命じられているのである。……」（*op. cit.*, 鈴木佳秀氏訳『古代オリエントの法と社会』旧約聖書とハンムラピ法典、ヨルダン社 p. 188）という解釈をなさっているが、これは条文そのものをかなり限定して理解しておられ

るし、これを「タリオの基準をはるかに越える」と思うのは、そうした側面からの思い込みがかなり支配している、と言えなくはないだろうか。

第203条（原文・逐語訳）

  
 Sum-ma mār a-wi-lim li-e-it mār a-wi-lim  
 もし 子が 人の 頬を 子の 人の  
  
 ša ki-ma su-a-ti im-ta-ha-aš  
 の 同様の それと 打つならば  
  
 l ma-na kaspim i-ša-qal  
 l マナの銀を 支払う

第203条（試訳）

（アウィルム階層の）ある者（の子供）が、同様の身分にある者（の子供）の頬を殴打したる場合、その者は1マナ（約500g）の銀（貨）を支払わなければならないものとする。

第203条の解釈

この条文における楔形文字の原文が、アウィルム階層であるからこの条文の訳としては、そのまま括弧を取って、「アウィルム階層のある者が……」と始めたほうが良いのかも知れない。また mār は、第195条のように明らかに「父と子」のような対比した時は、明確に子供と翻訳するべきだが、次の第196条にみられるようにその階層の属性にある者を示す時は子供だけに限らず、その階層の大人をも意味すると思われるので、mār

を逐一「子供」として訳する必要はないと考えられるが、原文と通語訳からよりアッカド語の文章の意味を正確に取ってもらうため、敢て括弧つきで挿入しておいた。この単語を原田慶吉氏が翻訳した時は前に述べたように「人の息」として「もし『人の息』（7条参照）が彼と同格の『人の息』の頬を擲ちたる時は、銀1 マヌーを支払う。」[loc. cit., p. 332] と訳しておられたが、今はもうこのように訳さず、中田一郎氏のほうは相変らず片仮名でアヴィールムとして翻訳し「もしアヴィールム仲間が自分と対等のアヴィールム仲間の頬を殴ったなら、彼は銀1 マナ（約500グラム）を支払わなければならない。」[loc. cit., p. 57] というように記述しておられる。条文の前後関係とアッカド語の文章という両側面から考慮して、この条文は「アヴィールム階層の子供」と限定して解釈しないほうが良い、と思われる。

#### 第204条（原文・逐語訳）



sum-ma maš-en-kak li-e-it maš-en-kak

もし ムシュケヌが 頬を ムシュケヌの



im-ta-ha-aš 10 sikil kaspim i-ša-kal

打つならば 10 シェケルの銀を 支払う

#### 第204条（試訳）

あるムシュケーヌム（階層）の者が、他のムシュケーヌムの者の頬を殴打したる場合、その者は10シェケル（約85g弱）の銀（貨）を支払わなければならないこととする。

### 第204条の解釈

直前の第203条で、アウィルム階層の者同志の殴打事件について、加害者は被害者に1マナの銀（約500g）を支払わなければならないと規定したのに対し、この第204条のほうはムシュケーヌム（階層あるいは職能階級）の者同志の殴打事件を扱っている。

前にも記述した（第108条のライオン分銅などを参照のこと）が、古代バビロニア時代の1マナは約60シケルに分割されていたので、そこから単純計算するとムシュケーヌム仲間の殴打事件に関する損害の賠償額はアウィルムの6分の1であるから、この条文だけから見るとムシュケーヌムはアウィルムの6分の1の価値しかないように受け取られがちである。


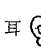
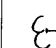
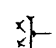
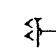
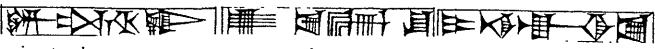
アッシリア学者は、一般的にアウィルム階層だけが完全な自由市民階層で、ムシュケーヌムはこうした規定を根拠にアウィルムの下位に立つ階層と考えている者が多いようであるが、ハンムラビ法典の膨大な規定の中で少数しか出てこないし、人数もそれ程多くはなかったようであるので、国王に仕えてきた特殊な社会的身分の階級に近い存在であったと考えるほうがよいのではないかと思われる。この第204条に対する原田慶吉氏の翻訳は「もしムシュケーヌム（8条参照）がムシュケーヌムの頬を擲ちたときは、銀10シクルを支払う。」〔loc. cit., p. 332〕と記述しており、その後この条文をハンスJ.ベッカー氏の著書から重訳した鈴木佳秀氏は「あるムシュケーヌムが他のムシュケーヌムの頬を平手打ちにした場合、彼は銀10シケルを支払わなければならない」〔loc. cit., p. 186-7〕としているが、この「平手打ち」はそのような限定を楔形文字原典のアッカド語 *im-ta-ha-aš* から解釈するのは無理であろうと思う。ただ「殴る」とのみ解すべきであろう。中田一郎氏は「もしムシュケーヌムがムシュケーヌムの頬を殴ったなら、彼は銀10シクル（約83.3グラム）を支払わなければならない。」〔loc. cit., p. 57～p. 58〕と訳しておられる。いずれにせよ直前の第



203条と比較する場合に、同じ階層の者同志の損害賠償額は一定しているが、他の階層間での殴打についての条文が無い為今日の比較法的な解釈においては、どうしてもそこに無理がでてくるのである。

要するにアウィルムとかムシュケーヌムの階層を、今日のピラミッド状の形式で表示するヒエラルヒー構造と理解しては誤解をする、その良い例ではないであろうかと思われる。

第205条 (原文・逐語訳)

		バビロニア				
Sum-ma warad a-wi-lim もし 奴隷が 人の		絵文字	古拙文字	古典的 楔形文字	後期 楔形文字	音価
 li-e-it mār a-wi-lim 頬を 子の 人の						シュメール アッシリア tal <sub>2</sub> wa ki, bi <sub>3</sub> gestu ma pi
Col xxxiv.	 / im-ta-ha-aš u <sub>2</sub> -zu-un šu i-na-ak-ki-su 打つならば 耳を 彼の 切り取る					

第205条 (試訳)

ある(アウィルム階層の)者の奴隷が、他のアウィルム階層の者(の子供)の頬を殴打したる場合、その奴隷は自分の耳を切り落とされなければならない。

第205条の解釈

アウィルム階層に所有されている奴隷が、他のアウィルム階層の自由人

(の子供?)を殴打したる時は、その奴隷の耳を削ぎ落とす、という規定である。アッカド語の楔形文字 *mār* は第196条と同様に、アウィルム階層の子供だけでなくその階層に属する人々全体を意味していると思われるが、原文の文字通りに直訳すれば「子供」という語が入るから一応括弧内に入れておいた。

奴隷が自由人を殴打(原文では頬と書かれているがそれは象徴的な箇所を示す)するのであるから、当然のこととして同害報復ではすまないわけであり、「タリオ法(反坐法)の原則」は全く適用されないことになる。

ただし、ハンムラピ法典は当時の古代バビロニア社会の支配階層であったアウィルム相互間においては、社会的身分による区別を除いて、原則的に同害報復(Lex talionis)なるものが程良く規定されている、と言ってよいだろう。

この第205条の翻訳に際し、原田慶吉氏は相変らず「人の息」にこだわって「もし人の奴隷が『人の息』(7条参照)の頬を擲ちたるときは、〔彼等〕彼の耳を切り取る。」[loc. cit., p. 332]と翻訳しており、中田一郎氏のほうもアヴィールム(アウィルム)という階層を意味するアッカド語をそのまま強調して使用し「もしアヴィールムの奴隷がアヴィールム仲間の頬を殴ったなら、彼らは彼の耳を切り落とさなければならない。」[loc. cit., p. 58]と訳しておられる。殴った者の処罰として耳を切り取るというのは、この楔形文字原文第3行目 *u<sub>2</sub>-zu-un* からみて片方の耳だけ切り取ったものであろうが、他の古代法においてあまり見かけない規定で、この古代バビロニアに先行するシュメール時代のウル・ナンムの法典やリピト・イシュタル法典にも無かったようであるので、セム系民族の慣習処罰法として成立したものではないか、と考えられる。旧約聖書『出エジプト記』の第21章第8節に、奴隷が6年間働いた後その主人のもとから去らないで奴隷の身分のままとどまるという意味表示をした時「その主人は彼

を神のもとに連れて行き、入口もしくは入口の柱のところへ連れて行き、彼の耳を錐で刺し通すならば、彼を生涯、奴隷とすることができる」という規定の淵源は、セム系民族の間でおこなわれていたこういう処罰法にも関連するハンムラピ法典第205条のこういうところにもあったのではないか、とも思われる。この短い条文の途中第3行目から、ハンムラピ法典石柱の裏面に記された条文の上から第17欄（段落）は終り、第18欄の右端に移って im-ta-ha-as から縦書きに左側へ読み進んでゆく構成となっている。なお「耳」という字の象形文字から楔形文字への変遷を原文逐語訳の右側に例示したので参照してもらいたい。

第206条 (原文・逐語訳)



Sum-ma a-wi-lum a-wi-lam i-na ri-iš-ba-tim

もし 人が 人を で 口論



im-ta-ha-aš ma zi-im-ma-am

šimau 怪我

叩いて、 傷を



iš-ta-ka-an šu a-wi-lum šu-u<sub>2</sub>

与えたなら 彼に 人は その



i-na i-du-u<sub>2</sub> la am-ha-zu i-tam ma idū 知る

「知りながら ない 打ったのでは」と誓い、 amha-zu = mahāšu šu



u<sub>3</sub> a-zu i-ip-pa-al

且つ 医者に 弁償する

### 第206条（試訳）

ある者が、他人と喧嘩をして殴打により相手に傷害を与えたる場合、その者は「私は、故意に殴打して傷害を負わせたのではない」という誓約をおこない、その上医師に相手の治療費にかかった額面を弁済しなければならないこととする。

### 第206条の解釈

アウィルム階層の者が、同じアウィルム階層の者を口論の上で喧嘩となってしまうその結果殴打して、暴力的に相手に傷害を与えてしまったような場合、当時のバビロニア社会では「私は、故意に殴打して傷害を負わせたのではない」という内容の正式なアッカド語による誓約語句を述べ（おそらく正式な粘土板文書にも記したと思われる）、医師に対してその相手の治療費を全額支払うことが義務づけられていた。

直訳すれば「知りながら殴打したのではない」となるが、それでは知らないで殴打するなどということは考えられないから、「興奮して激情にかられてなぐったこと」が本来相手を傷害する意思を持っていなかったことを立場上立証しておかなければならなかったのであろう、と思われる。

相手の治療費を全額支払う、というこのハンムラビ法典の規定が、旧約聖書「出エジプト記」第21章19節の「……仕事を休んだ分を補償し、完全に治療させねばならない」という規定に発達したのだ、と主張するアッシリア学者がいるが、ハンムラビ法典第206条はむしろこの誓約の語句が重要なので、同じセム系法文化の中でもこの条文が、旧約聖書『出エジプト記』からユダヤ教の律法そして「タルムード」などにも発展したと考えるのは無理があるのではなからうか。

因みに旧約聖書『出エジプト記』第21章18節から19節の原文は以下の通りである。

וְהָקָה אֲנָשִׁים יִרְבֵּן וְקִי (ここから左方向次に右下へ読み進める)  
 and-he-hits men they-quarrel and-if (18)

אִישׁ אֶת־ רֵעֵהוּ בָאֶבֶן אוֹ בְּאֶגְרִף וְלֹא יָמוּת וְנָפַל  
 but-he-stays he-dies and-not with-fist or with-stone fellow-of-him \*\*\* one

לְמַשְׁכָּב: אִם־ יָקוּם וְהִתְהַלֵּךְ בַּחוּץ עַל־ מַשְׁעֲנֵהוּ  
 staff-of-him with in-the-outside and-he-walks-around he-gets-up if (19) in-bed

וְנָקָה הַמַּכֶּה רָק שָׁבְתוּ יִתֵּן  
 he-must-pay lost-time-of-him however the-one-striking then-he-is-cleared

人々が争って、一人が他の一人を石、もしくはこぶしで打った場合は、彼が死なな  
 いで、床に伏しても、もし、回復して、杖  
 を頼りに外を歩き回ることができるように  
 なるならば、彼を打った者は罰を免れる。  
 ただし、仕事を休んだ分を補償し、完全に  
 治療させねばならない。〔op. cit., p. 128.〕

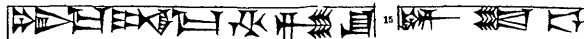
〔op. cit., p. 204〕

<sup>18</sup>“If men quarrel and one hits the other with a stone or with his fist’ and he does not die but is confined to bed, <sup>19</sup>the one who struck the blow will not be held responsible if the other gets up and walks around outside with his staff; however, he must pay the injured man for the loss of his time and see that he is completely healed.

このハンムラビ法典第206条の翻訳としては、ローマ法学者の原田慶吉氏が「もし人が人を喧嘩において擲ちて、傷を彼に負わせたるときは、その者は、『知って彼を擲ったのではありません』と誓い、かつ医師に〔その治療費を〕弁済す。」〔loc. cit., p. 332〕と先ず訳しており、その後で中田一郎氏のほうは、より口語的に「もしアヴィールームがけんかで（別の）アヴィールームを殴り、彼に傷を負わせたなら、そのアヴィールームは『私は故意に殴ったのではない』と誓わなければならない。そして彼は医者に対する責任を負わなければならない。」〔loc. cit., p. 58〕という訳文を出しておられる。直前の第205条の解釈でも述べたが、こうした殴打事件に関する結末は、その医者にかかった費用を補償することに始まり、旧約聖書『出エジプト記』第19節のようにその殴打によって仕事を休んだ分を損害賠償として支払うように拡大した規範が成立してゆくことになる。そ

ういう手続き上の整備された近代法に発展した後、フランス法では *dommage-intérêts*、英米法においては *compensation for damage*、ドイツ法は *Schadensersatz* という形で法体系化するが、その賠償が金銭によってなされることも日本民法第417条「損害賠償は別段の意思表示なきときは金銭をもってその額を定む」という民事法上の一般原則になるのであるが、これらすべての近代法における損害賠償規定の法的淵源は、まさにこのハンムラピ法典第206条にあったとみて良いだろう。

第207条 (原文・逐語訳)



šum-ma i-na ma-ha-zi su im-tu-ut

もし で 打擲 彼の 死んだときは



i-tam-ma ma šum-ma mār a-wi-lim

誓って もし (それが) 子であれば 人の



1/2 ma-na kaspim i-ša-qal

1/2 マナの銀を 支払う

第207条 (試訳)

(前の第206条より、楔形文字のアカド語正文は続き) その者の毆打によって相手が死亡したる時は、(前条の正文にあるような誓約語句を) 誓って、相手がアウィルム階層の人間(子供)であれば2分の1マナ(約250g)の銀(貨)を支払わねばならない。

## 第207条の解釈

前の第206条からアッカド語の文章は続いていて、アウィルム階層の者が同じアウィルム階層の者を喧嘩して殴打した結果、相手が死亡してしまった場合、やはり前条と同じような誓約語句を誓って相手に対して2分の1マナ（約250g）の銀を支払わなければならない、というのがこの第207条の規定である。

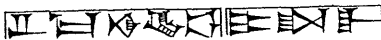
同じアウィルム階層の自由人が死亡したる場合に、2分の1マナという賠償額はいかにも低いように思われる（因みに第198条で、ムシケエヌムの目や骨に対する損害賠償が1マナの銀貨でその半額が死亡したアウィルムの生命の値だからそのように感じる）が、それだからこそこの第206条と第207条に規定された誓約語句が重大な意味をもってくると思われるのである。この第207条の翻訳として、原田慶吉氏は「もし彼の殴打の結果死亡したるときは、〔彼は〕誓いで、もし『人の息』（7条参照）たるときは、銀半マヌーを支払う。」〔loc. cit., p. 332〕としているが、この「人の息」という概念はもう今は使われず、アウィルム階層（中田氏は「アヴィールム仲間」としている）という訳語を多くの研究者は使い、中田一郎氏は「もし彼が殴ったために彼（相手）が死んだなら、彼は誓わなければならない。そして、もし（死亡者が）アヴィールム仲間<sup>132)</sup>なら、彼は銀2分の1マナ（約250グラム）を支払わなければならない。」〔loc. cit., p. 〕という翻訳文を記し、その下の脚注においてアヴィールム仲間（アウィルム階層のこと）の説明を「<sup>132)</sup>あるいは『アヴィールムの息子』。ハンムラビ『法典』の§§206-214で犠牲者として取り上げられる順序が、一家の主、息子／娘、奴隷の順になっているが、R. Westbrookはこの順序がハンムラビ『法典』で一般的に見られる順序であると理解し、ここでも『アヴィールム仲間』より『アヴィールムの息子』の方がよいと考えている（*Studies*, pp. 57-59参照）。なおここでの損害賠償額は、突く瘡

のある牛が、地区から注意されていたにもかかわらず、自由人（あるいはその息子）を突き死亡させた場合の損害賠償額と同じである（\$251）。〔*ibid.*〕というウェストブルック氏の学説から「アヴィールムの息子」としたほうが良い、と解釈していることを記しておられる。どうもそうすると40年近く前に翻訳した原田慶吉氏の訳語にまた戻ってしまうような気がするが、ともかく中田氏はこれらのことを考慮した上で、以上のような訳文を「翻訳」として記載しておられるのである。

#### 第208条（原文・逐語訳）

  
 sum-ma māṛ maš-en-kak

（上記で）もし子であれば ムシュケーヌの

  
 1/3 ma-na kaspim i-ša-qaḷ  
 1/3 マナの銀を 支払う

#### 第208条（試訳）

（前の第206条からアッカド語の文章はずっと続いていて、喧嘩して殴打した結果、殴り殺してしまったのが）ムシュケーヌムの人間（子供）であれば、3分の1マナ（約170g弱）の銀（貨）を支払わねばならないこととする。

#### 第208条の解釈

この条文の解釈において、損害賠償額に関しては直前の第207条のアヴィールム階層の人間が2分の1マナであるのに、ムシュケーヌムが殺された



場合3分の1マナで他の条文に比較するとそれ程低い額ではない。因みに前条と同様、歯を折られた場合でも3分の1マナが第201条によって規定されているからだ。しかしながら、第207条のように第206条に規定された誓約語句を述べなければならない、という規定がこの条文には入っておらず、アウィルム階層の娘だけがさまざまな女神官になれることから考えると、やはりムシュケーヌムは国王に仕えるという職業的な階級に立脚した立場をもとにした人々と考えたほうがよいのではないか、と思われる。

但し、当時の換算率でみると銀1マナは60シェケルであり、3分の1マナは20シェケルとみられているが、20シェケルで示さず、賠償額を3分の1マナで示すところに何か特別の意味が感じられる。

前の条文からアッカド語の文章は続くこの短い第208条の翻訳について、原田慶吉氏は、「もし『ムシュケーヌム（8条参照）の息』なるときは、銀3分の1マヌーを支払う。」〔loc. cit., p. 333〕と翻訳している。この第208条だけを解釈するのではなく、第206条からこの第208条までをまとめて解釈しようと試みている研究者に、ハンス J.ベッカー氏がおり、その文章を重訳している鈴木佳秀氏の訳文によって「……以下に続く三箇条の条文が、喧嘩をしている2人が殴り合う過程で相手に傷害を負わせた事例を取り扱っている。そこでは、主観的な罪責を問題にしており、相手が死亡した場合も考慮されている。

ある人が他の人と殴り合いの喧嘩をしていて相手に負傷を負わせた場合、この者は「私は故意に傷を負わせたのではありません」と誓わなければならない。しかし彼は医者に〔その治療費を〕支払わなければならない。

第206条

相手の者が殴打の結果死んだ場合、彼は（同じように）誓わなければならない。相手が（アウィールムの子である）自由人である時は、銀2分の1ミナ支払わなければならない。





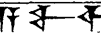
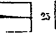


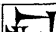


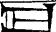


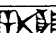



第207条

相手がムシュケーヌムの子である時は、銀3分の1ミナ支払わなければならない。 第208条

確かに、これらの規定が結果責任の原則に抵触しているのが確認される。ゆえに、ここでも同じように、引用した条文の内部にある対立を指摘することができる（以下の論議については、D. Nörir, ZSS 75, 1958, 22-24を参照）。殴り合いの喧嘩で傷を負わせた場合、それがどのように形で「故意」でなく、あるいはそれは「知らずに」とも訳されるが、相手に傷害を負わせうのかという疑問が湧く。これは殴り合いという概念と矛盾するが、それがこの条文で問題となっている、当のものである。殴り合うという状況では、どんな傷害も、故意にそれと知って相手を殴打するからだ。研究者はこの困難な点をいろいろな方法で解消しようとしてきたが、決定的な解決案を提示することができないでいる。よって、これらの条文に法発展の痕跡が留められているという規定には、考慮に値する点が多々あると言えよう。それによると、当初は、意志の契機に言及することなくただ傷害の事実だけが問題となっていたと考えられる。この状況では、他の事例での傷害よりも軽い処罰規定が定められているが、より後代の段階では、故意による罪責契機が結び付き、それによって法規定の内部に、先に触れた対立が入り込むに至ったという。……」〔loc. cit., p. 188~190〕ふう解釈されているようである。

そしてこの第208条だけに関して中田一郎氏は「もしムシュケーヌム仲間なら、彼は銀3分の1マナ（約167グラム）を支払わなければならない。」〔loc. cit., p. 58〕という短かい翻訳をしておられるだけで、解釈も何の脚註も記述してはいない。

## 第209条（原文・逐語訳）

					
šum-ma	a-wi-lum	mārat	a-wi-lim	im-ha-as	ma
もし	人が	娘を	人の	叩いて、	
					
ša	li-ib-bi	ša	uš-ta-di-si	10	šiqil
ものを	体内の	彼女の	投げ（流産し）	たなら	10 シェケルの
					
kaspim	a-na	ša	li-ib-bi	ša	i-sa-qal
銀を	に	もの	体内の	彼女の	支払う

## 第209条（試訳）

ある者が、他人の（妊娠中の）女を殴打して、そのことで彼女の体内のもの（胎児）を流産させたならば、その者は彼女の胎児のために10シェケル（約85g弱）の銀（貨）を支払わなければならないこととする。

## 第209条の解釈

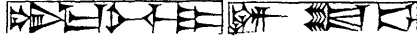
アウィルム階層に属する者が、同じアウィルム階層の他人の女性を殴打して、その女性が妊娠中だったためにそのこと（殴打されたこと）で流産したような場合、その胎児に対する損害賠償として10シェケルの銀（約80g強）を支払うこととされる。

このハンムラピ法典第209条に規定している事項は、現代刑法では、フランス法 *abortement*（bを唇歯音化 *labio-dentalized* して *v* に変え *avortement* と書く）、英米法 *abortion*、ドイツ法 *Abtreibung* という名称の刑罰にあたり、日本刑法では第29章「墮胎の罪（刑法改正草案では第26章となる）」の中にある第212条「妊娠中の女子が薬物を用い、又はその他の方法により、墮胎したときは、1年以下の懲役に処する」から始まる規定で、その第215条「女子の囑託を受けないで、又はその承諾を得ないで墮

胎させた者は、6月以上7年以下の懲役に処する」にあたる犯罪である。ハンムラビ法典の第209条は、今日の法体系で言えば明らかに刑法上の規定ではなく、民事上の損害賠償として10シェケルの銀（約85g弱の銀の薄片）貨だけが規定されているもので、その翻訳文を比較してみても、先ず原田慶吉氏の訳文は「もし人が『人の娘』（175条参照）を擲ちて、彼の女の中にあるもの（胎児）を彼の女に流産せしめたときは、銀10シクルを彼の女の中にあるもの（胎児）のために支払う。」〔loc. cit., p. 333〕となっており、ハンス J. ベッカー氏の独文から重訳した鈴木佳秀氏の訳文としては「ある人が他の人の息女を打ってそのために流産させた場合、彼は彼女の胎児のために銀10シェケル支払わなければならない。（「他の人（アウィールム）の息女」は、第207条の「アウィールムの子」と同じ身分を表わす）」〔ibid.,〕というもので、同じく中田一郎氏の翻訳は「もしアヴィールムがアヴィールム仲間の女性<sup>133)</sup>を殴って彼女の胎児を流産させたなら、<sup>134)</sup>彼は彼女の胎児に対して銀10シクル（約83.3グラム）を支払わなければならない。」であるがそこに2つの脚註〔qq. v.〕を次のように「133) R. Westbrook は、『アヴィールムの娘』と訳し、夫の父親、即ち義父の家にいる義理の娘（嫁）を指すと解釈している（*Studies*, pp. 61f.）。<sup>134)</sup> § 209以下にも § 206の「殴り合いで」を補って考えるべきかも知れない。出エジプト記21:22-25を参照。」〔loc. cit., p. 59〕とあげておられる。

いずれにせよ、古代バビロニアにおいて単に妊娠している女を殴打し、その妊娠している状況の中絶させる原因を起したとしても今日で言うところの刑事法上の罪には問われず、民事上の損害賠償として「胎児の値段として銀10シェケル（中田氏のシクル）約85g弱」が定められていたにすぎないのである。

## 第210条 (原文・逐語訳)



Sum-ma sinništum si-i im-tu-ut

(上記で) もし 女 この 死んだなら



māra-zu i-du-uk-ku

彼の (相手の) 娘を 殺す

## 第210条 (試訳)

(直前の第209条より、アッカド語の文章は続いていて、アウィルム階層の者が、同じアウィルム階層の女性を殴打して) この女性が死亡したる場合には、自分の娘が殺されなければならないものとする。

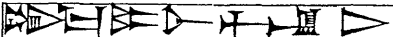
## 第210条の解釈

第209条から続いていて、その妊娠しているアウィルム階層の女性が死亡したような場合、その殴打した側の自分の娘もその同害報復(当時の法認識ではこのような場合もタリオの対象として考えられた)として殺害されなければならない、と規定されたのがこの第210条である。広い視野からみれば同じ階層の者に対するタリオ法の原則がこの条文には貫かれているとみてよいだろう。この第210条の訳文として、原田慶吉氏は「もしその女が死亡したるときは、〔彼等〕彼の娘を殺す。」[loc. cit., p. 333] と短く単純に訳し、同じく鈴木佳秀氏も「この女性が死んだ場合、その男の息女は殺されなければならない。」とだけ記し、中田一郎氏の翻訳も「もしその女性が死んだなら、彼らは彼の娘を殺さなければならない。」[loc. cit., p. 59] とだけ記述しておられる。近現代の刑法規範としては、前の第209条が民事上の損害賠償であったのに対し、この妊娠中の女がその殴打によって死亡したる時は自分の娘が殺されるという現代法では考えられ

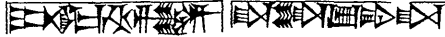
ないような条文がここには規定されているのである。ハンス J. ベッカー氏は、前の第209条からの解釈として「傷害規定は、特定の不法行為を取り扱う第209条-214条によってしめくくられている。暴力を振るったために引き起こされた流産を課題としている。事柄をはっきりさせる上で、墮胎はここでは問題外であることが指摘されてよいだろう。墮胎は故意にかつ意識的に胎児を殺害するものである。中期アッシリア法 (MAR) A 第53条は別として、ハンムラビ法典も旧約聖書も墮胎を取り扱っていない。ここでも処罰は当の女性の社会的身分によって異なる。第210条での、当の女性を死なせた場合にタリオによる処罰を適用する点は、特に言及に値する。もっともこの規定においては、同害報復の原則がぴったりとは当てはまらない。その原則を厳密に適用するためには、加害者の男の妻に対する処刑が執行されるはずであろう。」[loc. cit., p. 190.] いう文章を記しておられる。このように妊娠中の女を故意に殴打して死傷させた者は、現代刑法では「不同意墮胎致死傷」として「前条の罪 (不同意墮胎) を犯し、よって女子を死傷させた者は、傷害の罪と比較して、重い刑により処断す (日本刑法第216条)」という規定があるだけで、このような殴打事件が起った時にはその事件に対する個々の訴訟によって、この条文が適用されるかどうかはその裁判によって決せられることになっているにすぎない。

つまるところこのような殴打事件に関して、古代法は比較法の対象としてあまり適切ではない、ということだろう。

## 第211条（原文・逐語訳）

35   
 šum-ma mārat maš-en-kak

もし 娘が ムシュケーヌの

  
 i-na ma-ha-zi-im ša li-ib-bi ša

のため 打撃 ものを 体内の 彼女の

  
 uš-ta-ad-di-si 5 šiqil kaspim i-sa-qal

流産したなら 5 シェケルの 銀を 支払う

## 第211条（試訳）

（第209条から、アッカド語の文章の主語すなわちアウィルム階層の者が加害者であるが、第209条と第210条は被害者も同じアウィルム階層であるのに対し、この第211条とこの次の第212条は被害者がムシュケーヌムの女となっている）ムシュケーヌムの女性が殴打されたため流産した場合は、（第209条の）アウィルム階層のその者は5シェケル（約42g弱）の銀（貨）を支払うものとする。

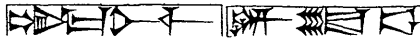
## 第211条の解釈

第209条で、アウィルム階層の女性が妊娠中に殴打されて胎児が死亡したら、その損害賠償額が10シェケル（約85g弱）の銀だったのに比較すると丁度その半額の賠償額がムシュケーヌ階層の女性の胎児に対しては規定されていたとみるべきだろう。

このようなところから、アッシリア学者の多くはムシュケーヌムがアウィルム階層の下位に置かれていることを主張するが、階層だけの問題でこれを解釈することは出来ず、古代バビロニア社会にはセム系のバビロニア人、アッシリア人だけでなく、この楔形文字を最初に創った言語系統不明

のシュメール人なども混在しており、職業的な階級に近いものと理解したほうが良いと思われる。この条文の翻訳については各研究者であり差がないと思われるが、原田慶吉氏の訳は「もし『ムシュケーヌムの娘』〔にして〕、殴打の結果、彼の女の中にあるもの（胎児）を彼の女に流産せしめたるときは、銀五シクルを支払う。」〔loc. cit., p. 333〕であり、鈴木佳秀氏は「彼が（その）殴打によってムシュケーヌムの息女を流産させた場合、彼は銀五シケル支払わなければならない。」〔loc. cit., p. 191〕と重訳し、中田一郎氏の翻訳のほうは「もしムシュケーヌム仲間の女性を殴って彼女の胎児を流産させたなら、彼は銀5シキル（約41.7グラム）を支払わなければならない。」〔loc. cit., p. 59〕としているが、この条文の解釈としては、賠償の金額だけを比較してムシュケーヌム階層の女がアウィルム（アヴィールム仲間）階層の半分の価値しか有していないと判断することはできない、いうことは何度か論述したところである。

### 第212条（原文・逐語訳）



sum-ma sinnistum si im-tu-ut

もし 女が この 死んだなら



1/2 ma-na kaspim i-sa-qal

1/2 マナの銀を 支払う

### 第212条（試訳）

（本条における加害者は、前の条文と同じく第209条のアウィルム階層の者がそのまま続いていると考えられる、そしてこの条文の女は前の第



211条のムシュケーヌムの女性とみるべきだろう) この女性が死亡したる場合、2分の1 マナ (約250g) の銀 (貨) を支払わなければならないものとする。

### 第212条の解釈

同じアウィルム階層の女性を殴打して殺害してしまったような時は、第210条によって自分の娘も殺されなければならないが、加害者がアウィルム階層である限り、ムシュケーヌムの女性 (妊娠中) を殺害したる場合においては、2分の1 マナ (約250g) の銀 (貨) を賠償するだけですむ、というのがこの第212条の規定の内容である。

この条文を原田慶吉氏は「もしその女が死亡したるときは、銀半マヌーを支払う。」〔loc. cit., p. 333〕であり、同様に鈴木佳秀氏は「この女性が死んだ場合、彼は銀2分の1 ミナ支払わなければならない。」〔loc. cit., p. 191〕と記し、中田一郎氏もその翻訳として「もしその女性が死んだなら、彼は銀2分の1 マナ (約250グラム) を支払わなければならない。」〔loc. cit., p. 59〕と記述しておられるが、その解釈としては、前の第209条から第211条までに記したところと殆ど変わりがないもの、と言うべきだろう。なお、マヌー、ミナ、マナは呼称の日本式書法による違いで、同じ単位を指し、この古代バビロニア時代においても第108条の解釈のところで例示したような他の分銅を使って計量していたもの、と思われる。

(小) 1/5マナ



(中) 1/3マナ



(大) 王の5マナ




第213条（原文・逐語訳）

  
sum-ma amat a-wi-lim im-ha-as ma

もし 女奴隷を 人の 叩いて、

  
sa li-ib-bi sa us-ta-ad-di-si

ものを 体内の 彼女の 流産したなら

  
2 siqil kaspim i-sa-qal

2 シェケルの 銀を 支払う

第213条（試訳）

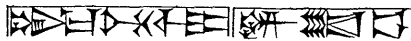
（この条文の加害者も、第209条のアウィルム階層の者がそのまま続いていると考えられる）そのアウィルム階層の者が、他の（アウィルム階層の所有する）者の女奴隷を殴打して、その女奴隷の胎児を流産させたら、2 シェケル（約17g弱）の銀（貨）を支払わなければならないものとする。

第213条の解釈

アッカド語の文章としては、第209条冒頭の主語がこの次の第214条まで続いていると考えられ、加害者はアウィルム階層の者である。その者が他のアウィルム階層の所有する妊娠している女奴隷を殴るなどして、その結果、女奴隷の胎児が死亡すなわち流産したならば、その損害賠償として2 シェケル（約17g弱）の銀（貨）を支払わなければならない、というのがこの第213条の解釈である。2 シェケルの銀というと約17g弱（1 ミナが60シェケルとして計算した場合）だから、今日の観点から見ればそれ程重大な損害賠償ではなく、勿論その損害額は奴隷を所有するアウィルム階層の者に支払われた、と考えられる。

この第213条の翻訳に関して、原田慶吉氏の訳文は「もし人の女奴を擲ちて、彼の女の中にあるもの（胎児）を彼の女に流産せしめたる時は、銀2シクルを支払う。」〔loc. cit., p. 333〕となっており、その後にはハンスJ.ベッカー氏の重訳をした鈴木佳秀氏の訳文は「彼がある人の女奴隷を打って流産させた場合、彼は銀2シェケルを支払わなければならない。」〔loc. cit., p. 191〕で、中田一郎氏も「もし彼がアヴィールムの女奴隷を殴って彼女の胎児を流産させたなら、彼は銀2シクル（約16.7グラム）を支払わなければならない。」〔loc. cit., p. 59〕という全翻訳者があまり変化のない翻訳に終始しておられる。

#### 第214条（原文・逐語訳）



sum-ma amtum si-i im-tu-ut

もし 女奴隷が この 死んだなら



1/3 ma-na kaspim i-sa-qal

1/3 マナの銀を 支払う

#### 第214条（試訳）

（前の第213条から続いた内容で、ある者が他のアヴィールム階層の妊娠している女奴隷を殴打して、その結果）この女奴隷が死亡したら3分の1マナ（約170g弱）の銀（貨）を支払わなければならないこととする。

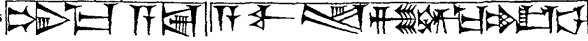
#### 第214条の解釈


第209条から始まるアッカド語の文章は、この第214条まで続いており、

その間に6ケ条の条文が記載されている。アウィルム階層の者が、他のアウィルム階層の妊娠している女奴隷を何かの理由で殴って、その胎児が流産した時は前条で2シェケルの罰金を出せばすんだが、その女奴隷が死亡した時は3分の1マナ（約20シェケル、現在の単位で約170g弱）という10倍の罰金を支払わなければならない。

ハンムラピ法典全体からみて、3分の1マナの罰金はかなり高額のほうに位置し、それを他人の所有物である奴隷の対価として支払うということは、この法典第170条にもあるように、家父長制のもとでその父親がまだ生存中にアウィルム階層の男がその女奴隷の子供を正式に自分の子供と認めれば、正式な相続者になることもできたからであろうと思われる。この第214条の翻訳も原田慶吉氏の訳文は「もしその女奴が死亡したときは、銀3分の1マヌーを支払う。」〔loc. cit., p. 333〕というもので、鈴木佳秀氏の重訳は「この女奴隷が死んだ場合、彼は銀3分の1ミナを支払わなければならない。」〔loc. cit., p. 191〕となっており、同様に中田一郎氏の翻訳も「もしその女奴隷が死んだなら、彼は銀3分の1マナ（約167グラム）を支払わなければならない。」〔loc. cit., p. 59〕という記述がなされている。この第214条までで第209条より始まった「妊娠している女を殴打したことの結果」すなわち現代法の法律用語で言う広義の「不同意墮胎」とそれに関連する致死傷などに関する諸規定は終り、これ以降第215条からは「医者や大工等の職種に関する規定」に入ってゆくことになる。


第215条 (原文・逐語訳)

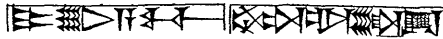
  
 sum-ma a-zu a-wi-lam zi-im-ma-am kab-tam šimmu 怪我  
 もし 医師が 人の 傷を 重い

  
 i-na gir<sub>2</sub>-zal siparrim i-bu-uš ma šiparru<zabar= u<sub>4</sub>-ka-bar  
 で メス 青銅の 手術して、 ibuš < epeš 作る、手術する

  
 a-wi-lam ub-ta-al-li-it balāṭu 生きる、助ける  
 人を 治療し

  
 u<sub>3</sub> lu na-gab-ti a-wi-lim  
 又は 膿瘍を 人の

  
 i-na gir<sub>2</sub>-zal siparrim ip-te ma pitū 裂す、開く  
 で メス 青銅の 開いて、

  
 i-in a-wi-lim ub-ta-al-li-it  
 目を 人の 治療する時は

  
 10 šiqīl kaspim i-li-qi<sub>2</sub>  
 10 シェケルの銀を 取る (領収する)

第215条 (試訳)

医師が、ある者の重大なる傷口を青銅のメスを用いて治癒し、またはある者の膿瘍を青銅のメスで切開手術を施したり (そうすることで) 人の目を治療したりした時は、(その医師は) 10シェケル (約85g 弱) の銀 (貨) を (治療費の謝礼として) 受領することができる。

第215条の解釈


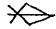
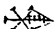

この第215条から第223条までは、古代バビロニアの医師 (古代において

は今日の医師という立場だけでなく獣医も兼ねていた)に関する規定が記載されている。先ず最初にアウィルム階層の者に外科手術をおこなう例が出ているが、この条文における切開手術とは目の手術のことでそれが成功し、傷が治癒した場合の謝礼が10シケルの銀であることが決められ、このような手術の治療費が一番高く設定されている。患者の身分により、それだけ慎重な高価な薬剤等を使用した治療がおこなわれたということだろう。

当時の医師は、その職域のうえからだけでなく社会階層のうえでも宮廷に関わる内科医と獣医を兼ねていた医とに分かれていて、実際に内科医は祭司の職域のひとつとして儀礼的な領域にもたずさわっていたとみられている。この第215条の原文と逐語訳をみてもわかる通り、外科医(獣医)のほうは青銅のメスを使用して切開手術をおこなう言わばメス執刀技師であり、アッカド語楔形文字の粘土板ではそのように記述されることもあった。そしてアウィルム階層への手術が失敗した場合の処罰も厳しく、第218条には外科医の責任として手を切断されることが記載されている。それだけ成功した時の治療費の謝礼も高く設定されていたわけである。この第215条の翻訳に関して、初期の頃に翻訳した原田慶吉氏は「もし医師が人に重き傷(大手術)を、鉄の手術メス(?)を以って作りて(施して)、人を治療し、あるいはまた人の角膜(?)を、鉄の手術メス(?)を以って切開して、人の眼を治療したるときは、銀10シクルを取る。」〔loc. cit., p. 333〕のように、その文章に幾多の疑問符を入れ、アッカド語の解釈にかなり苦勞しておられたようである。ハンス J.ベッカー Hans Jochen Boecker 氏は、この第215条ばかりでなく第223条までの「医師」に関する規定を総合的に解釈し、条文の翻訳をする前に以下の説明文を挿入している。すなわち「第215条から始まるハンムラピ法典の規定は、様々な職種の人々の仕事に関わりあっている。もとよりその文化史的な関心を引く

内容のゆえに、常に特別な注意が払われてきた。例として2、3、取り出してみよう。まず第215条-223条は、医者<sup>1</sup>の業務に関わる規定である。より正確に言えば、外科医の職務についての規定である。大まかに言うと、『外科医』は手工業者に分類されていた。ドライバー／ミルズ (Driver-Miles) が、外科医を、『メス執刀職人』と呼んでいるアッシリアの文書に注意を喚起している (II、251 註1)。『内科医』は、外科医とはっきり区別されていて、祭司の職務の一つに数えられている。内科医が実際に行っていた仕事内容について、ハンムラビ法典は何も語っていない。だがこれは、その儀礼的・医術的な治療法に見られる特殊な方法から見れば、理解できることである。……」[loc. cit., p. 191~p. 192] と記し、その後で治療費と手術の損害賠償 (第219条の解釈参照) などをも説明した後に、その翻訳を試みている。それを鈴木佳秀氏は「医者がある人 (アヴィールム) に青銅のメスで大きな切開手術を施し、それによってその人を癒すか、あるいは彼がある人の眉毛の下部に青銅のメスで切開手術を行ない、その人の眼を癒した場合、彼は銀10シケル受け取ることができる。」[ibid.,] と重訳しているが、楔形文字第1行目末の *zi-im-ma-am kab-tam* は「大きな切開手術」とするよりも「重大なる傷口」としたほうが良く、「眉毛の下部」にあたる場所は原田氏が「角膜」としていたところと思われるが、そのアッカド語は *na-gab-ti* で、むしろ「傷ついたところ」あるいは「膿傷」など傷口を意味するものではないか、と思われる。これを以下に見る中田氏は「こめかみ」と訳すが「こめかみ」とは一般的に「耳の上部あるいは髪の生え際の部分」で、こんなところを手術したら確実に死に至ったろうからまず正確ではない、と思われる。その中田一郎氏の訳文は「もし医者<sup>1</sup>が青銅のランセット (手術用小刀) でアヴィールムに大傷を負わせるが、そのアヴィールムを治したなら、あるいは青銅のランセットでアヴィールムのこめかみを切開し、アヴィールムの目を治

したなら、彼は銀10シキル(約83.3グラム)を取ることができる。」[loc. cit., p. 59] となっているが、gir<sub>2</sub>-zalを「ランセット」とするか単なる「メス」とみるかは解釈上の相異ということにしておきたい、と思う。古代バビロニアの時代に、原田氏が疑問符をつけているところからもわかるように、まだ「鉄」はそれ程バビロニア社会では普及していなかったことが考古学上わかっており、この後のアッシリアからヒッタイト時代に(従来世界史の教科書ではヒッタイト時代に始めて鉄が造られたとあるが、アッシリアでも鉄は使われていたことが現トルコのカマンカレホユックの遺跡等で発掘されている) やっと武器として使用されるようになってゆく。従って古代バビロニアでは一般的に「短刀」として武器で使われていたものの中刃の鋭い両刃のものが手術用に使われていた、と考えられる。オランダ語を語源とする「外科や解剖等に使用される両刃の先が鋭利な手術用メス」が外科手術に使われるのはもっと後世で、勿論今日一般の外科手術で使われるオランダ語を語源とする lancet あるいはそれに相応するものが古代バビロニアで使用されていたことは無かった、と思われる。シュメール時代の楔形文字が、この手術用メスとして使用される前に短刀すべてを表現する絵文字から古拙文字として創られ、そしてこの第215条の条文第2行目の i-na を取ったところの楔形文字 gir<sub>2</sub> となり、その後アッシリアあるいはヒッタイトで、多分外科手術用のメスとして使用されるようになった手術用具の変遷を「楔形文字の変遷」として以下に見てみることにしたい。

絵文字		古拙文字	古典的 楔形文字
			

この文字が第215条楔形文字第2行目の gir<sub>2</sub> として使われている。

そしてその後のアッシリア時代に楔形文字が更に簡略化され、表意文字 ideogram としてそのままインド・ヨ

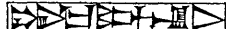


ーロッパ語族であるヒッタイト語にも使われるようになる。

アッシリア			意味
後期 楔形文字	音価		
	シュメール	アッシリア	
𒂗𒍪	ad <sub>2</sub> tab <sub>2</sub> gir <sub>2</sub> ul <sub>2</sub>	ad <sub>2</sub> at gir <sub>2</sub>	短刀

[op. cit., 飯島紀氏著『アッカド語』国際語学社 p. 161参照]

### 第216条 (原文・逐語訳)



sum-ma mār maš-en-kak

(上記で) もしムシュケーヌであれば



5 siqil kaspim i-li-qi<sub>2</sub>

5 シェケルの銀(だけ)を取る

### 第216条 (試訳)

(前の第215条からアッカド語の文章は続いていて、医師が青銅メスで切開手術や目の手術をおこなった患者が) ムシュケーヌム (の子供) であった場合、5 シェケル (約42g弱) の銀 (貨) を (その治療費として) 受領することができる。

### 第216条の解釈

第215条の場合は、切開手術を受けた患者がアウィルム階層の者だったので、その治療費は10シェケルであったが、この第216条の患者はムシュケーヌム (の子供) であったから、その治療費の謝礼は第215条の半額にあたる5シェケル (約42g弱) の銀 (貨) であることが規定されていたと

思われる。

この条文を原田慶吉氏は「もし『ムシュケーヌムの息（208条参照）なるときは、銀5シクルを取る。』〔loc. cit., p. 333〕と訳し、鈴木佳秀氏は「ムシュケーヌムの子を手術する場合は、銀5シェケル受け取ることができる。』〔loc. cit., p. 193〕という動詞の能力を強調した翻訳で、また同様にシェケルの換算を細かく計算した中田一郎氏の翻訳のほうは「もしムシュケーヌム仲間なら、彼は銀5シクル（約41.7グラム）を取ることができる。』〔loc. cit., p. 223〕という風に mār（子供）を抜かして翻訳しておられるのは、他の発見された粘土板文書等でこの mār が入っていないか、せいでもあると思われるが、その点について何の脚註も解説も入れていないのは不思議である。


確かに直前の第215条で、アウィルム（中田氏の訳語ではアヴィールム）階層の一般的な男を規定し、その次の第216条でムシュケーヌム階層の子供だけを規定するのは、条文相互の整合性からいって妥当なものではなくこれは当時のアッカド語で卑小辞として書き加えられた修飾的な挿入語で、おそらく子供だけではないムシュケーヌム階層の者達そのものを規定したものと考えられる。

### 第217条（原文・逐語訳）



šum-ma warad a-wi-lim be-el wardim

（上記で）奴隷なら 人の 主は 奴隷の



a-na a-zu 2 siqil kaspim i-na-ad-di-in

に 医師 2 シェケルの銀を 与える

### 第217条（試訳）

（アッカド語の文章は2ヶ条前の第215条から続いていて、主語は当然第215条の a-zu「医師」である。従ってこの条文に規定された手術をおこなった医師は、前の第216条と同じく第215条の冒頭に記されている医師で、手術内容も同じと考えられる）手術を受けた患者がアウィルム階層の奴隷なら、その奴隷の主人は手術した医師に2シェケル（約17g弱）の銀（貨）を与えればよい。

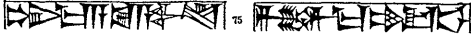
### 第217条の解釈


第215条と手術内容は同じだが、その手術に使われる薬剤と切開手術の道具や治療に対する慎重さが異なり、治療費の謝礼は第215条の5分の1となっているが、患者に対する扱いその手術における慎重さなどは全く別であったと思われる。その治療費はアウィルム階層の主人が医師に対して支払わなければならないことがここで明文をもって規定されている。


しかしながら、奴隷に対する手術費用として2シェケルの銀（貨）はかなり高額であり、後に出てくる第234条で船大工が60グルの船を建造する費用と同じであるところから、余程重要な役割りをはたしていた奴隷の生死に関わるような時に、このような外科手術を受けさせたのであり、多くの場合奴隷などは放置させられていたものと想像される。この第217条の原田慶吉氏による訳文は、「もし人の奴隷なるときは、奴隷の主は医師に銀2シクルを与う。」〔loc. cit., p. 333〕であり、鈴木佳秀氏の重訳は「ある人の奴隷を手術する場合は、奴隷の主人が医者に銀2シェケル支払わなければならない。」〔loc. cit., p. 193〕となって、最後に中田一郎氏の翻訳はといえば「もしアヴィールムの奴隷なら、奴隷の所有者は医者に銀2シクル（約16.7グラム）を与えなければならない。」〔loc. cit., p. 223〕という文章となってくる。このシェケル（原田氏はシクル、中田氏はシクルと


記す) の銀の薄片を投資してまで手術を受けさせようとする奴隷は、その主人にとってかなり価値あるものであったに違いない。

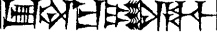
第218条 (原文・逐語訳)



  
 sum-ma a-zu a-wi-lam zi-im-ma-am kab-tam  
 もし 医者が 人に 傷を 重い


  
 i-na gir<sub>2</sub>-zal siparrim i-bu-uš ma  
 で メス 青銅の 手術して、


  
 a-wi-lam uš-ta-mi-it u<sub>3</sub> lu mātu 死ぬ  
 人を 殺し 又は


  
 na-gab-ti a-wi-lim i-na gir<sub>2</sub>-zal siparrim  
 膿瘍を 人の で メス 青銅の


  
 ip-te ma i-in a-wi-lim  
 開いて、 目を 人の


  
 uh<sub>2</sub>-tab-bi-it rittē su i-na-ki-su  
 潰したなら 手を 彼の 切り取る

第218条 (試訳)

医師が、ある者の重大なる傷口を青銅のメスを用いて切開手術したがために (医療過誤等で) 殺害してしまったり、あるいは青銅のメスで膿瘍を手術して目を潰してしまったりしたような場合に、その医師の腕 (手) は (その医療過誤の処罰として) 切り取られることになる。

### 第218条の解釈

この直前の3ヶ条（第215～第217条）とは異なり、主語は同じ a-zu（医師）ではあっても、これは言はば刑事法上の規定である。

その一方患者のほうは、この第218条の最初のほうに書かれているようにアウィルム階層の者だけに限って、その切開手術が失敗して患者が死亡したり目が潰れたりしたような時に、その医師の手が切り取られる処罰を受けることになることと明文で規定されている。

それだからこそ、ハンムラビ法典の第215条では、アウィルム階層の患者が治癒した時には10シェケルという高い治療費を科しているのである、と考えられる。


この手を切断するという処罰は、象徴的な意味だけでなく、その後あまり有能でない医師が古代バビロニア社会において切開手術をおこなうような危険を防止する機能をもっており、当時のバビロニア社会において法諺として有効に機能していた条文がこの第218条だと思われる。この条文の翻訳について、まず原田慶吉氏は「もし医師が人に重き傷（大手術）を、鉄の手術メス（？）をもって作りて（施して）、人を死亡せしめ、あるいはまた人の角膜（？）を、鉄の手術メス（？）をもって切開して、人の眼を潰したるときは、〔彼等〕彼の手を切り取る。」〔loc. cit., p. 334〕と翻訳しておられる。第215条でも siparrim を「鉄」と解釈しておられたようであるが、この古代バビロニアにおいて鉄製のメスは未だそれほど普及して使われておらず、まだ「青銅製」だったのではないか、と思われる。またこの原田氏の訳文で多い疑問符についてはすでに第215条の解釈で説明した。またハンス J. ベッカー Hans Jochen Boecker 氏の解釈については、前の第215条でその前半を記したが、第215条から第219条までの特に第219条の条文を意識してベッカー氏は「……外科医はしごく儲かる仕事であったが、危険がなくはなかった。ハンムラビ法典が手術の例を幾つか伝えて


いるが、それによると、治療費の額は治療内容や患者の社会的身分によって左右されていた。他面、治療上の危険、いわゆる手術ミスが重大な結果をもたらした。患者が手術ミスの結果死んでしまったか、手術によって重大な傷害を被った場合で、例えば当該の患者が自由人である時は、外科医は手を切断された。もっともな理由から、ここではタリオ原則の適用は考えられていない。外科医にとって、手の切断は象徴的な処罰という性格を持っている。事実、その手をもって、命取りとなるような手術を行なったからである。同時に、この処罰方法をもって、当の無能な外科医が再び手術を行なう危険を防止している。その他に、奴隷を手術で死に至らしめた場合の規則がある。この場合、外科医はそれによって生じた損失分を支払わなければならなかった（第219条。）〔loc. cit., p. 192.〕と説明した後に、第215条からの訳文を載せているが、その中でこの第218条については「医者がある人に青銅のメスで大きな切開手術を施し、（そのために）その人を死なせてしまうか、あるいは彼がある人の眉毛の下部に青銅のメスで切開手術を行ない、（その際）その人の眼を潰してしまった場合、彼の手は切り落とさなければならない。」〔ibid.,〕と記し、その後でこの説明文にある損害賠償の条文（第219条と第220条）を記載している。


またこの第218条に関する中田一郎氏の訳は「もし医者がアヴィールムに青銅のランセット（手術用小刀）で大傷を負わせ、そのアヴィールムを死なせたなら、あるいはアヴィールムのこめかみを青銅のランセットで切開し、そのアヴィールムの目を損なったなら、彼は彼（医者）の腕を切り落とさなければならない。」〔loc. cit., p. 60〕となっている。なおこのオランダ語のランセット *lancet* については第215条の解釈と次の第219条の逐語訳の右にその楔形文字の成り立ちを図説した。医療ミスに対する処罰規定は、このように古代社会においてその支配階級であったアヴィールム階層の者が患者であった場合、医者も失敗したらその腕を切り落とされるほど


重要な問題だったのである。




第219条 (原文・逐語訳)

  
 Sum-ma a-zu zi-ma-am kab-tam  
 もし 医者が 傷を 重い


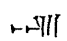
<sup>80</sup>   
 warad maš-en-kak i-na gir<sub>2</sub>-zal siparrim  
 奴隷を ムシュケーヌの で メス 青銅の

  
 i-bu-uš ma uš-ta-mi-it  
 手術して、 死なせたときは

  
 wardam ki-ma wardim i-ri-ab  
 奴隷を 同じ 奴隷と 弁償する

絵文字		古拙文字
		

古代のメス  
短刀

古典的 楔形文字	後期 楔形文字	音価		意味
		シュメール	アッシリア	
		ad <sub>2</sub> tab <sub>2</sub> gir <sub>2</sub> u <sub>4</sub>	ad <sub>2</sub> at gir <sub>2</sub>	ランセット 短刀

rābu 回復する [loc. cit., p. 161]

第219条 (試訳)

医師が、ムシュケーヌムの奴隷にできた重大なる傷口を青銅のメスで切開手術して死亡させた時は、その奴隷と同じ(程度)の奴隷を弁償しなければならない。

第219条の解釈

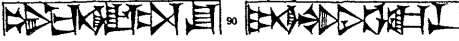


この条文で規定されているのは、「ムシュケーヌムの奴隷」であって、アウィルムの奴隷ではない、というところにハンムラビ法典の特色があると思われる。この条文に先行する第215条と第216条で医師への支払いが、ムシュケーヌムのほうがアウィルムの半額となっており、その治療費の支払い額をはじめ一般的な損害賠償の額等で比較するならば、確かにムシュ

ケーヌムはアウィルム階層の下位に位置するように考えられる。

しかしながら、この第219条のようにムシュケーヌムの奴隷だけを、しかも「同じ（程度の）奴隷を弁済する」という規定を見てみると、ムシュケーヌムは宮廷で同じ程度の仕事をこなせる奴隷を補充しなければその職務に影響が出るからではないかと考えられる。そういう側面からみても古代のバビロニア社会において、単に階層という側面だけからでは法文は理解できないのではないかとと思われるのである。この第219条を原田慶吉氏は以下のように「もし医師が重き傷（大手術）を、ムシュケーヌムの奴隷に、鉄の手術メス（？）をもって作りて（施して）、死亡せしめたるときは、〔その〕奴隷に相当する奴隷を賠償す。」〔loc. cit., p. 334〕と翻訳し、同じく同条をベッカー氏の著書から重訳した鈴木佳秀氏は「医者があるムシュケーヌムの奴隷に青銅のメスで大きな切開手術を施し、（そのために彼を）死なせてしまった場合、彼は（死んだ）奴隷につき奴隷1人をもって償わなければならない。」〔loc. cit., p. 193〕という風に鉄を青銅に改めて訳し、同じく中田一郎氏も第2行目にある gir<sub>2</sub>-zal siparrim を相変らず「青銅のランセット」として翻訳しているが、外科医が切開手術をしたのではなく、「医者が傷を負わせて殺した」と解釈して、以下のように「もし医者がムシュケーヌムの奴隷に青銅のランセットで大傷を負わせ、死なせたなら、彼は同等の奴隷を償わなければならない。」〔loc. cit., p. 60〕と訳しておられるが、アッカド語の文章はともかく、法律の条文の記述としてはやはり医療過誤について規定した条文と解釈するべきであって、これに外れた文章は疑問が残る翻訳であると考えざるをえない。



第220条 (原文・逐語訳)

  
 sum-ma na-gab-ta su i-na gir<sub>2</sub>-zal siparrim  
 もし 膿瘍を 彼(奴隷)の で メス 青銅の  
  
 ip-te ma i-in su uh<sub>2</sub>-tab-it da は it の裏り  
 開いて、 目が 彼の 潰れた時は  
  
 kaspam mi-si-il simi su i-sa-qal simu < sam<sub>2</sub>  
 銀を 半分の 値の その 支払う

第220条 (試訳)

(この条文のアッカド語の主語は、前述のように第215条の医師がそのまま続いているが文章として第219条の a-zu が主語とみてよい、なおこの条文で目を潰されたのは直前の第219条に出てくる「ムシュケーヌムの奴隷」であろう) 医師が、奴隷の膿瘍を青銅のメスで切開手術してその奴隷の目が潰れたる場合は、その(奴隷を購入した時の) 値の半額を支払うものとする。




第220条の解釈


医師が、この第220条の損害賠償として支払うのはその奴隷を購入した時の値段の半額で、支払う先は直前の第219条に出てくるムシュケーヌムに対してであろうと思われる。


この第219条から続く条文を原田慶吉氏は「もし彼の角膜(?)を鉄の手術メス(?)をもって切開して、彼の眼を潰したるときは、その値の半を銀にて支払う。」[loc. cit., p.334] と siparrim を相変らず「鉄」と訳し、na-gab-ta も「角膜」と疑問符つきで翻訳しているが、その後にドイツ語から重訳した鈴木佳秀氏は、「彼が眉毛の下部に青銅のメスで切開手

術を行ない、(その時)彼の眼を潰してしまった場合、彼はその奴隷の購入価格の半分を支払わなければならない。」[loc. cit., p.193]と siparrim は「青銅メス」と訳しているものの傷の部位は「眉毛の下部」として具体的な部位は避けている。また中田一郎氏の翻訳では、gir<sub>2</sub>-zal をオランダ語で手術用メス「解剖等に使用される平たい両刃で先がとがっているもの」をこの翻訳用語として使い「もし青銅のランセットで彼のこめかみを切開し彼の目を損ったなら、彼は彼(奴隷)の値段の半分の銀を支払わなければならない。」[loc. cit., p.60]という翻訳文を第215条から「ランセット」として使い続けている。この当時 lancet とほぼ同様の手術器具が古代バビロニアにもあったとは思われない。更に中田氏は na-gab-ta を平仮名で「こめかみ」と訳しておられるようであるが、顛顛とは目尻と耳の上の間に位置する顔の部分名称で、古代にこんなところを切開したら命取りになると思われるのでこれは飯島氏の逐語訳のように膿傷という、傷の外見的症状とみたほうが良いのではないかと考えられる。

第221条 (原文・逐語訳)

<sup>95</sup>   
 Sum-ma a-zu gir<sub>3</sub>-pad-du a-wi-lim  
 もし 医者が 骨を 人の  
 Col.   
<sup>xxxv.</sup> / Se-bi-ir-tam us-ta-li-im salāmu 良くする、治療する  
 折れた 治療したら  
  
 u<sub>3</sub> lu se-ir ha-nam mar-ša-am  
 又は 肉を 腸の 病気の

  
 ub-ta-al-li-iṭ      be-el ṣi-im-mi-im      ṣimmu 𒌆  
 治療したなら      主は      病人の      𐎗 | 𐎗 | 𐎗 |

  
 a-na a-zu 5 ṣiqil kaspim i-na-ad-di-in [loc. cit.,]  
 に      医者 5 シェケルの銀を      与える      𐎗 | 𐎗 | ha | 与える

### 第221条（試訳）

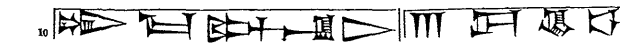
医師が、ある者の折れた骨を治療するか内臓の病気である肉体を治療したような時に、病気の主（患者）はその医師に5シェケル（約42g弱）の銀（貨）を（治療費として）与えなければならない。

### 第221条の解訳


この条文は、その第1行目の終りに記された楔形文字のアッカド語からもわかるように患者 (be-el ṣi-im-mi-im) がアウィルム階層の者で、第215条がそのアウィルム階層の者を青銅メスを使用して完治させた場合に10シェケル（約85g弱）の銀（貨）を治療費として支払う旨が規定してあることに对比して、この第221条のほうは骨折と内臓に関わる病気を治療したる場合には丁度その半額が治療費の謝礼として支払われることが規定されていた、と思われる。この条文を原田慶吉氏は「もし医師が折れたる人の骨を治療し、あるいはまた病みの腫物(?)を治療したるときは、傷の主は医師に銀5シクルを与う。」〔loc. cit., p. 334〕と翻訳し、鈴木佳秀氏の重訳は「医者がある人の折れた骨を直すか、痛めた臑を癒した場合、患者は医者に銀5シェケル支払わなければならない。」〔loc. cit., p. 193〕としている。この第221条の楔形文字原文še-ir ha-nam（第3行目の中ほど）を、原田氏のように「痛みの腫物」とするか鈴木氏のように「痛めた臑」と訳すか、あるいは以下に示す中田氏のように「ひどい筋の痛み」と

するかは各研究者の見解によるが、中田氏の「ひどい」という文章は何を訳したのかわからない。その中田一郎氏は「もし医者がアヴィールムの折れた骨を治したなら、あるいはひどい筋の痛みを治したなら、患者は医者に銀5シケル（約41.7グラム）を与えなければならない。」[loc. cit., p. 60] という翻訳文を掲げておられる。この第221条が記された楔形文字の第2行目から、ハンムラビ法典石柱の裏面第18欄（縦書きの段落に区切られたところ、欧米の研究者はコラム column と記している）が終って第19欄の右側の端から縦に読んで左に第3行目（欄の上では第2行目）へと進んで読んでゆくことになる。

#### 第222条（原文・逐語訳）

  
 10 sum-ma mār mas-en-kak 3 šiqil kaspim

（上記で）もしムシュケーヌなら 3 シケルの銀を

  
 i-na-ad-di-in

与える





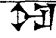


#### 第222条（試訳）

（アッカド語の文章としては直前の第221条の「医者が」から始まっているが、条文としての医師の業務と治療費の件についてはすでに第215条から始まっている）（医師が骨折と内臓の病気を治療した患者が）ムシュケーヌム（階層）の人であった場合には3シケル（約25g）の銀（貨）を（治療費としてその医者に）与えなければならないこととする。

第222条の解釈

前の第221条によって、骨折と内臓の病気の治療費は、患者がアウィルム階層の場合は5 シェケルの銀（貨）だったが、その同じ医師にかかっても患者がムシュケーヌムの時は治療費が3 シェケルで良いというのが、この第222条の規定である。この条文を初期に翻訳した原田慶吉氏は「もし『ムシュケーヌムの息』(208条参照) なるときは、銀3シクルを与う。」〔loc. cit., p. 334〕と訳し、ハンス J.ベッカー (Hans Jochen Boeker) 氏のドイツ語からの重訳をした鈴木佳秀氏もまた同様に「ムシュケーヌムの子を治療する場合、彼は銀3 シェケル受け取ることができる。」〔loc. cit., p. 194〕という訳文となり、この短文に関しては中田一郎氏も「もしムシュケーヌム仲間なら、彼は銀3シクル（約25グラム）を与えなければならない。」〔loc. cit., p. 60〕とほぼ同文の内容となっているが、mār を原田氏や鈴木氏が「息子」と解釈していたものを中田氏は「仲間」と解釈するところに特色がある。ここで最初に記された mār は、すでに第216条のところでも解釈したように、子供あるいは息子と限定的に翻訳するよりも、アッカド語の卑小辞として当時の文章中にあまり意味もなく書き入れられたものと考えられ、あえて意識せず飛ばした形で訳すか、中田一郎氏のよ様に「仲間」と解釈するしかないのではなかろうか。

第223条 (原文・逐語訳)

						
sum-ma	warad	a-wi-lim	be-el	wardim		
もし	奴隸なら	人の	主は	奴隸の		



a-na a-zu 2 siqil kaspim i-na-ad-di-in

に 医者 2 シェケルの銀を 与える

### 第223条 (試訳)

(この条文も第221条から続く、医者がその患者として受け入れた者が)アウィルム階層 (所有の) 奴隷ならば、その奴隷の主人は医師に対して2シェケル (約17g弱) の銀 (貨) を (治療費として) 支払うものとする。

### 第223条の解釈

前の第222条と同じく、条文中には患者の身分を奴隷の主人 (be-el wardim) としか書かれていないが、治療内容は第221条に書かれている骨折または内臓の病気と同じであると思われる。同じ病気を治療してもこの3ケ条で、アウィルム階層の者が患者なら5シェケル、ムシュケーヌムなら3シェケル、アウィルム階層の奴隷が患者なら2シェケルの治療費となる。この3ケ条には第219条のようにムシュケーヌムの奴隷のことが特記されて書かれてはいない。

その理由は、第219条の解釈にも記入したように、医師が青銅のメスを使用して外科手術をおこない死亡させたような場合に、ムシュケーヌムの奴隷の時はその奴隷と同じような仕事のできる同等の奴隷をつぐなう必要があったから、わざわざこのような規定を設けたが、この第223条のような治療費の場合、このアウィルム階層の奴隷の規定がそのままムシュケーヌムの奴隷にも適用されたのだろう。原田慶吉氏はこの条文を「もし人の奴隷なるときは、奴隷の主は医師に銀2シクルを与う。」[loc. cit., p. 334]と訳し、ドイツ語からの鈴木佳秀氏の邦訳も「ある人の奴隷を治療する場合は、奴隷の主人が医者に銀2シェケル支払わなければならない。」[loc. cit., p. 194]としているが、ハンスJ.ベッカー (Hans Jochen Boecker)

氏は、その後、ハンムラピ法典の第215条からこの第223条までの総合的解釈と旧約聖書との比較をおこない、旧約聖書にはなぜこのようなハンムラピ法典の条文が採り入れられなかったか、について言及している。これを鈴木佳秀氏の訳文で見てみることにすると「旧約聖書にはこれらの法文の並行例がない。ずっと古い時代に、旧約聖書の世界でも一般に医者固有の職種として存在していたかどうかは疑問で、外科医がいたとは考えられない。イザヤ書3章7節、エレミヤ書8章22節は比較的后代のもので、反証のための論拠とはならない。バビロニアやアッシリアの宮廷に仕えていたような、王の侍医についての言及は旧約聖書の何処にも出てこない。注目すべきは、ハンムラピ法典第206条と出エジプト記21章19節との比較が可能だという点である（本書231頁以下参照）。前提されている事例は同じである。バビロニアの法の条文が医者への支払いを要求しているのに対し、旧約聖書の法はより一般的な形で治療費に言及している。だがこの治療費が何を意味しているのか、はっきりと定義はされていない。どこにも医者への言及はない（この事実関係については、J. Hempel, *Heilung als Symbol und Wirklichkeit im biblischen Schriftum*, 1965<sup>2</sup>を参照のこと）。」〔*ibid.*,〕以上が、ベッカー氏の第215条からこの第223条までの解釈とも言える文章なのであるが、自分のキリスト教研究者としての観点で、旧約聖書の時代に固有の医者という職業の存在を疑うのはどうかと思う。なお中田一郎氏の翻訳もほぼ同文であるが「もしアヴィールムの奴隷なら、奴隷の所有者は医者に銀2シケル（約16.7グラム）を与えなければならぬ。」〔*loc. cit.*, p. 61〕となっている。

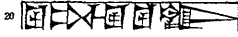
第224条 (原文・逐語訳)



sum-ma a-zu alpim u<sub>3</sub> lu imērim

もし 医者が 牛や

驢馬の バビロニアのロバ



lu alpam u<sub>3</sub> lu imēram

牛であれ

驢馬であれ

絵文字		古拙文字	古典的 楔形文字

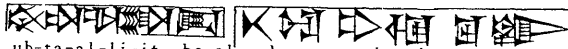
第1行目と第4行目の未参照



si-im-ma-am kab-tam i-bu-us ma

傷に 重い 手術して、

[loc. cit.]



ub-ta-al-li-it be-el alpim u<sub>3</sub> lu imērim

治療した時は 主は 牛や 驢馬の



igi 6 gal kaspim a-na a-zu

1/6 (シエケル) の銀を に 医者

ハンムラビ法典後の楔形文字



id su i-na-ad-di-in

手当として 与える

後期 楔形文字	音価		意味
	シュメール	アッシリア	
	anse	imeru	驢馬

第224条 (試訳)

医師 (獣医) が、牛や驢馬の重大なる傷口を (青銅のメスで) 切開手術して、治療したる時には、その牛や驢馬の主人は、6分の1シエケル (約1.5g弱) の銀 (貨) をその医師に治療費として与えることとする。

第224条の解釈




この条文に出てくる医師 (外科医) は、単にここで獣医としての役割りをもっているだけでなく、この条文に先行する第215条～第223条にも登場する医師と同じく、アッカド語の a-zu という職域の階層は、外科医として人間も獣も手術した、と思われる。



すなわち外科医は、今日でいう医師法で認められたような医師として権威ある存在ではなく、古代においては単に青銅のメスを使用して、人間でも動物でもその患部を外科手術するメスの執刀職工ぐらいの地位しか占めていなかったようである。しかし動物を手術した時の治療費の安さは驚くべきもので、今日の獣医もこれを参考にしてもらいたいぐらいである。この第224条を原田慶吉氏は「もし牛あるいはまた馬の医師が、牛にせよあるいはまた馬にせよ、これに重き傷（大手術）を作りて（施して）、治療したときは、牛あるいはまた馬の主は、銀<sup>25</sup>6分の1〔シクル〕を医師に、彼の謝礼として与う。」〔loc. cit., p. 334〕と翻訳し、その後に註〔qq. v.〕として、「(25行) あるいは買価の6分の1に相当する銀なるやも知れず。Eilers 参照。」〔ibid.,〕と記している。ハンス J.ベッカー氏は、この第224条の訳文を出していないが、その解釈については、それらの手工業技術者の報酬と賠償の点についてのみ言及し、「医者の仕事に関わる規定に続いて、ハンムラピ法典は、獣医、大工、水夫または船大工、そして特別な事例として理髪師の仕事を取り扱っている（第224条—240条）。ここでも費用が定められ、手はず通り仕上げられなかった仕事に対する、賠償義務が定められている。この関連で大工の仕事が規定の対象とされ、タリオの原則が適用されているのが、特に際立っている。」（op. cit., 鈴木佳秀氏訳『古代オリエントの法と社会』ヨルダン社 p. 194.）というように述べている。同じく中田一郎氏は、この第224条の翻訳として「もし牛あるいはロバの医者が牛あるいはロバに大傷を負わせたが治したなら、牛あるいはロバの所有者は銀6分の1（シクル）を彼の料金として与えなければならない。」〔loc. cit., p. 61〕という文章を記しておられる。しかしながら、この中田氏の翻訳文では、「牛あるいはロバの医者」という専門職が当事存在していたかのような印象を受けるので、前条までの外科医がこのような牛あるいはロバ等の動物をも外科手術したことを示す記述が翻訳の

中に必要なのではないかとと思われる。

第225条 (原文・逐語訳)

 <p>Sum-ma alpam u<sub>3</sub> lu imēram もし 牛や 驢馬に</p>  <p>zi-im-ma-am kab-tam i-bu-uš ma 傷の 重い 手術をして、</p>  <p>uš-ta-mi-it igi 4 gal šimi su 死なせたなら 1/4 を 値の その</p>  <p>a-na be-el alpim u<sub>3</sub> lu imērim に 主 牛や 驢馬の</p>  <p>i-na-ad-di-in 与える</p>	<p>alpu &lt; gud imēru &lt; anše</p> <p>(下) 古拙文字</p> <table border="1" style="border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="padding: 5px;"></td> <td style="padding: 5px;"></td> <td style="padding: 5px;"></td> <td rowspan="3" style="padding: 5px; vertical-align: middle;">初期 楔</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"></td> <td style="padding: 5px;"></td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"></td> <td style="padding: 5px;"></td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">anše □バ</td> <td style="padding: 5px;">gu<sub>4</sub> 雄牛</td> <td style="padding: 5px;">āb 雌牛</td> <td></td> </tr> </table> <p>右はシュメール文字 の音価</p>				初期 楔							anše □バ	gu <sub>4</sub> 雄牛	āb 雌牛	
			初期 楔												
															
															
anše □バ	gu <sub>4</sub> 雄牛	āb 雌牛													

クリストファー・ウォーカー氏著  
大城光正氏訳『楔形文字』p. 13参照

第225条 (試訳)

(アッカド語の文章は前の第224条から続いていて、前条の医師が) 牛や驢馬の重大なる傷口を切開手術して死亡させた場合には、その(家畜の) 値の4分の1を牛や驢馬の主人に支払うべきものとする。

第225条の解釈

外科医が獣医として、牛や驢馬などの家畜の傷を外科手術して、その家

畜を死なせてしまったような時は、その家畜の持ち主に対して、その家畜価格の4分の1を支払わなければならない、というのがこの第225条の規定である。古代における家畜価格は、その家畜を購入した時の値段がその時現在の同じ価値であったかどうか分からないが、他の条文との比較考察では購入価格と同一とみたほうが一般的だと思われる。この条文に対する原田慶吉氏の訳文は「もし牛あるいはまた馬に重き傷（大手術）を作りて（施して）、死亡せしめたるときは、その値の5分の1を牛あるいはまた馬の主と与う。」[loc. cit., p. 334]であり、従来のこうした訳に対して、おそらく中田一郎氏は、楔形文字の第3行目にある *igi 4 gal* の読み方で、数詞の4の前にある楔を分数を表わすものだけでなく後の4に1を足して5分の1ではないかと考えて以下の如き翻訳をしておられる。その中田氏の訳は「もし牛あるいはロバに大傷を負わせ、死なせたなら、彼（医者）は牛あるいはロバの所有者にその値段の4（あるいは5？）分の1を与えなければならない。」[loc. cit., p. 61]となっている。楔の数であらわす数詞は、これより後のインド・ヨーロッパ語族に属するヒッタイト語になるとかなりはっきりしてくるが、時としてアッカド語の段階では横に刻した大きな楔を1と読むか10と読むかあるいは分数の記号と考えるか、かなり不明なところがあり、それが研究者の翻訳と解釈にも深く影響を及ぼしていると考えられる。

### 第226条（原文・逐語訳）



sum-ma gallabum ba-lum be-el wardim gallabu < su-i

もし 烙印者が なしに 主の（了解）奴隷の なぜ 5 本の手と言うか不明



ab-bu-ti wardi la se-e-im

印を 奴隷の ない 売買でき



u<sub>2</sub>-gal-li-ib rittē gallabim su-a-ti

烙印したなら 指を 烙印者の その

右は古拙文字

galābu 烙印する、切る

rittū < kisib-la<sub>2</sub>



i-na-ak-ki-su

切り落とす

(右)初期の楔



シュメール文字  
の音価



šu  
手


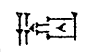
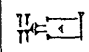
### 第226条 (試訳)

烙印官が、その奴隷の主人の了解をえないで、(本来は) 売買のできない奴隷の印を烙印したならば、その烙印官の指は (虚偽の烙印を押捺した罪で) 切り落とされるものとする。

### 第226条の解釈

古代バビロニアにおいても、奴隷となった者に一種の烙印を押してその身分を明らかにしていただろうことは推測されるが、その烙印を押すことを民間に勝手にまかせていたとは考えられない。おそらく焼鑊<sup>ヤキゴテ</sup>で身体の一部に特殊な刻印をつけていたものと思われるが、当時の奴隷のあいだでも、売買できるものとできなかった者とが存在し、この第226条に規定したように売買できる奴隷にはそのことがすぐわかるような烙印が押されていたものと思われる。楔形文字原文の第2行目にある ab-bu-ti (烙印) がいかなる方法によってつけられたかについて研究者による解釈にも大きな違いが出てくるが、以下に見るように原田慶吉氏はただの「目印」としており、中田氏は理髪師がつける髪形によって奴隷の地位を表わした、と考えているようである。また原田氏と中田氏ともに gallabum を「理髪師」と解釈しているようであるが、この古代バビロニア時代の「理髪師」は髪

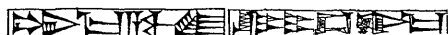
を刈るだけではなく、飯島紀氏が楔形文字の逐語訳で入れているように「烙印者」としての役割りもはたしていたと思われる。現在、日本の床屋（理髪師）が店の前にそのマークとして「赤白青」の斜線が回転する看板等をつけているが、もともとそれを意味する血と脈がこの職業の広い業務内容を暗示しているのである。それでは原田慶吉氏の翻訳をみってみると「もし理髪師が奴隷の主〔の同意〕なくして、自己に属せざる奴隷の目印（136条参照）を剃り落したるときは、〔彼等〕その理髪師の手を切り取る。」〔loc. cit., p. 334〕となっており、その一方で、中田一郎氏の訳文のほうはと言うと「もし理髪師が奴隷の所有者の承諾なしに彼に所属しない奴隷の目印の髪形を剃り落したなら、彼らはその理髪師の腕を切り落とさなければならぬ。」〔loc. cit., p. 61〕となっている。奴隷の目印を、どのようにつけたかということについては、奴隷に関する法的な解釈とみた場合、古代インドの『マヌ法典』の内容がまさにこのハンムラピ法典の第226条と第227条に相応するのではないか、と思われる。しかしながらマヌ法典のほうは奴隷等につける（古代インドの場合は犯罪者につける場合が多いが）「焼印」であるのが普通で、おそらく古代バビロニアにおいてもこのような「烙印」としての目印は焼ゴテにおいて刻印されたものと考えられる。この焼印についての詳細は『マヌ法典』第9章第237条以降を参照されたい。なお古代バビロニアと古代アッシリアで、一般的な「烙印」を意味する楔形文字としては以下のようなものが使われていた。

			gug	gug ellu	烙印 月々の奉獻 純な
---	---	---	-----	-------------	-------------------

更に、この楔形文字第3行目にある rittē が、手のどの部分にあたるか、その解釈は分れていて、中田一郎氏は腕、原田慶吉氏は一般的な表現としての「手」とだけ記述しているが、第218条で外科医の手術ミスで目を潰した時の処罰においてもやはりアッカド語で rittē と記述されていた

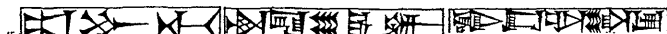
が、同じ部位を切断したかどうかはよく判断できない。筆者も飯島紀氏同様、烙印官の場合は、外科医よりも軽く「指」と解釈したほうが良いと思うが、*rittē* をどのように解釈するかは、その後のセム系法文化、特にイスラーム法の窃盗罪に対する片手を切断する処罰などと総合的に比較して考察せねばならないだろう。

### 第227条（原文・逐語訳）



sum-ma a-wi-lum gallabam i-da-aš ma

もし 人が 烙印者を 騙して、



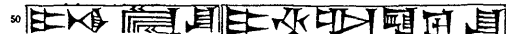
ab-bu-ti wardi la še-e-im ug-da-al-li-ib

印を 奴隷の ない 売買でき 烙印させたなら



a-wi-lam šu-a-ti i-du-uk-ku šu ma

人を その 殺して、



i-na bābi šu i-ha-al-la-lu šu

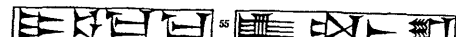
halālu 投げ込む

に 門 彼の 投げ込むが、彼を



gallabum i-na i-du-u<sub>2</sub> la u<sub>2</sub>-gal-li-bu

烙印者は 「知っていない 烙印したので」



i-tam-ma ma u<sub>2</sub>-ta-aš-šar

と誓うなら 自由にされる

### 第227条（試訳）

ある者が、烙印官を騙して売買できない奴隷の刻印を烙印させたなら

ば、その者は殺されその都市の門のところに吊るされるが、烙印官がその者について「(その事情を) 知っていなかったからこそ烙印してしまったものである」と誓うならば、放免されるものとする。

### 第227条の解釈

奴隷制度については、古代社会においてかなり重要な役割りをはたしており、その厳正な運用がはかられてきたと思われる。

この第227条にもあるように、烙印官を騙して烙印を押させた者がアウィルム階層の者であってもそうした行為によって死刑となり、その死体をその都市の城門のところに大衆が見られるように吊るされたのである。しかし、騙されて烙印を押した烙印官は、そのことを正式に決められた手段と方法で宣誓することによって、この第227条の末尾2行の文面によって、その罪を免れたようである。

古代バビロニア社会の担い手であったアウィルム階層の人間にとって、その都市を維持する城壁に囲まれた「城門」はかなり重要な象徴的な存在であったようで(バビロニアという名称もここから起ったという有力説がある)、その城門の定礎には楔形文字の石碑や粘土板が埋め込まれていた。烙印に関する比較法的考察については直前の第226条の解釈において既述したが、それはともかく原田慶吉氏の翻訳としては「もし人が理髪師を欺きて(?)、自己に属せざる(前条参照) 奴隷の目印を、〔彼(理髪師)が〕 剃り落したるときは、〔彼等〕 その者を【彼を】 殺して、彼の『門』(126条参照) の中に彼を埋め、理髪師は『知って剃り落したのではありません』と誓って放免せらる。」[loc. cit., p. 335] となっており、その後で原田氏の註 [qq. v.] という形で、(44行) あるいは「強迫して」? Ebeling 参照。] [ibid.] と記しておられる。

なお中田一郎氏のほうの翻訳は、奴隷の刻印を烙印させたのではなく、

奴隷の髪形を理髪師が剃り落して一般人と同じ髪形としたと解釈しておられるようで、その訳文としては「もし人が理髪師を欺いて、彼（理髪師）が彼（その人）に所属しない奴隷の目印の髪形を剃り落したなら、彼らはその人を殺し、彼を彼の（市の）門に吊るさなければならない。理髪師は『私は知っていながら剃ったのではない』と誓ったのち釈放される。」

[loc. cit., p. 61] となっているが、この第227条と前の第226条にある「烙印する」という動詞の「烙印」そのものを意味する楔形文字 [qq. v.] は

			gug	gug ellu	烙印 月々の奉獻 純な	[op. cit.,]
--	--	--	-----	-------------	-------------------	-------------

であり、この両条にある u<sub>2</sub>-gal-li-bu（第226条の第3行目と第227条の第2行目と第5行目）という動詞が、はたして「焼ゴテ」などを使用しておこなわれたものであるかどうか、先行する第226条の解釈において、比較法の観点から考察しておいた。またこの第227条の第5行目に記されたアッカド語の会話文体で使用されている「知る idu」という動詞の象形文字からの変遷は、以下のように

					zu	zu idu	知る	[loc. cit.,]
--	--	--	--	--	----	-----------	----	--------------

と変化している。ところでこの第227条で使われている「知る」という動詞は、これらセム系のアッカド語から楔形文字としてヒッタイト語に影響して、後のインド・ヨーロッパ諸語では「……その事実を認識していなかった」場合という意味で使われており、印欧共通基語で \*gno- という語根から派生し、フランス語の reconnaître ドイツ語の er-kennen として使われるケース（拙著『法の源流』芦書房刊に詳述）が、これにあたるように思われる。



第228条 (原文・逐語訳)

 banū < dim<sub>2</sub>  
 sum-ma bānūm bitam a-na a-wi-lim  
 もし 大工が 家を のため 人

 kalālu 仕上げる  
 i-bu-uš ma u<sub>2</sub>-sa-ak-li-il sum  
 建てて、 完成したときは 彼に

 a-na 1 sar bitim 2 šiqil kaspim  
 につき 1 サル 家 (敷地) 2 シェケルの銀を

 a-na qī<sub>2</sub>-is-ti šu i-na-ad-di-is sum  
 として 賃金 彼の 与える 彼に

第228条 (試訳)

建築家が、ある者のために家屋を建築しその家が完成したる時は、その建築家に建坪1サル(その1間)あたり2シェケル(約17g弱)の銀(貨)をその建築費として、支給する(支払う)ものとする。

第228条の解釈

建物を建てる時、建築家(bānūm 大工、石工)に支払う賃金を規定したものである。

古代社会においても建築材料の入手等において、容易に手に入るものとならなかつたものがあつた筈で、それも時代によって建造物の建築費はかなり差があつた、と思われる。

ハンムラビ王の統治時代(B.C.1728~1686)ごろの古代バビロニアにおける建築に関する費用は、だいたい建坪1サルあたり2シェケルの銀貨だつた、とみられている。勿論その家の建築を依頼した者は、アッカド語の原文からもわかる通りアウィルム階層の者で、その階層特有の建築構造に

よって造られたもの、と思われる。この第228条の条文を原田慶吉氏は「もし大工が家を人のために建てて、彼に完成したときは、家〔の敷地〕1サルに付き、銀2シクルを彼の報酬として彼に与う。」〔loc. cit., p. 335〕と訳し、その楔形文字原文の第3行目にあたるところに出てくる家の面積の単位であるシュメール語のSARサルをアッカド語の呼称ムシャル mušaru(m)とし、また貨幣単位ともいえるシェケルを原田氏がシクルとしていたところを中田一郎氏はシキルと改めて「もし大工が人のために家を建て、彼のために完成させたなら、彼（その人）は家（の敷地面積？）1ムシャル（約36平方メートル）につき銀2シキル（約16.7グラム）を彼の贈物として彼（大工）に与えなければならない。」〔loc. cit., p. 61〕という翻訳文を掲げておられる。はたして1サル（ムシャル）が、正確にどの位の広さだったのか、不明であるが、今日でいう1DKの1間（ヒトマ）位のものであったのではなかったのか、と思われる。

### 第229条（原文・逐語訳）

	
sum-ma bānūm a-na a-wi-lim	
もし 大工が のため 人	
	
bītam i-bu-uš ma si-bi-ir šu	sipru 仕事、細工
家を 建てたが、 仕事が 彼の	epešu 作る、建てる
	
la u <sub>2</sub> -dan-ni-in ma bitum i-bu šu	danānu 堅固にする
なくて、堅固で 家が 建てた 彼の	
	
im-ku-ut ma be-el bitim uš-ta-mi-it	maqātu 落ちる、墜す
倒れて、 主が 家の 死んだなら	mātu 死ぬ

bānūm su-u<sub>2</sub> id-da-ak

大工は その 殺される

### 第229条（試訳）

建築家が、ある者のために家屋を建築したが、その仕事が堅固なものでなかったためにその建築した家屋が倒壊して（そのために）その家屋の主人が死亡したる場合には、その建築家は殺されなければならない（死刑の判決が下される）ものとする。

### 第229条の解釈

典型的な同害報復のタリオ法規 *Lex talionis* の規範に従って、この第229条は作成されていると思われるが、この建築家に対する処罰で、これに続く第230条～第233条はこの原則によって貫かれている。

この第229条は原田慶吉氏の翻訳によって「もし大工が人のために家を建てて、彼の仕事を堅固にせず、ために建てたる家が倒れて、家の主を死亡せしめたるときは、その大工は殺さる。」[loc. cit., p. 335] と訳され、ハンス J.ベッカー（Hans Jochen Boecker）氏のドイツ語からの重訳と思われるが鈴木佳秀氏の訳も「大工がある人のために家を建てたが、その工事が（十分）堅固に施工されていなかったため、彼が建てた家が倒壊し、その家の主人が死んだ場合、その大工は殺されなければならない。」[loc. cit., p. 195] としており、この条文については中田一郎氏の訳も「もし大工が人のために家を建てたが、彼が自分の仕事に万全を期さなかったので、彼の建てた家が倒壊し家の所有者を死なせたなら、その大工は殺されなければならない。」[loc. cit., p. 61～p. 62] とほぼ同じ内容の訳文を掲げておられる。